

令和7年度

環境局事業概要 ー廃棄物編ー

ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしの推進

川 崎 市

目 次

1 川崎市の廃棄物処理事業	1
(1) 沿 革	1
(2) 環境局廃棄物処理関係施設の立地図	2
2 環境局機構図（廃棄物関係）	4
3 環境局事務分掌（廃棄物関係）	5
4 令和7年度環境局関係歳入歳出予算（廃棄物関係）	8
(1) 主な事業	8
(2) 川崎市一般会計総予算額と環境費（廃棄物関係）の推移	9
(3) 令和7年度環境局関係（一般会計）歳入歳出当初予算	10
(4) 令和5年度ごみ処理原価・し尿処理原価	12
5 職員の給与及び勤務時間	13
(1) 給 与 等	13
(2) 勤務時間	13
6 職員研修	15
7 安全衛生管理	18
(1) 安全管理	18
(2) 衛生管理	19
8 企画調査事業	22
(1) 一般廃棄物処理基本計画及び第3期行動計画に基づく進行管理	22
(2) 調査・研究	22
(3) 廃棄物に係る施策の総合企画及び調整	22
(4) 廃棄物・リサイクル関係法への対応	22
(5) プラスチック資源循環への対応	22
(6) その他	22
9 普及啓発事業	23
(1) ごみの適正排出・分別の徹底に向けた各種広報	23
(2) 環境教育・学習事業	23
(3) 市民によるごみの減量・リサイクル活動の推進	24
(4) まちの美化推進	25
(5) 市民・事業者・行政との協働による取組	25
(6) 生活環境事業所による普及啓発・指導	26
(7) 環境功労者表彰制度	27
10 ごみ関係事業	28
(1) ごみ処理事業	28
(2) 廃棄物埋立事業	44

11 し尿関係事業	45
(1) し尿関係事業	45
(2) 公衆トイレ維持管理事業	46
12 浄化槽関係事業	47
(1) 浄化槽の清掃	47
(2) 浄化槽の設置に係る審査及び検査	47
(3) 維持管理指導	47
(4) 合併処理浄化槽の設置推進	48
(5) 浄化槽設置への助成と貸付	48
13 廃棄物指導関係事業	49
(1) 廃棄物指導業務の沿革	49
(2) 産業廃棄物に関する個別の施策	50
(3) 産業廃棄物処理業許可業務	52
(4) 産業廃棄物処理施設設置許可業務	54
(5) 産業廃棄物に係る報告の徴収業務	55
(6) 立入検査等指導の状況	56
(7) 行政処分等の状況	57
(8) 事業系一般廃棄物排出事業者への指導業務	58
(9) 一般廃棄物処理業許可業者への許可・指導業務	58
(10) 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可業務	59
(11) 自動車リサイクル法関連事業者の立入指導等業務	60
(12) 有害使用済機器保管等指導業務	61
14 廃棄物車両整備事業	62
(1) 車両調査・研究	62
(2) 低公害車の導入	62
(3) 鉄道輸送用専用車及びごみ中継車の導入	62
(4) 廃棄物車両一覧表	63
15 施設	64
(1) ごみ焼却施設の環境対策	64
(2) ごみ焼却施設の設備概要	66
(3) 埋立処分施設	67
(4) 資源化処理施設	67
(5) 廃棄物中継施設	68
(6) 動物死体処理施設	68
(7) し尿・浄化槽施設	69
(8) 生活環境事業所	69
(9) 余熱利用市民施設	70
(10) 普及啓発施設	71
(11) 公衆トイレ	72

参 考 資 料

令和7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画	74
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	88
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則	102
川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例	110
川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則	112
川崎市環境基本条例	114
川崎市環境基本条例施行規則	120
川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則	124
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	137
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	142
川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例	146
川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則	149
川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	153
川崎市余熱利用市民施設条例	154
川崎市余熱利用市民施設条例施行規則	159
処理手数料の変遷	165
年 表	170

1 川崎市の廃棄物処理事業

(1) 沿革

本市の廃棄物処理事業は、明治33年4月に施行された「汚物掃除法」が旧川崎町ほかにも適用されたことに始まり、当初は民間のじんかい業者等により、その処理が行われてきました。市の業務は大正13年7月の市制施行時に庶務課衛生係を発足し開始し、その後、徐々に市の業務の拡大を図り、昭和13年には民間業者からごみの営業権を、同25年にはし尿の営業権を全て接收し、以来、公衆衛生の向上の観点から、市民に最も身近な行政サービスの一つである廃棄物処理事業を、市直営の事業として行ってきました。

昭和の中期以降は、廃棄物処理事業を都市機能の維持や生活環境の保全といった総合的な環境衛生対策と位置づけ、いち早く機械式のごみ収集車両を導入する他、南北に細長い地形から4つのごみ焼却施設をバランスよく配置し、生ごみの毎日収集や可燃物の全量焼却体制を全国に先駆けて確立する等、近代的な処理システムの構築に努めてきましたが、その後のごみ量の急増や市民・企業のリサイクル意識の高まりなど社会情勢の変化に伴い、廃棄物処理事業は大きな転換期を迎えるところとなりました。

本市では、こうした社会情勢の変化を受け、平成2年6月に「ごみ非常事態」を宣言し、市民、事業者の方々にごみの減量化・資源化の推進への協力を積極的に働きかけるとともに、平成4年には、それまでの適正処理の推進を基調とした廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（以下、「廃棄物条例」という。）を、資源循環型社会の構築を目指した条例へと全面改正し、以来、市民、事業者の方々と一体となって、様々なごみの減量化・資源化施策を展開してまいりました。

その結果、増えつづける人口に対して、ごみ量は減少するなど、一定の成果を上げましたが、事業系ごみは増え続けていたため、平成12年には、事業系ごみの減量化・資源化の促進に向け、廃棄物処理手数料の改定、事業系ごみ指定袋、廃棄物管理票の導入等を柱とする廃棄物条例を改正するとともに、事業者処理責任の徹底を図るため、一般廃棄物収集運搬業の許可を導入するなど制度改正を行い、平成16年4月には、事業系ごみの市収集を廃止し、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託する方式に変更しました。

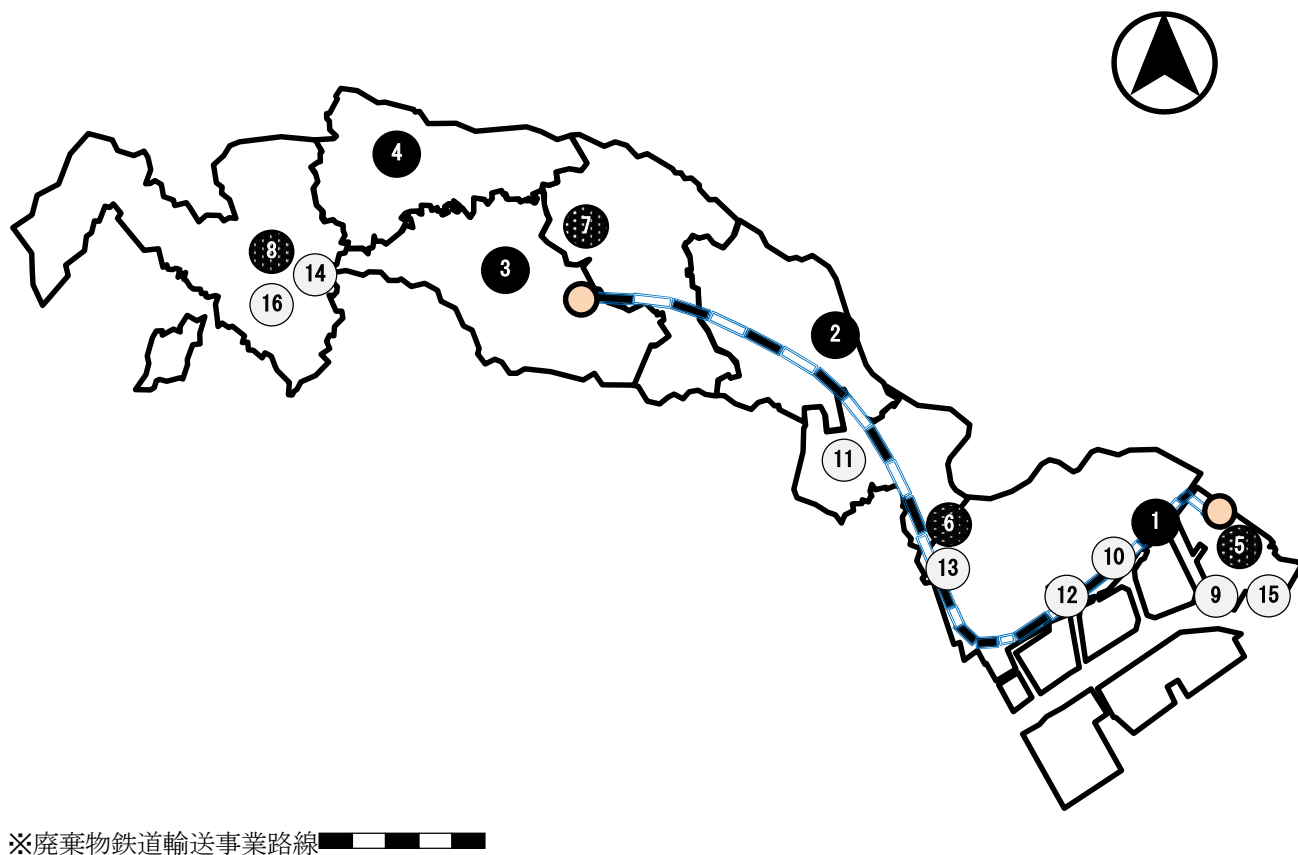
普通ごみ収集の効率化や分別収集の拡充に向け、普通ごみ収集を平成19年4月に週4回から週3回に、平成25年9月に週2回に変更するとともに、平成23年3月には、ミックスペーパー分別収集を全市で実施し、プラスチック製容器包装分別収集を南部地域（川崎区・幸区・中原区）において開始、平成25年9月には全市へ拡大しました。こうした様々な取組の成果により、ごみの減量化・資源化が進んだことから、平成27年度から橘処理センターを休止し、4処理センター体制から3処理センター体制へ移行しました。

平成28年3月には「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」を策定し、令和7年度までの10年間の計画として、リサイクルに関する意識向上はもちろんのこと、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進するとともに、「資源循環」「低炭素」「自然共生」の視点をもった統合的な取組を推進しています。

その後の主な制度改正などについては、令和2年7月には、一時多量ごみ（臨時かつ多量に発生する家庭系ごみ）特有の廃棄ニーズや超高齢社会への対応を図るため、民間事業者を活用し、新たに「一時多量ごみ制度」を開始、令和3年10月には、集積所等からの家庭系廃棄物の持ち去り行為が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境の確保と廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物条例を改正し、持ち去りを禁止する規定等を設けるなど社会情勢の変化に対応した事業を行ってきました。

令和4年3月には「川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画」を策定し、想定を上回る人口増加や生活様式の変化等に伴うごみの量・質の変化に対応し、食品ロスの削減やプラスチック資源循環に関する取組を強化するとともに、超高齢社会の到来や大規模災害への対応などの市民ニーズに応えた取組を推進しています。また、同時期に、新たな「川崎市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、産業廃棄物のより一層の3Rや適正処理等の推進に加え、脱炭素社会の実現や、プラスチック資源循環、災害廃棄物対策等への対応など一般廃棄物、産業廃棄物の両面から様々な取組を推進しています。

(2) 環境局廃棄物処理関係施設の立地図



生活環境事業所

番号	名 称	所 在 地	電 話	所管区域
1	川崎生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9	044(266)5747	川崎区
2	中原生活環境事業所	中原区中丸子 155-1	044(411)9220	幸区・中原区
3	宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	044(866)9131	高津区・宮前区
4	多摩生活環境事業所	多摩区枳形 1-14-1	044(933)4111	多摩区・麻生区

ごみ焼却処理施設

番号	名 称	所 在 地	電 話	備考
5	浮島処理センター	川崎区浮島町 509-1	044(287)9600	※動物死体処理施設併設
6	堤根処理センター	川崎区堤根 52	-	※令和5年度休止
7	橘処理センター	高津区新作 1-20-1	044(865)0013	
8	王禅寺処理センター	麻生区王禅寺 1285	044(966)6135	

埋立処分施設

番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
9	浮島埋立事業所	川崎区浮島町 523-1	044(277)1735	

資源化処理施設

番号	名 称	所 在 地	電 話	処理対象物
10	南部リサイクルセンター	川崎区夜光 3-1-3	044(272)0303	空きびん・空き缶・ペットボトル
(5)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	044(287)9600	粗大ごみ・小物金属
(5)	浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町 509-1	044(287)9600	ミックスペーパー・プラスチック 製容器包装・プラスチック資源
(7)	橘処理センター資源化処理施設	高津区新作 1-20-1	044(865)0013	ミックスペーパー
(8)	王禅寺処理センター資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	044(966)6135	空きびん・空き缶・ペットボトル・粗大ごみ・小物金属

廃棄物中継施設

番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
11	加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	044(588)4241	

し尿・浄化槽施設

番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
(3)	宮前生活環境事業所 し尿中継輸送・下水投入施設	宮前区宮崎 172	044(866)9131	
12	入江崎クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	044(266)2726	

余熱利用市民施設

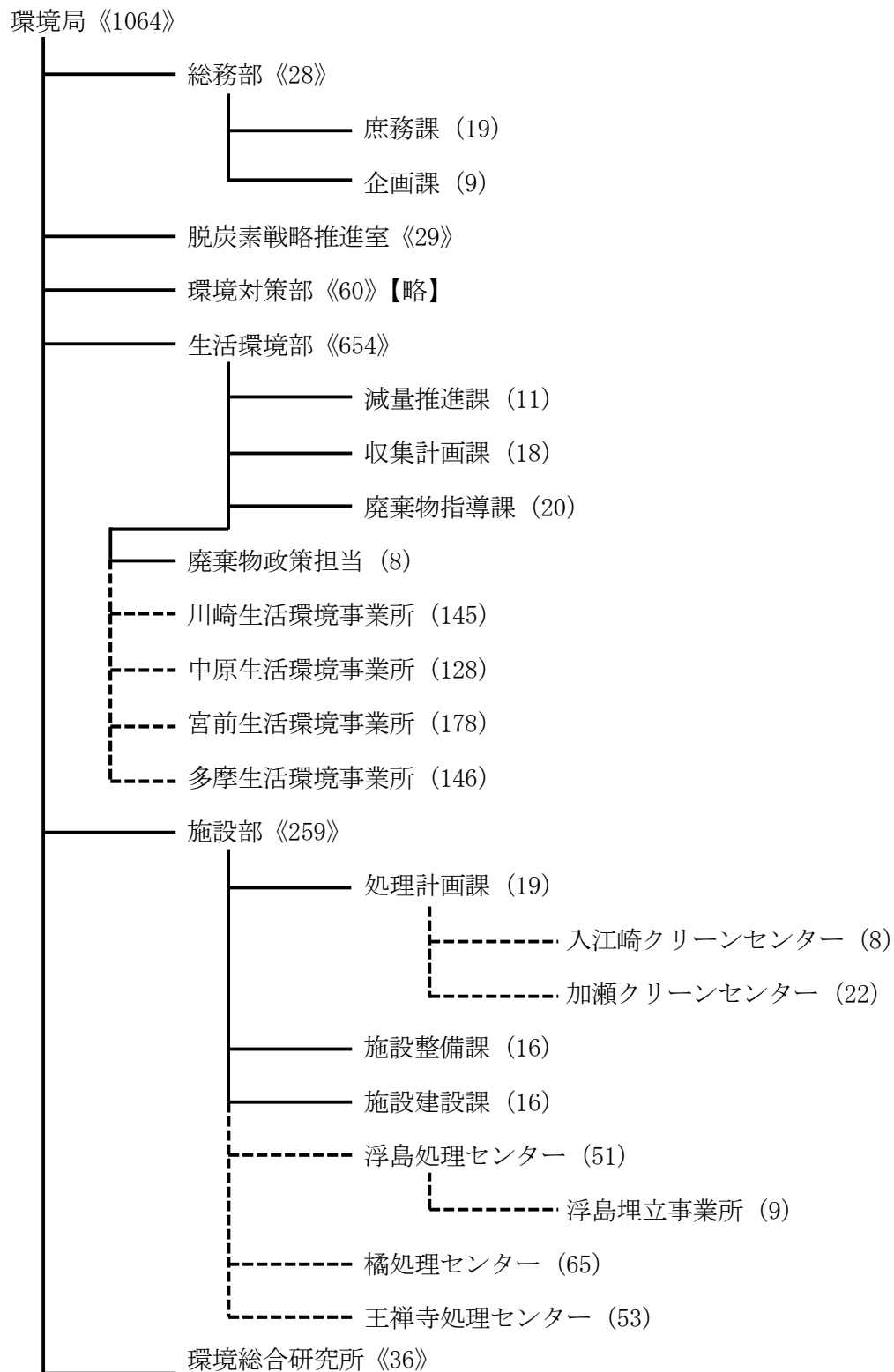
番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
13	堤根余熱利用市民施設（ヨネティー堤根）	川崎区堤根 73-1	—	※再整備のため休館
14	王禅寺余熱利用市民施設（ヨネティー王禅寺）	麻生区王禅寺 1321	044(951)3636	

普及啓発施設

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
15	かわさきエコ暮らし未来館	川崎区浮島 509-1	044(223)8869	
16	王禅寺エコ暮らし環境館	麻生区王禅寺 1285	044(712)4637	

2 環境局機構図（廃棄物関係）

令和7年4月1日現在



3 環境局事務分掌（廃棄物関係）

（「川崎市事務分掌条例」及び「川崎市事務分掌規則」から抜粋）

環 境 局		(1) 環境の保全に関すること。 (2) 公害対策に関すること。 (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関すること。
	総 務 部	
	庶 務 課	(1) 局の人事、予算及び決算に関すること。 (2) 局の市税外収入に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3) 局内の連絡調整及び事務改善に関すること。 (4) 局所属職員の研修に関すること。 (5) 局所属職員の労務管理及び安全衛生管理に関すること。 (6) 労務関係統計に関すること。 (7) 局民間活用事業者選定評価委員会に関すること。 (8) 局内他の課の主管に属しないこと。
	企画課	(1) 環境基本計画に関すること。 (2) 環境に係る施策の総合企画及び調整に関すること。 (3) 環境教育等の推進に関すること。 (4) 生物多様性の保全等に関する計画及び総合調整に関すること。 (5) 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議に関すること。 (6) 環境審議会に関すること。 (7) 環境行政に係る情報収集及び事業の広報に関すること。 (8) 川崎未来エナジー株式会社に関すること。
	脱炭素戦略推進室	略
	環境対策部	略
	生活環境部	
	廃棄物政策担当	(1) 廃棄物に係る施策の企画に関すること。
	減量推進課	(1) 廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。 (2) 廃棄物の適正な排出の推進に関すること。 (3) 環境美化推進のための普及啓発に関すること。 (4) 事業系一般廃棄物の指導業務の企画に関すること。 (5) 事業系一般廃棄物排出事業者に対する指導に関すること。 (6) 余熱利用市民施設（局に属するものに限る。）に関すること。 (7) 余熱利用市民施設（局に属するものに限る。）の市税外収入に関すること。
	収集計画課	(1) 課の市税外収入に関すること。 (2) 廃棄物の収集に係る計画に関すること。 (3) 廃棄物の保管施設に関すること。 (4) 浄化槽の設置に伴う助成及び貸付けに関すること。 (5) 浄化槽の設置に伴う審査及び工事検査の総括に関すること。 (6) 浄化槽の維持管理指導及び水質検査の総括に関すること。 (7) 公衆便所の維持管理計画に関すること。 (8) 生活環境部及び施設部所属車両の整備及び管理に関すること。 (9) 生活環境部及び施設部所属車両の修理に係る仕様書の作成及び検査に関すること。 (10) 生活環境事業所との連絡調整に関すること。

		廃棄物指導課	(1) 産業廃棄物の指導業務の企画に関すること。 (2) 産業廃棄物排出事業者に対する指導に関すること。 (3) 廃棄物の処理業の許可及び処理業者に対する指導に関すること。 (4) 廃棄物処理施設の設置許可及び設置業者に対する指導に関すること。 (5) 廃棄物の再生利用指定業者の指定に関すること。 (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可及び指導に関すること。 (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材の再資源化の指導に関すること。 (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等に関すること。 (9) 廃棄物の違法処分の監視及び防止指導に関すること。 (10) 有害使用済機器の保管及び処分の届出等に関すること。 (11) 廃棄物処理施設専門家会議に関すること。
		施 設 部	
		処理計画課	(1) 埋立処分料金その他の市税外収入に関すること。 (2) 廃棄物の処理に係る計画に関すること。 (3) 埋立処分に係る計画に関すること。 (4) 事業系一般廃棄物の施設搬入計画に関すること。 (5) 廃棄物に係る理化学試験に関すること。 (6) 廃棄物処理事業用施設の維持管理に関すること。 (7) クリーンセンター及び処理センターとの連絡調整に関すること。 (8) 廃棄物処理事業用施設に係る施策の企画及び調整に関すること。 (9) 廃棄物処理事業用施設の環境マネジメントシステムに係る調整に関すること。
		施設整備課	(1) 廃棄物処理事業用施設の管理の統括に関すること。 (2) 廃棄物処理事業用施設の整備計画等に関すること（施設建設課の所管に属するものを除く。）。 (3) 廃棄物処理事業用施設の整備等に関すること（施設建設課の所管に属するものを除く。）。
		施設建設課	(1) 廃棄物処理事業用施設の建設計画等に関すること。 (2) 廃棄物処理事業用施設の建設等に関すること。

環境局事務分掌（廃棄物関係）

（「川崎市事業所事務分掌規則」から抜粋）

生活環境事業所 （川崎 2 類 中原、宮前、多摩 1 類）	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 所の市税外収入に関すること。 (3) 所の安全衛生管理に関すること。 (4) 廃棄物の適正な排出の指導に関すること。 (5) 廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。 (6) 廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に関すること。 (7) し尿の収集及び運搬並びに浄化槽の清掃に関すること（川崎生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）。 (8) 公衆便所の維持管理に関すること。 (9) し尿の下水道投入に関すること（宮前生活環境事業所に限る。）。 (10) 浄化槽設置に伴う審査及び工事検査に関すること（川崎生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）。 (11) 浄化槽の維持管理指導及び水質検査に関すること（川崎生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）。
クリーンセンター （3 類）	(1) センターの維持管理に関すること。 (2) し尿の下水道投入に関すること（入江崎クリーンセンターに限る。）。 (3) ごみの積替え及び運搬に関すること（加瀬クリーンセンターに限る。）。 (4) 機械設備及び附帯設備の運転操作並びに維持管理に関すること。
処理センター （2 類）	(1) センターの市税外収入に関すること。 (2) ごみの受入れ及び焼却灰等の運搬に関すること。 (3) 動物の死体の処理に関すること（浮島処理センターに限る。）。 (4) 作業用被服等の洗濯に関すること（浮島処理センター及び王禅寺処理センターに限る。）。 (5) センターの維持管理に関すること。 (6) 焼却設備及び附帯設備の維持管理に関すること。 (7) 焼却炉等の運転計画に関すること。 (8) ごみの焼却に関すること。 (9) 焼却設備及び附帯設備の保守管理及び運転操作に関すること。 (10) 浮島埋立事業所との連絡調整に関すること（浮島処理センターに限る。）。 (11) ごみの積替え及び運搬に関すること（浮島処理センターを除く。）。
浮島埋立事業所 （3 類）	(1) 廃棄物等の埋立てに関すること。 (2) 所及び埋立地の維持管理に関すること。 (3) 排水処理設備の維持管理及び運転操作に関すること。
環境総合研究所 （1 類）	略

4 令和7年度環境局関係歳入歳出予算（廃棄物関係）

令和7年度川崎市一般会計予算の総額は、8,927億4,988万円で、前年度当初予算と比較して215億1,618万4千円の増となっています。

このうち、環境費（廃棄物関係）の予算額は188億1,228万5千円で、前年度と比較して6.3%、12億6,014万円の減となっています。また、一般会計予算に占める環境費（廃棄物関係）の割合は、2.1%です。

(1) 主な事業

ア	ごみ収集事業	1,423,860 千円
イ	分別収集事業	2,195,606 千円
ウ	ごみ収集車両整備事業	618,036 千円
エ	普及広報活動事業	58,184 千円
オ	ごみ減量化推進事業	224,273 千円
カ	産業廃棄物指導事業	16,287 千円
キ	ごみ焼却事業	3,065,408 千円
ク	放射性物質対策事業	239,484 千円
ケ	資源化処理事業	1,123,402 千円
コ	粗大ごみ処理事業	976,731 千円
サ	海面埋立事業	501,416 千円
シ	廃棄物処理施設等整備事業	1,434,642 千円
ス	処理センター整備事業	302,214 千円
セ	入江崎クリーンセンター整備事業	97,063 千円

(2) 川崎市一般会計総予算額と環境費（廃棄物関係）の推移

年度	一般会計総予算額	指数	環境費予算額	指数	一般会計に占める 環境費の割合
H2	425,577,012 千円	100	16,676,941 千円	100	3.9%
)					
12	509,705,187 千円	120	20,000,001 千円	120	3.9%
13	538,164,076 千円	126	20,504,128 千円	123	3.8%
14	527,274,473 千円	124	18,124,434 千円	109	3.4%
15	548,530,666 千円	129	15,823,480 千円	95	2.9%
16	520,957,698 千円	122	15,963,263 千円	96	3.1%
17	510,596,872 千円	120	17,616,637 千円	106	3.5%
18	545,603,538 千円	128	17,742,348 千円	106	3.3%
19	552,393,553 千円	130	16,899,492 千円	101	3.1%
20	609,463,595 千円	143	15,955,243 千円	96	2.6%
21	581,677,625 千円	137	18,677,140 千円	112	3.2%
22	611,671,776 千円	144	24,281,208 千円	146	4.0%
23	618,022,387 千円	145	22,398,328 千円	134	3.6%
24	595,632,267 千円	140	15,660,835 千円	94	2.6%
25	598,409,068 千円	141	18,214,774 千円	109	3.0%
26	617,116,662 千円	145	19,269,319 千円	115	3.1%
27	618,872,041 千円	145	21,056,986 千円	126	3.4%
28	638,982,234 千円	150	17,346,770 千円	104	2.7%
29	708,783,732 千円	167	18,051,848 千円	108	2.5%
30	736,628,178 千円	173	17,317,059 千円	104	2.4%
R1	759,066,283 千円	178	17,516,003 千円	105	2.3%
R2	792,463,317 千円	186	23,205,079 千円	139	2.9%
R3	820,841,311 千円	193	27,650,133 千円	166	3.4%
R4	878,512,742 千円	206	36,463,425 千円	219	4.2%
R5	867,262,120 千円	204	35,297,969 千円	212	4.1%
R6	871,233,696 千円	205	20,072,425 千円	120	2.3%
R7	892,749,880 千円	210	18,820,182 千円	113	2.1%

(3) 令和7年度環境局関係（一般会計）歳入歳出当初予算

（歳入）

（単位：千円）

科 目	令和7年度	説 明
16 使用料及び手数料	2,627,837	
01 使用料	8,744	
09 その他使用料	8,744	電気・ガス・通信・水道事業関係分等
02 手数料	2,619,093	
04 環境手数料	2,619,093	ごみ処理手数料、浄化槽等清掃手数料等
17 国庫支出金	3,839	
02 国庫補助金	3,839	
05 環境費国庫補助金	3,839	堤根処理センター整備事業交付金等
19 財産収入	910,346	
01 財産運用収入	20,764	
01 財産貸付収入	13,495	自動販売機設置場所一時貸付料
02 基金運用収入	7,269	資源再生化基金利子収入
02 財産売払収入	889,582	
02 物品売払収入	889,582	資源化物売払収入等
23 諸収入	1,955,546	
01 延滞金及び加算金	8	
01 延滞金	8	税外収入延滞金
06 雑入	1,955,538	
02 弁償金	18,386	
04 納付金	1,788	電気・水道・ガス料金納付金等
07 雑入	1,935,364	電力売払収入等
24 市債	1,961,000	
01 市債	1,961,000	
05 環境債	1,961,000	ごみ処理債、し尿処理債、施設債
歳 入 合 計	7,458,568	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	令和7年度	説 明
06 環境費	18,812,285	
01 環境管理費	689,357	
01 環境総務費	541,822	環境事業管理・統括に係る諸経費及び局職員の安全衛生管理に係る諸経費
04 余熱利用市民施設運営費	147,535	余熱利用市民施設の運営に係る経費
03 ごみ処理費	15,645,715	
01 ごみ処理総務費	8,563,516	ごみ処理に係る経費
02 生活環境普及費	305,292	生活環境事業の広報及び指導に係る経費
03 産業廃棄物指導費	22,443	産業廃棄物に関する指導・検査に係る経費
04 焼却場費	5,276,317	処理センターの運営に係る経費
05 粗大ごみ処理場費	976,731	粗大ごみ処理施設の運営に係る経費
06 廃棄物海面埋立費	501,416	廃棄物の海面埋立に係る経費
04 し尿処理費	643,294	
01 し尿処理費	643,294	し尿処理に係る経費
05 施設費	1,833,919	
01 施設整備費	1,434,642	既存施設の補修・整備に係る経費
02 施設建設費	399,277	新規施設の建設等に係る経費

(4) 令和5年度 ごみ処理原価・し尿処理原価

ア ごみ処理原価

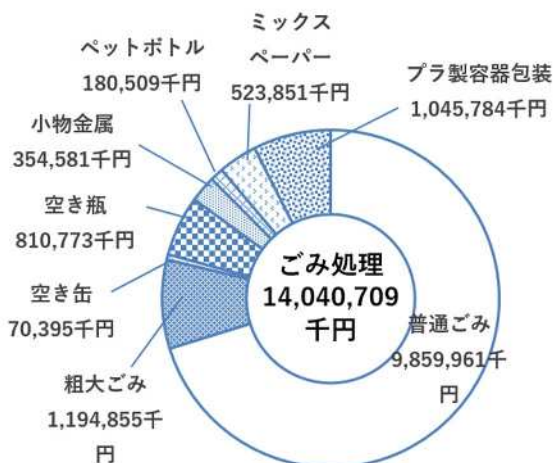
区 分		収集・運搬 に係る経費 (千円)	処理・処分 に係る経費 (千円)	管 理 に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (t)	1 t あたり の経費 (円)
ごみ処理原価の合計		8,313,000	5,082,953	644,756	14,040,709	283,829	49,469
内 訳	普通ごみ収集	5,240,992	4,250,401	368,568	9,859,961	223,754	44,066
	粗大ごみ収集	543,269	516,542	135,045	1,194,855	11,304	105,702
	空き缶分別収集	319,014	▲272,176	23,557	70,395	7,197	9,781
	空きびん分別収集	450,844	331,255	28,673	810,773	9,894	81,946
	小物金属収集	253,170	86,009	15,403	354,581	2,749	128,986
	ペットボトル収集	244,989	▲82,028	17,548	180,509	5,527	32,659
	ミックスペーパー収集	422,325	82,155	19,370	523,851	9,268	56,523
	プラ製容器包装収集	838,397	170,795	36,592	1,045,784	14,136	73,980

1世帯あたりの経費 18,179円

※世帯数（令和5年10月1日現在）772,375世帯

1人あたりの経費 9,084円

※人口（令和5年10月1日現在）1,545,604人



イ し尿処理原価

区 分		収集・運搬 に係る経費 (千円)	処理・処分 に係る経費 (千円)	管 理 に係る経費 (千円)	経費合計 (千円)	処理量 (KL)	1KL あたり の経費 (円)
し尿処理原価の合計		653,629	169,191	27,454	850,274	39,239	21,669
内 訳	し尿収集	281,943	32,028	10,476	324,447	6,898	47,035
	浄化槽清掃	371,686	137,162	16,978	525,827	32,341	16,259

※ここに示す経費の合計には、環境局の経費（環境費）以外に総務企画局の経費（総務費、職員手当・賞与等）を含み、ごみ収集車両の購入や処理施設の建設等に係る経費については、単年度ではなく複数年に渡る支出として計算（減価償却）を行っています。

※処理・処分に係る経費については、中間処理・最終処分・資源化に係る経費から収益を控除した金額を、計上しています。

※合計については四捨五入の関係で一致しない場合があります。

※分別収集の拡大に伴い、平成22年度から、これまでの算出方法を踏まえつつ、一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省）に基づく書類作成支援ツールを用いて算出しています。

5 職員の給与及び勤務時間

(1) 給与等

環境局に勤務する職員の給与は、「川崎市職員の給与に関する条例」で定める行政職給料表（１）及び（２）並びに医療職給料表（２）により、それぞれの職種に応じ支給します。

また、特殊勤務手当は、「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」により、業務内容に応じ支給します。

さらに、事業所等に勤務する職員に対し、「川崎市職員被服貸与規則」で定める被服等が貸与され、それ以外にも局で作業手袋等の保護具類を支給します。

(2) 勤務時間

環境局職員の勤務時間は次のとおりです。

事業所等	種別	1 週間の勤務時間	勤務時間等の割り振り等		
			勤務時間	休憩時間	週休日
下記以外		38 時間 45 分	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00	土日
生活環境事業所	生活環境事業所に勤務する職員（し尿収集業務及び浄化槽清掃業務に従事する職員を除く。）	38 時間 45 分	8 : 00～16 : 45	12 : 00～13 : 00	日曜日及び 4 週間を通じ 4 日
	し尿収集業務及び浄化槽清掃業務に従事する職員	38 時間 45 分	8 : 00～16 : 45	12 : 00～13 : 00	土日
加瀬クリーンセンター	加瀬クリーンセンターに勤務する職員（ごみ中継輸送に従事する職員を除く。）	38 時間 45 分	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00	日曜日及び 4 週間を通じ 4 日
	ごみ中継輸送に従事する職員	38 時間 45 分	8 : 30～17 : 15	勤務時間の途中において 1 時間	日曜日及び 4 週間を通じ 4 日
浮島処理センター 王禅寺処理センター	処理センターに勤務する職員（所長、焼却灰を運搬する自動車及び動物の死体を運搬する自動車の運転業務に従事する職員、EMS・研修担当の職員並びに操作係に勤務する職員を除く。）	38 時間 45 分	8 : 30～17 : 15	12 : 00～13 : 00	日曜日及び 4 週間を通じ 4 日
	操作係に勤務する職員	38 時間 45 分	8 : 30～17 : 15	勤務時間の途中において 1 時間	4 週間を通じ 8 日

事業所等	種別	1 週間の勤務時間	勤務時間等の割り振り等		
			勤務時間	休憩時間	週休日
橋処理センター	処理センターに勤務する職員（所長、EMS・研修担当の職員及び操作係に勤務する職員を除く。）	38 時間 45 分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び4週間を通じ4日
	操作係に勤務する職員	38 時間 45 分	交替勤務 (1) 8：30～17：15 (2) 16：15～翌日の9：15	交替勤務 2 交替勤務 (1) 11：45～12：45 又は 12：45～13：45 (2) 0：00～1：00 及び 5：00～5：30 又は 1：15～2：15 及び 5：30～6：00	4週間を通じ8日

6 職員研修

職員が全体の奉仕者としての使命と責任を自覚するとともに、その職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得することにより、行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目的として、研修を計画しています。

次の研修は、令和7年度に環境局で計画している研修一覧です。

研 修 名		実 施 課
(1) 各課で行う研修(局として行う研修を含む)	1 環境局新任職員等基礎研修	総務部庶務課(庶務係)
	2 環境局施設見学研修	総務部庶務課(庶務係)
	3 環境局生活環境職研修	総務部庶務課(庶務係)
	4 環境局新任係長・管理職研修	総務部庶務課(庶務係)
	5 環境局接遇研修	総務部庶務課(庶務係)
	6 環境局政策課題研修	総務部庶務課(庶務係)
	7 環境局政策提言・研究成果発表会	総務部庶務課(庶務係)
	8 コンプライアンス研修	総務部庶務課(庶務係)
	9 環境局係長級職員会計事務研修	総務部庶務課(経理係)
	10 予算要求事務研修	総務部庶務課(経理係)
	11 環境局財務事故防止研修	総務部庶務課(経理係)
	12 環境局技能・業務職スキルアップ研修	総務部庶務課(労務管理担当)
	13 環境局人権学習会	総務部庶務課(労務管理担当)
	14 職長学習会	総務部庶務課(労務管理担当・安全衛生担当)
	15 酸欠事故防止講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	16 安全衛生管理者等講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	17 K Y T (危険予知訓練)講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	18 電気事故防止講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	19 腰痛予防講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	20 腰痛予防(施設巡回)講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	21 安全衛生マネジメントシステム研修会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	22 健康教育	総務部庶務課(安全衛生担当)
	23 ボイラー事故防止講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	24 マスク装着講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	25 普通救命講習会	総務部庶務課(安全衛生担当)
	26 地球温暖化対策等業務に係る業務研修	脱炭素戦略推進室
	27 市発注工事における公害防止に関する対策及び手続きの説明会	環境対策部環境保全課
	28 土壌汚染対策法の手続きについて	環境対策部環境保全課
	29 環境対策部若葉研修	環境対策部地域環境共創課
	30 環境影響評価制度研修	環境対策部環境評価課
	31 環境影響評価技術研修	環境対策部環境評価課
	32 環境影響評価現地研修	環境対策部環境評価課
	33 環境影響評価に関する勉強会	環境対策部環境評価課
	34 業務担当推進班新任職員研修	生活環境部減量推進課
	35 事業系ごみ及び家庭ごみに関する応用研修	生活環境部減量推進課
	36 整備担当職員育成研修	収集計画課
	37 廃棄物指導業務に係る業務研修	生活環境部廃棄物指導課
	38 電子マニフェストシステムの基本的な操作研修	生活環境部廃棄物指導課
	39 技術専門研修(電気設備等講習会)	施設部処理計画課

(1) 各課で行う研修 (局として行う研修を含む)	40	技術専門研修（機械設備等講習会）	施設部処理計画課
	41	施設部技術職員人材育成研修	施設部処理計画課
	42	新任者研修	環境総合研究所
	43	安全衛生研修	環境総合研究所
	44	電気自動車講習	環境総合研究所
	45	ガラス器具取扱い講習	環境総合研究所
	46	薬品安全講習	環境総合研究所
	47	高圧ガス保安講習	環境総合研究所
	48	ストレスチェック集団分析結果活用研修	環境総合研究所
	49	環境局化学職・薬剤師人材育成研修	環境局化学職・薬剤師人材育成推進会議 (事務局：環境総合研究所（事業推進担当）)
(2) 各生活環境事業所で行う研修	50	総合職場研修	川崎生活環境事業所
	51	雇入れ研修	川崎生活環境事業所
	52	交通安全講習会	川崎生活環境事業所
	53	夏季臨時職員研修	川崎生活環境事業所
	54	酸欠防止研修	川崎生活環境事業所
	55	酸素欠乏危険作業特別教育	川崎生活環境事業所
	56	墜落制止用器具(フルハーネス型)特別教育	川崎生活環境事業所
	57	腰痛予防研修	川崎生活環境事業所
	58	テールゲートリフター特別教育	川崎生活環境事業所
	59	総合職場研修	中原生活環境事業所
	60	健康増進講習会	中原生活環境事業所
	61	雇入れ時教育研修	中原生活環境事業所
	62	会計年度任用職員（夏季）研修	中原生活環境事業所
	63	交通安全講習会	中原生活環境事業所
	64	し尿車操作研修災害用トイレ組立研修	中原生活環境事業所
	65	総合職場研修	宮前生活環境事業所
	66	会計年度任用職員（夏季）研修	宮前生活環境事業所
	67	健康管理等研修	宮前生活環境事業所
	68	雇入れ時教育研修	宮前生活環境事業所
	69	交通安全研修	宮前生活環境事業所
	70	酸素欠乏危険作業特別教育	宮前生活環境事業所
	71	墜落制止用器具(フルハーネス型)特別教育	宮前生活環境事業所
	72	災害時用トイレ収集作業体験研修	宮前生活環境事業所
	73	テールゲートリフター作業特別教育	宮前生活環境事業所
	74	総合職場研修	多摩生活環境事業所
	75	雇入れ時教育研修	多摩生活環境事業所
	76	夏季会計年度任用職員研修	多摩生活環境事業所
	77	交通安全講習会	多摩生活環境事業所
	78	バキューム車操作研修災害用トイレ組立研修	多摩生活環境事業所

(3) 施設部各センターで行う研修	79	槽清掃に関する研修 受槽砂出し作業手順 貯留槽砂出し作業手順 酸	施設部入江崎クリーンセンター
	80	脱水汚泥運搬車、貯留槽清掃車の操作等に係る研修	施設部入江崎クリーンセンター
	81	粉碎ポンプ切り刃交換研修	施設部入江崎クリーンセンター
	82	安全に関する教育・講習	施設部加瀬クリーンセンター
	83	浮島太陽光発電所の入所時安全研修	施設部浮島処理センター
	84	EMS専門教育	施設部浮島処理センター
	85	EMS養成教育	施設部浮島処理センター
	86	クレーン研修	施設部浮島処理センター
	87	電気設備概要講習会	施設部浮島処理センター
	88	PCS等概要説明講習会・電気図面の見方等講習会	施設部浮島処理センター
	89	エアシリンダー整備教育	施設部浮島処理センター
	90	ねじ切り機作業取り扱い講習	施設部浮島処理センター
	91	フォークリフト有資格者研修	施設部浮島処理センター
	92	車両系建築機械（コンボ）有資格者研修	施設部浮島処理センター
	93	安全に関する教育・講習	施設部浮島処理センター
	94	EMS養成教育	施設部橋処理センター
	95	アーク溶接及びガス溶断特別講習	施設部橋処理センター
	96	足場組立等作業従事者特別教育	施設部橋処理センター
	97	事業系一般廃棄物関係研修(一般ごみ受入・搬入業務対応教育)	施設部橋処理センター
	98	電気設備全般教育	施設部橋処理センター
	99	焼却炉付帯設備の点検修理に関する実務教育	施設部橋処理センター
	100	廃棄物処理法に関する研修(廃棄物処理・リサイクルに関する法体系)	施設部橋処理センター
	101	安全衛生マネジメントシステム監査(評価)員教育	施設部橋処理センター
	102	安全に関する教育・講習	施設部橋処理センター
	103	EMS専門教育	施設部王禅寺処理センター
	104	EMS養成教育	施設部王禅寺処理センター
	105	小型車両系建設機械運転者講習	施設部王禅寺処理センター
	106	HCl分析計研修	施設部王禅寺処理センター
	107	ごみクレーン部品交換研修	施設部王禅寺処理センター
	108	ダイオキシン類作業従事者特別教育(再教育)	施設部王禅寺処理センター
	109	墜落制止用器具(フルハーネス型)特別教育	施設部王禅寺処理センター
	110	トルクモーター整備講習会	施設部王禅寺処理センター
	111	ポンプの基礎、実務研修	施設部王禅寺処理センター
	112	安全に関する教育・講習	施設部王禅寺処理センター
	113	環境関係法令・SDS(化学物質安全データシート)研修	施設部浮島埋立事業所
	114	沈殿池清掃車の操作等に係る研修	施設部浮島埋立事業所
	115	車両系建築機械(ホイールローダ)有資格者研修	施設部浮島埋立事業所
	116	電動・振動工具安全教育	施設部浮島埋立事業所
	117	安全に関する教育・講習	施設部浮島埋立事業所

7 安全衛生管理

労働安全衛生関係法令により、事業主は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進しなければなりません。また、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日基発第123号）が示されています。

これらを踏まえ、環境局では、市民本位の環境行政を推進するうえで、人間尊重のもと、安全衛生の確保を最優先とし、災害や事故の防止を図り、職員が安全かつ健康に働ける快適な職場環境の形成を目指して活動するため、「局労働安全衛生管理基本計画」を策定し、組織的かつ継続的な安全衛生活動に取り組んでいます。

(1) 安全管理

安全管理については、職員の安全意識向上のための各種行事の実施、講習会の開催、災害防止活動及び安全衛生委員会活動の充実等で災害防止を図っています。

令和7年度の主な取組は次のとおりです。

ア 行事・講習会等の実施

行 事		実施時期	講習会（局が開催するもの）	各施設の対応
酸 欠 事 故 防 止 月 間		5 月	酸欠事故防止講習会	局労働安全衛生管理基本計画をもとに各施設の実状に即した年間の「安全衛生管理計画」を策定し、安全管理に関する各種の取組をします。講習会、勉強会等も行事に合わせ随時開催します。
車 両 事 故 防 止 月 間		4 月・9 月		
全国 統一 行事	全国交通安全運動	4 月 6 日～15 日 9 月 21 日～30 日		
公 務 災 害 防 止 月 間		7 月	安全衛生管理者等講習会、労働安全衛生マネジメントシステム研修会、KYT研修会、ボイラー事故防止講習会、電気事故防止講習会等	
全国 統一 行事	全 国 安 全 週 間	7 月 1 日～7 日		
年 末 年 始 安 全 作 業 運 動		12 月 15 日 ～1 月 15 日		
安 全 デ ー		各施設が独自に 設定(毎月)		
4	S 日			

イ 専門機関が開催する講習会等への派遣

各種作業主任者養成講習会、各種作業特別教育等

ウ 優良運転者、車両事故防止優良施設の表彰

「環境局優良運転者等表彰要綱」の規定によります。

エ 安全衛生推進優良職員、安全衛生活動優良施設の表彰

「環境局労働安全衛生推進職員等表彰要綱」の規定によります。

オ 「安全作業要領」の活用

「ごみ収集関係」「し尿・浄化槽関係」「ごみ処理・資源化関係」の安全作業要領を、作業現場での安全作業の確保の作業標準として活用し、無事故・無災害職場の形成に努めます。

(2) 衛生管理

衛生管理については、作業環境や労働条件の特殊性を考慮し、職員の健康管理意識向上のための行事の設定、特殊健康診断及び健康保健相談員や精神保健相談員による巡回健康相談並びに産業医による職場巡視の実施等により、心身両面にわたる健康の保持・増進に取り組みます。さらに、ストレスチェックを活用し、メンタルヘルス不調の予防に努めます。また、作業車両に搭載の救急薬品の補充を行います。

重量物取扱い業務については、予防対策に重点を置いた腰痛予防講習会を開催するなど、充実を図っています。

令和7年度の主な取組は次のとおりです。

ア 行事・講習会等の実施

行 事		実施時期	講習会（局が主催するもの）	各施設の対応
健康増進運動月間		10月	安全衛生管理者等講習会、腰痛予防講習会、禁煙教室等	各施設の「安全衛生管理計画」に基づき、健康の保持・増進に係る各種の取組を実施します。
全国統一 行 事	全国労働 衛生週間	10月1日 ～7日		

イ 専門機関が開催する講習会等への派遣

衛生管理者受験準備講習会等

ウ 健康診断

健 診 コ ー ス			対 象 者 要 件
一 般 健 診	雇 入 時 健 康 診 断		新規採用職員
	定 期 健 康 診 断	A コ ー ス	34 歳以下及び 36～39 歳の職員
		B コ ー ス	35 歳及び 40 歳以上の職員
	特 定 化 学 物 質 健 康 診 断		環境総合研究所、埋立処分作業、処理センター等で特定化学物質等を取り扱う業務に従事する職員
	有 機 溶 剤 健 康 診 断		環境総合研究所及び処理センター等での有機溶剤を取り扱う業務に従事する職員
	歯 科 特 殊 健 康 診 断		埋立処分作業及び処理センター等に従事する職員
	情 報 機 器 作 業 健 康 診 断		情報機器作業に従事する職員
	騒 音 業 務 健 康 診 断		騒音作業に常時従事する職員
	じ ん 肺 健 診		粉塵作業（アーク溶接）に従事する職員
がん 検 診	胃 が ん 検 診		35 歳以上の希望する職員（職員共済組合加入者）
	大 腸 が ん 検 診		35 歳以上の希望する職員（職員共済組合加入者）
	子 宮 が ん 検 診		希望する女性職員（職員共済組合加入者）
	乳 が ん 健 診		マンモグラフィ検査：40 歳以上で希望する女性職員（職員共済組合加入者） 乳房超音波検査：希望する女性職員（職員共済組合加入者）
人 間 ド ッ ク ・ 共 済 健 診			40 歳以上の希望する職員（職員共済組合加入者）
骨 密 度 検 診			希望する女性職員（職員共済組合加入者）
破 傷 風 予 防 接 種			破傷風菌に感染する恐れのある業務に従事する職員
深 夜 作 業 従 事 職 員 特別健康診断（後期）			労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号のヌに掲げる業務に常時従事する職員
特 定 保 健 指 導			一定の基準に該当し健康保険組合が特定保健指導を勧奨する 40 歳以上の職員（職員共済組合加入者）
ス ト レ ス チ ェ ッ ク			定期健康診断対象者

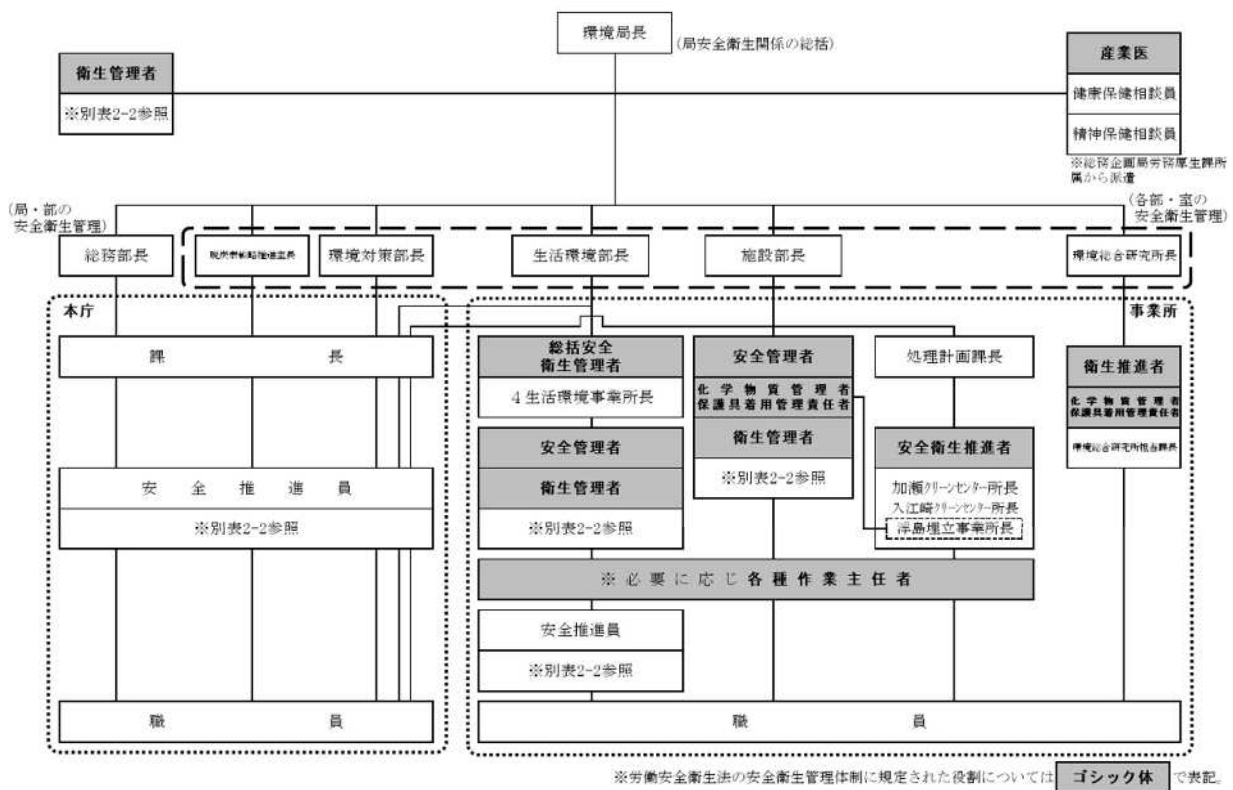
エ 巡回健康相談

前期は主に新任職員や異動者を対象に、後期は健診結果を踏まえハイリスクの職員を中心に、健康保健相談員及び精神保健相談員による健康相談・保健指導を実施し、疾病の発症や重症化を予防します。

オ 産業医による職場巡視

定期的に職場を巡視し、職場環境の改善及び職員の健康障害の防止に努めます。

安全衛生管理体制



職員安全衛生委員会一覧及び関係法令等



次の施設は、所属長(安全衛生推進者)の指名する衛生管理者免許所有者をもって、安全衛生推進者の補佐とする。
加瀬クリーンセンター、入江崎クリーンセンター、浮島埋立事業所

8 企画調査事業

(1) 一般廃棄物処理基本計画及び第3期行動計画に基づく進行管理

平成28年3月に策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」及び令和4年3月に策定した第3期行動計画に基づき、重点施策を中心に適正な進行管理を行います。

(2) 調査・研究

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、ごみの組成やその他の施策について他都市の取組状況などを調査し、その効果や課題の整理を行います。

(3) 廃棄物に係る施策の総合企画及び調整

廃棄物に係る施策について、川崎市総合計画、川崎市行財政改革第3期プログラムとの整合を図るほか、主要な事業について関係課と調整を図ります。

(4) 廃棄物・リサイクル関係法への対応

容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環法などのリサイクル関連法に関する収集・処理体制の整備等に向け、国・県及び各種団体からの情報収集に努め、関係課と調整を図ります。

(5) プラスチック資源循環への対応

プラスチック資源循環に向けた行動変容を促進するとともに、新たな取組を企画・展開・支援するプラットフォームを構築することを目的に令和4年4月に設立した「かわさきプラスチック循環プロジェクト」（かわプラ）の推進など、市民、事業者と連携した、市内プラスチック資源循環に向けた取組を推進します。

(6) その他

ア 統計資料作成及び情報収集

(ア) ごみ・し尿処理等のデータ分析・予測

排出実態調査の結果に基づき、ごみ排出量予測及びごみ搬入・処理予測等について、関係課とともにデータ管理を行い、効果的な施策検討を進めます。

(イ) 廃棄物関係法の改正等に係る情報収集

廃棄物関係法の改正等に伴う収集・処理体制の整備に向け、国・県及び各種団体からの情報収集に努め、関係課との調整を図り、効果的な施策検討を進めます。

(ウ) 年報及び事業概要等、刊行物の発行

(エ) 廃棄物処理事業に関する照会・回答

(オ) ごみ処理の原価算出

イ 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

昭和61年6月の第15回首脳会議において、廃棄物の自区内処理を原則とし、減量化、再資源化の促進を基本としながらも、長期的観点から廃棄物の広域処理対策が必要との共通認識のもとに、標記委員会を設置し、現在に至っています。

減量化・再資源化に関する広域的な普及啓発活動等を実施するとともに、適正処理等に関する調査・研究及び普及啓発活動を九都県市共同で行います。

9 普及啓発事業

(1) ごみの適正排出・分別の徹底に向けた各種広報

ア 各種広報媒体を活用した普及広報

「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」に基づく事業の円滑な推進を図るため、市政だより、市ホームページ、各種リーフレット、広報コーナーなど多様な広報媒体を活用した普及広報活動を実施します。

イ 「資源物とごみの分け方・出し方」の作製

資源物とごみの適正な排出方法や地域別収集日等の周知徹底を図るためのパンフレット「資源物とごみの分け方・出し方」について、日本語版及び多言語版について必要な改訂を行い、作製するとともに、ホームページからもダウンロードできる環境を整えます。

また、目の不自由な人のために、音声版・点字版を継続して配置していきます。

ウ 各種イベントにおける普及啓発

かわさき市民祭りや区民祭などのイベントに参加し、3R推進キャラクター「かわるん」を活用した広報を実施するとともにパネル展示やリーフレットの配布等により、資源物とごみの分別ルールと排出マナーの徹底及び3R〔リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〕の普及啓発を図ります。

エ 分別排出徹底に向けた広報

資源物とごみの分別ルールと排出マナーの周知徹底及び分別排出指導に取り組みながら、幅広い広報を行います。

オ 3R推進デー事業

広く市民に3Rを浸透させ分別排出の意義と必要性を定着させるため、原則毎月3日（日曜日の場合は4日）を3R推進デーと定め、集積所での排出指導や啓発キャンペーンを実施します。

カ ごみ相談窓口の開設

市民に身近な区役所等において、ごみ相談窓口を設置し、資源物とごみに関する相談業務など、様々な市民サービスの提供を実施します。

※大師支所仮庁舎（毎月第4金曜日）、川崎区役所（毎月第2土曜日）、幸区役所（毎月第2・第4土曜日）、中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所（毎月第4土曜日）

キ 生ごみの3きり運動の普及啓発

家庭の生ごみの発生抑制や減量を図るため、使いきり、食べきり、水きりの「3きり」について、リーフレットの配布や様々なイベント等を通じて普及啓発を実施します。

ク 「川崎市ごみ分別アプリ」の配信

分別がより分かりやすくなるようデータベースの更新を適宜行います。また、アプリの普及に向けた広報を行います。

ケ SNSを活用した情報発信

即時性や拡散が期待できるツールとして、X（旧ツイッター）「川崎市ごみゼロ・環境情報」により、ごみの豆知識、環境啓発イベントの案内、緊急時のお知らせなど、廃棄物関連の情報を発信します。

(2) 環境教育・学習事業

ア 社会科副読本「くらしとごみ」の発行

昭和52年から発行し、令和4年度にGIGAスクール構想に基づくデジタル化をした社会科副読本「くらしとごみ」について、適宜必要な改訂を行い、主に小学校4年生を対象とした学習教材

として、市内の小学校等で閲覧できるようにします。

イ 出前講座の実施

所管の生活環境事業所職員が地域に出向き、ごみの適正排出や3Rの推進などについて説明を行う出前講座として、主に小学生を対象とした「出前ごみスクール」及び町内会・自治会等を対象とした「ふれあい出張講座」を開催します。

令和6年度実施回数 出前ごみスクール 146回 ふれあい出張講座 151回

ウ 3R推進講演会の開催

3Rの推進に向けた意識啓発及び学習機会の場として、市民・廃棄物減量指導員・事業者を対象とした講演会を開催します。

令和6年度開催実績

日 時 令和6年10月10日(木)

内 容 紙リサイクルについて(濱野 彰吾氏)

エ 生ごみ減量リサイクル講習会の開催

家庭等から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭でできる生ごみリサイクルの手法や、できた生成物の効用などについての講習会を開催します。

令和6年度開催実績 2回

オ エコ・クッキング講座の開催

東京ガス株式会社との協働により、食品ロス対策や省エネ行動などの環境配慮行動を、食を通じて学ぶための講座を主に学校のPTA等を対象に開催します。

(3) 市民によるごみの減量・リサイクル活動の推進

ア 資源集団回収推進事業

ごみの減量・リサイクルを促進するため、紙類、布類、びん類などの資源集団回収を実施する町内会等の登録団体に対し回収量1kgあたり3円の奨励金、登録業者に対し回収量1kgあたり、紙類は古紙市況に連動した額を、布類・びん類は1円の報償金をそれぞれ交付します。また、資源集団回収によるリサイクルを推進するため、資源集団回収活動の拡大及び未実施地域への実施要請等の普及啓発活動を実施します。

令和6年回収量 30,781t

イ 生ごみ処理機等の購入費助成

一般家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ処理機等(生ごみコンポスト化容器を含む)を購入する際、購入金額の2分の1(限度額10,000円)の助成を行います。

令和6年度助成基数 生ごみ処理機等 441基

ウ 生ごみリサイクルリーダーの派遣・相談

家庭での継続的な生ごみリサイクルを推進するため、生ごみリサイクルの活動を長く経験し知識を有している方を川崎市生ごみリサイクルリーダーとして認定しています。電動生ごみ処理機を使って乾燥させた生ごみのリサイクル方法を知りたい場合や、コンポスト化容器などから虫や臭いが発生しリサイクルがうまくいかない場合などに、相談者の家庭などにリーダーを派遣し実地指導をするほか、地域の団体等の要請に基づき講演会の講師等も行います。

令和6年度派遣等件数 53件(延べ125人で2,543人に対応)

エ 生ごみリサイクルの活動費助成

生ごみの減量と資源の地域循環を推進するため、家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対し、生ごみリサイクル活動費用の一部(限度額100,000円)の助成を

行います。

令和 6 年度助成団体数 0 団体

オ 拠点回収事業（古着類、牛乳パック、小型家電）

・古着類のリサイクルを推進するため、かわさき市民祭りや区民祭等に参加し古着類のイベント回収を行うほか、生活環境事業所や区役所等における拠点回収事業を実施します。

令和 6 年度古着類回収量 125,407 kg

・牛乳パックのリサイクルによるごみの減量化等を促進するため、生活環境事業所や区役所等において拠点回収を実施します。

令和 6 年度牛乳パック回収量 1,180 kg

・使用済小型電子機器等に含まれる、貴金属やレアメタル等の資源の有効利用を目的として、平成 25 年 10 月から生活環境事業所や区役所等で回収ボックスを設置し、小型家電の拠点回収を実施しています。現在、市内公共施設 27 か所に回収ボックスを設置するとともに、かわさき市民祭りや区民祭等のイベントにおいても回収を行います。

なお、平成 31 年 4 月からは、回収した小型電子機器等を年 2 回の入札により決定した認定事業者に売却しています。

令和 6 年度小型家電回収量 13,362 kg

(4) まちの美化推進

ア ポイ捨て禁止啓発キャンペーンの実施

「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」に基づく地域の環境美化の推進を図ることを目的として、市政だよりや市ホームページへの掲載、ポスターの掲示など各種広報媒体を利用した広報活動を展開するとともに、毎月、主要駅周辺地域において路上喫煙の防止と併せた統一キャンペーン活動を行うなど、美化意識啓発のための普及広報活動を実施します。

なお、環境省・日本財団共同事業「海ごみゼロウィーク（春・秋）」及び「8 市連携海洋プラスチックごみ削減キャンペーン」の一環として、5 月 30 日（ごみゼロの日）、また、市内統一美化活動と連動し 9 月 18 日～9 月 29 日の期間中に、大規模キャンペーンを実施します。

イ 不法投棄防止推進

廃棄物の不法投棄は市内全域で発生しており、その内容は家電をはじめ多様化しています。そのため、今後も、不法投棄の未然防止対策として、ごみ集積所に不法投棄に係る看板を設置するなど、適正なごみの排出が行われるよう啓発を行っていきます。

(5) 市民・事業者・行政との協働による取組

ア 廃棄物減量指導員活動事業

ごみの減量・リサイクル及び 3R を推進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、市民と市とのパイプ役として活動している廃棄物減量指導員との一層の連携を図ります。

また、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び区廃棄物減量指導員連絡協議会の活動の充実に努め、一般廃棄物処理基本計画に定めた具体的施策の円滑な推進に向け、活動の活性化を図ります。（令和 7 年 4 月現在 廃棄物減量指導員＝1,841 名）

イ ごみゼロカフェ

ごみの減量化・資源化に係る市民参加を推進するため、様々な年代の市民や事業者など多様な主体がごみ減量について意見交換する「ごみゼロカフェ」を開催します。

令和 6 年度は、ワークショップ方式で実施し、「親子でチャレンジ 食品ロスをなくそう！大作戦」「脱プラスチック 親子で楽しくミツロウラップを作ろう！」「川崎の未来を考えるワーク

ショップ」をテーマに3回合計46人の市民がごみ減量のアイデアを出し合いました。

ウ レジ袋削減

環境配慮型ライフスタイルを確立するため、市民・事業者・行政が連携してレジ袋削減に向けた取組を推進します。

エ インクカートリッジ里帰りプロジェクト

家庭から排出される使用済みインクカートリッジを区役所等で回収する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」は、プリンターメーカー4社共同で日本郵政グループと協力して、家庭用プリンターの使用済みカートリッジの共同回収を行う取組です。

回収したカートリッジはリサイクル可能な資源として有効活用されるほか、公益財団法人日本野鳥の会に寄付し、環境保護活動に活用されます。

本市では、こうした趣旨に賛同し、平成22年9月から神奈川県内で初めて回収を行い、平成23年7月から回収場所を区役所、支所、出張所など18か所に設置し、実施しています。

オ フードドライブ

各家庭で使いきれない未利用食品を集め、フードバンク団体等を通じて食料を必要としている世帯等へ届けています。

【常時回収場所】フードドライブ窓口（環境局減量推進課）、川崎市地球温暖化防止活動推進センター、ヨネッティ王禅寺、生活環境事業所（4か所）

令和6年度回収量 2,808kg

(6) 生活環境事業所による普及啓発・指導

循環型社会の構築に向けた事業を円滑に推進するため、地域を所管する生活環境事業所の担当職員が市民からの意見要望等を広く聴取し行政施策への反映に努めるとともに、市民・廃棄物減量指導員・町内会等の住民組織団体と連携して普及広報活動や分別排出指導を展開します。また、事業系一般廃棄物排出事業者に対する適正排出指導や、不法投棄防止に向けた調査・指導等を実施します。

主な業務内容

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ・3Rの普及啓発及び広報 | ・分別排出の指導 |
| ・不適正排出者への指導 | ・環境教育・学習の推進 |
| ・環境美化の推進 | ・資源集団回収・拠点回収事業の推進 |
| ・ミックスペーパー・プラスチック製
容器包装（中原区以南はプラスチック資源）分別収集の広報 | ・廃棄物減量指導員との連携・
区廃棄物減量指導員連絡協議会の運営 |
| ・地域との連絡調整等 | ・不法投棄の調査・防止策の指導 |
| ・排出事業者指導 | |

(7) 環境功労者表彰制度

市では、地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人または団体の方を表彰し、良好な環境の保全及び創造に資することを目的として、「川崎市環境功労者表彰式」を平成１０年度から実施しています。市内において、地球温暖化対策の推進や緑の保全・緑化の推進、公害防止等環境対策の推進、地域の清掃・美化の推進、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などの地域環境の向上に顕著な功績のあった個人・団体を表彰しました。

日 程 令和６年１１月７日（木）

会 場 カルッツかわさき

10 ごみ関係事業

(1) ごみ処理事業

ア 沿革

(ア) 収集・運搬

本市のごみ処理事業は、明治 33 年「汚物掃除法」が施行され、旧川崎町ほかに適用されたことから始まり、大正 10 年にはじんかい処理業者が出現し事業を行っていました。市の業務は大正 13 年の市制施行時に庶務課衛生係を設置して発足し、昭和 11 年大島清掃作業場の完成による焼却処理をはじめとして、徐々に業務を拡大しながら、昭和 13 年じんかい処理関係者の営業権を接收し、市直営に切替えました。第 2 次大戦で大きな打撃を受けたことにより事業は一時中断しましたが、戦後直ちに収集を再開しました。当時は、木製の手車で週 1 回を目標に各家庭のわきに設置された木製あるいはコンクリート製のごみ箱から収集するものでしたが、収集運搬車の機械化研究に着手し、昭和 30 年小型スクリュードラム車の完成をみるに至り、比較的まとまった住宅地を対象に徐々に収集回数の増加を図ってきました。

その後、収集車両の研究開発も進み、スクリュードラム車からバックドラム車、ロードパッカー車へと改良を重ねてきました。車両の改良とともに人員及び機材を増強し、収集回数を増加してきましたが、住民の強い要望により、昭和 36 年 4 月モデルケースとして日曜日を除くごみの毎日収集方式に踏み切りました。以後、ごみ量の増加に対応する収集車両の増強を図りながら段階的にこの方式を拡大していき、昭和 44 年 4 月から市内全域を毎日収集するようになりました。昭和 60 年代になると、好景気等の影響によりごみ量が急増し、市内 4 つの焼却処理施設の能力を超えることが予想される状況となったため、平成 2 年 6 月に「ごみ非常事態」を宣言するに至りました。そこから、ごみ減量と再資源化のため、多くの施策に取り組み、平成 6 年 10 月には普通ごみ収集を週 5 回に変更したほか、平成 9 年 2 月からは週のうち 1 日は普通ごみを収集せず、資源物のみを収集する「資源物の日」を開始し、平成 11 年 10 月からは普通ごみ収集を週 4 回に変更するとともに「資源物の日」を市内全域に拡大しました。

これらの取組により家庭系ごみは減少傾向となりましたが、事業系ごみは増加を続けていたため、事業系ごみの減量化・資源化と事業者処理責任の徹底を図るため、平成 12 年 10 月から一日平均 30 キログラム以上のごみを排出する事業者については、従来の方針を大きく転換し、許可業者による収集としました。その後、平成 16 年 4 月に原則として、市は事業系ごみの収集を行わず、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することにしました。

一般家庭から排出される普通ごみは、平成 19 年 4 月からごみ収集の効率化と分別収集の拡大のため、週 3 回収集に変更し、平成 25 年 9 月からは週 2 回収集に変更しています。

ミックスペーパーは、平成 18 年 11 月から川崎区及び幸区の一部地域においてミックスペーパー分別収集モデル事業を開始し、平成 20 年 4 月からは、全区の一部地域へと対象地域の拡大を経て、平成 23 年 3 月からは、市内全域において実施しています。

プラスチック製容器包装は、平成 23 年 3 月から川崎区、幸区及び中原区において分別収集を開始し、平成 25 年 9 月からは、市内全域において実施しています。また、これまで普通ごみとして焼却していたプラスチック製品の分別区分を変更し、プラスチック資源としてプラスチック製容器包装と一括して収集する新たな分別区分を令和 6 年度に川崎区にて先行実施し、令和 7 年度から幸区・中原区に拡大しており、令和 8 年度からは市内全域で実施する予定です。

蛍光灯は、平成 28 年 4 月以降、普通ごみ収集車両に蛍光灯収納箱を順次設置し、平成 28 年 12 月から割らない収集を本格実施しています。

これらの取組により、令和 7 年度現在、一般家庭から排出される資源物と普通ごみは、普通ご

みを週 2 回、空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装（川崎区、幸区及び中原区においてはプラスチック資源）を週 1 回、小物金属、粗大ごみを月 2 回とし、8 分別 9 品目の分別収集を実施しています。

一方、平成 13 年 4 月からの家電リサイクル法の施行に伴い、家電小売業者が消費者（市民）から家電 4 品目を回収するシステム（川崎方式）を導入したのに続き、平成 15 年 11 月からは、資源有効利用促進法に基づくメーカー等の自主回収制度によるパソコンの回収、さらに、平成 17 年 1 月からは、粗大ごみの収集品目であった 50cc 以下の原付バイクについても、メーカー等による自主回収制度による回収が行われています。なお、粗大ごみについては、1 回 100 kg までは無料で収集を行っていましたが、平成 16 年 4 月から粗大ごみは全面有料化しています。さらに、小型家電リサイクル法の施行を受け、平成 25 年 10 月から市内 18 か所での拠点回収を開始し、令和 7 年 4 月現在、小型家電の拠点回収場所は市内 27 か所となっています。平成 27 年度からは粗大ごみ処理施設におけるピックアップ回収を開始しました。

駅前広場や公衆用くず入れ、駅前喫煙所の清掃を行ってきた道路ごみ収集業務については、関係部局に業務を移管したことにより、令和 2 年 3 月末で環境局の業務としては廃止しました。

令和 2 年 7 月より一時多量ごみ制度を実施し、一般家庭での引越しや遺品整理などで出た多量のごみについて、許可業者による収集を開始しました。

（イ）ごみ焼却処理施設

本市のごみ焼却処理施設は、昭和 11 年 3 月の大島清掃作業場（22.5t/日）、昭和 15 年 2 月の堤根処理センター（22.5t/日）の設置に始まりました。第 2 次大戦中は運転を中断していましたが、再開後は急増する廃棄物に対応するため、昭和 28 年度に堤根処理センターを改修し、昭和 37 年 1 月には橘処理センター（100t/日）を新設しました。

焼却炉の形式は、昭和 41 年 9 月に堤根処理センターを固定炉から機械炉（180t/日）に変更してからは、全て機械炉を建設しています。機械炉の建設とあわせて各種公害防止施設の設置が可能となり、これにより周辺環境の保全を図るとともに職場環境も大きく改善され、能率的、衛生的に焼却処理ができるようになりました。

その後、全量焼却に向けたごみ焼却処理施設の整備として、昭和 42 年 12 月に王禅寺処理センター（450t/日）、昭和 46 年 3 月に臨港処理センター（600t/日）を新設し、昭和 49 年 11 月に橘処理センター（600t/日）、昭和 54 年 3 月には堤根処理センター（600t/日）について機械炉への全面更新を行い、処理能力を増強しました。また、平成 7 年 9 月には、浮島処理センター（900t/日）を新設したことに伴い、臨港処理センターを閉鎖しました。

平成 8 年度から平成 10 年度には、施設が老朽化した堤根処理センターについて、大規模に改修する基幹的整備を実施しました。なお、同センターは平成 18 年度に煙突の耐震補強工事を実施しています。また、同様に、平成 17 年度から平成 19 年度に橘処理センター、平成 20 年度から平成 23 年度に浮島処理センターにおいて基幹的整備を実施し、機器等を大規模に改修しました。平成 24 年 3 月には、老朽化した王禅寺処理センター（450t/日）の敷地内で更新し、新たな施設が同年 4 月に稼働開始しました。

平成 24 年度には、浮島処理センターにおいて地盤沈下対策工事を実施するとともに、同年度から平成 26 年度まで堤根処理センターにおいて基幹的施設整備及び耐震補強工事を実施しました。

平成 27 年度からは、処理センターの老朽化に伴う計画的な建替えに向け、平成 23 年 10 日に策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、橘処理センターを休止、建設中とし、3 つの処理センター（浮島・堤根・王禅寺）を稼働する体制に移行しました。

令和 2 年度から令和 5 年度には、施設が老朽化した浮島処理センターについて、大規模に改修する基幹的整備を実施しました。

平成 27 年 3 月に休止した橘処理センターは建替工事を行い、新たな施設（600t/日）として、令和 5

年10月に試運転を開始し、令和6年3月に本格稼働を開始しました。併せて、令和6年3月に建替えに向けて堤根処理センターを休止することで、新たな3処理センター体制（浮島・橘・王禅寺）に移行しました。

令和7年3月には、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に代え、循環型社会の実現と脱炭素化に向けた2050年までの廃棄物処理施設整備の方針として「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」を策定しました。

（ウ）粗大ごみ処理施設

本市では、粗大ごみ処理施設として、昭和45年8月に橘処理センター内に破碎設備（20t／日）、昭和47年3月に臨港処理センター内に破碎設備（50t／日）、昭和48年3月に不燃性粗大ごみ圧縮設備（30t／日）を設置し、処理を行ってきました。その後、処理量の増加に対応するため、昭和55年10月に夜光清掃事業所（100t／日）を新設し、これに伴い、昭和56年3月に臨港処理センター内の破碎設備を閉鎖しました。

昭和63年2月には、橘処理センター内の老朽化した破碎設備について建替えを行い、橘資源化処理事業所（50t／日）として新設しました。平成7年9月には、浮島処理センター内に粗大ごみ処理施設（50t／日）を設置し、それに伴って南部粗大ごみ処理事業所（旧夜光清掃事業所）を閉鎖しました。平成22年度には、老朽化した、浮島処理センター粗大ごみ処理施設について、大規模な基幹的整備を実施しました。

なお、橘処理センターの粗大ごみ処理施設（旧橘資源化処理事業所）は平成28年3月に閉鎖し、平成28年4月に王禅寺処理センター資源化処理施設（40t／日）が稼働しました。

（エ）空き缶・ペットボトル及び空きびん処理施設

本市では、分別収集した空き缶を資源化处理することを目的に、平成3年3月に王禅寺処理センター内（15t／日）、平成4年3月に堤根処理センター内（15t／日）に空き缶処理施設を設置しました。平成10年3月には、資源化処理の総合施設として南部リサイクルセンター（空き缶（28t／日）、空きびん（45t／日）及びペットボトル（7t／日））を設置しましたが、老朽化のため、平成28年度から平成29年度にかけて基幹的整備工事を実施しました。

平成11年2月には、南部地域におけるペットボトルの分別収集開始に併せて、堤根処理センター空き缶処理施設に、ペットボトルの処理設備を併設しました。また、平成15年9月からの北部地域におけるペットボトル分別収集開始に併せて、王禅寺処理センター内に新たに空き缶・ペットボトル積替え施設を設置しました。その後、平成17年度に橘処理センター内に積替え施設を設置したことにより、北部地域の空き缶・ペットボトルの積替えが可能になったため、同年度に、王禅寺処理センター空き缶・ペットボトル積替え施設を閉鎖しました。

なお、堤根処理センター資源化処理施設（空き缶・ペットボトル）及び橘処理センター内の積替え施設は平成28年3月に閉鎖し、平成28年4月に資源化処理の総合施設として王禅寺処理センター資源化処理施設（空き缶（20t／日）、ペットボトル（12.5t／日））が稼働しました。

空きびんの処理施設としては、平成4年12月に王禅寺処理センター内（10t／日）、平成8年3月に堤根処理センター内（20t／日）に設置しましたが、王禅寺処理センターの建替え工事等のため、平成19年3月に王禅寺処理センター空き瓶処理施設を閉鎖しました。

その後、北部地区の空きびんは、王禅寺処理センター内のストックヤードに搬入された後、堤根処理センター空き瓶処理施設に運搬して処理していましたが、平成28年4月から、王禅寺処理センター資源化処理施設（空きびん（25t／日））で処理しています。また、南部地区の空きびんは、南部リサイクルセンターの基幹的整備工事の実施に伴い、平成28年4月から平成30年3月まで堤根処理センター空き瓶処理施設で処理していましたが、平成30年4月から南部リサイクルセンター（空きびん（20t／日））で処理を再開しています。

(オ) ミックスペーパー及びプラスチック資源化处理施設

分別収集したミックスペーパー及びプラスチック製容器包装を資源化处理することを目的に、平成 23 年 2 月に浮島処理センター内に浮島処理センター資源化处理施設(ミックスペーパー(70t/日)、プラスチック製容器包装(55t/日))を設置し、処理を行っています。また、令和 6 年 4 月から収集を開始したプラスチック資源については、同施設及び民間事業者の施設において処理を行っています。また、令和 6 年 3 月に橘処理センター内に橘処理センター資源化处理施設(ミックスペーパー(45t/日))を設置し、北部地区のミックスペーパーについては同施設において処理を行っています。

(カ) 動物死体専焼炉

動物死体処理の施設として、昭和 51 年 12 月に臨港処理センター内(10 頭/日)に設置しましたが、処理対象の増加に伴い改築(150kg/日×2 基)し、昭和 62 年 7 月から運転を開始しました。その後、新たに浮島処理センター内に設置(150kg/日×2 基)し、平成 7 年 5 月から試験運転を開始したことに伴い、臨港処理センター内の施設を閉鎖しました。

(キ) 廃棄物中継・鉄道輸送

ごみ等の収集・運搬を効率的に行うため、平成 7 年 4 月から、ごみ中継施設(加瀬クリーンセンター(300t/日))の運転を開始しました。また、平成 7 年 10 月からは、市中央部から臨海部まで鉄道による輸送を実施しています(10(1)ウ参照)。

イ 収集・運搬

(ア) 普通ごみ

昭和 36 年 4 月から一部の地域で毎日収集を開始し、昭和 44 年 4 月には全市に拡大してまいりましたが、分別収集の拡充など資源循環型の廃棄物処理体制への転換を図るため、平成 6 年 10 月に週 5 回、平成 11 年 2 月に週 4 回、平成 19 年 4 月に週 3 回、平成 25 年 9 月に週 2 回収集としています。令和 3 年度から幸区、中原区、高津区及び宮前区、令和 6 年度からは全区の大規模集合住宅を中心としたコンテナ収集等において、収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

普通ごみは、粗大ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装（川崎区、幸区及び中原区においてはプラスチック資源）、小物金属及び使用済み乾電池を除く、厨芥類等のごみであり、以下の方法によりステーションに排出されたものを、主にロードパッカー車により、月・木地域、火・金地域、水・土地域に分けて収集しています。

また、環境局では、収集作業及び焼却処理をする上での基礎資料とするため、定期的にごみの性状等を分析調査しています。

a 容器による収集

市民の要望により昭和 36 年 4 月から、それまでのごみ箱からの収集を逐次、容器による収集に切替え、昭和 44 年 4 月から全地域で容器収集を実施しています。これに伴い、ごみの衛生的処理及び環境保全のため、ごみは蓋付容器に入れ、所定の場所（ステーション）に持ち出すようお願いしています。

b 透明・半透明袋による収集

分別排出の徹底及び労働災害の防止のため、平成 11 年 4 月から袋で排出する場合は、透明あるいは半透明の袋の使用をお願いしています。

c コンテナによる収集

住宅の高層化等に対応するため、収集方法及び機材について研究開発するとともに住民と協議を重ね、次のようなコンテナによる収集方法も実施しています。

(a) 中型コンテナによる収集

中層住宅団地においては、衛生的で安全性の高い中型コンテナ（0.5m³）を設置し、傾倒装置付きの収集車（ロードパッカー車）により収集しています。

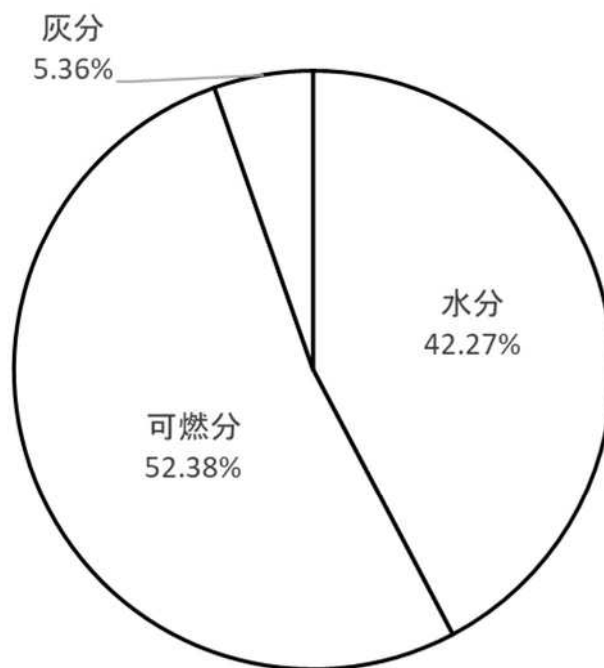
(b) 自動貯留排出方式コンパクトコンテナによる収集

大規模高層集合住宅に対応するため、より衛生的で建築規模や世帯数に考慮したコンパクトコンテナを設置し、収集車（ロードパッカー車）により収集しています。

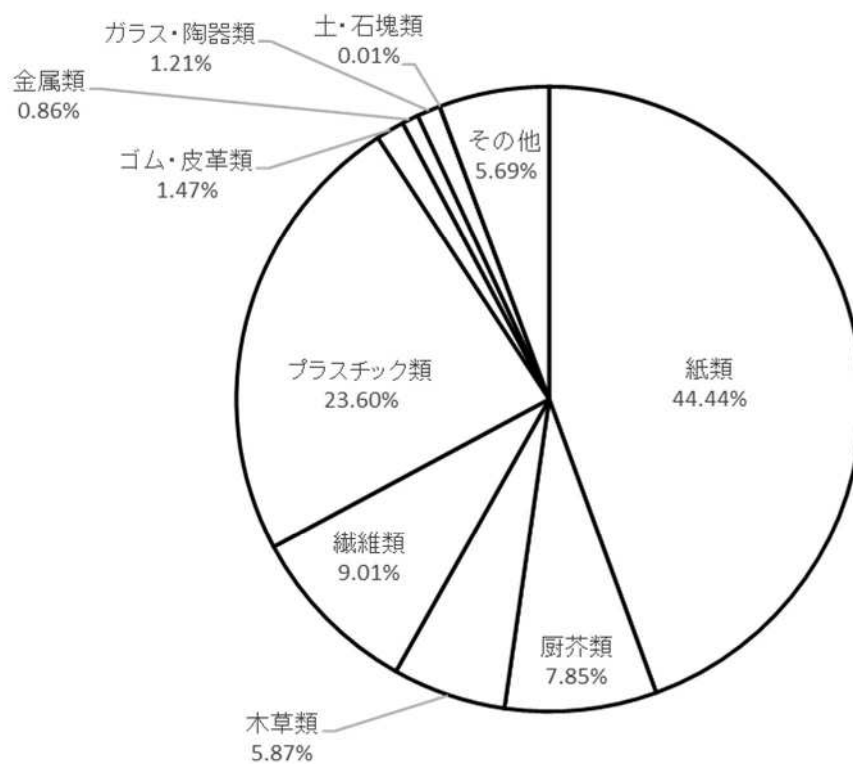
d 事業系ごみ

事業系ごみについては、平成 16 年 4 月から、原則として市は収集を行わないことにしました。従って、事業者は許可業者に収集を委託するか、自らが市の処理施設へ持ち込むことにより処理することになりました。

ごみの成分図（令和 6 年度）



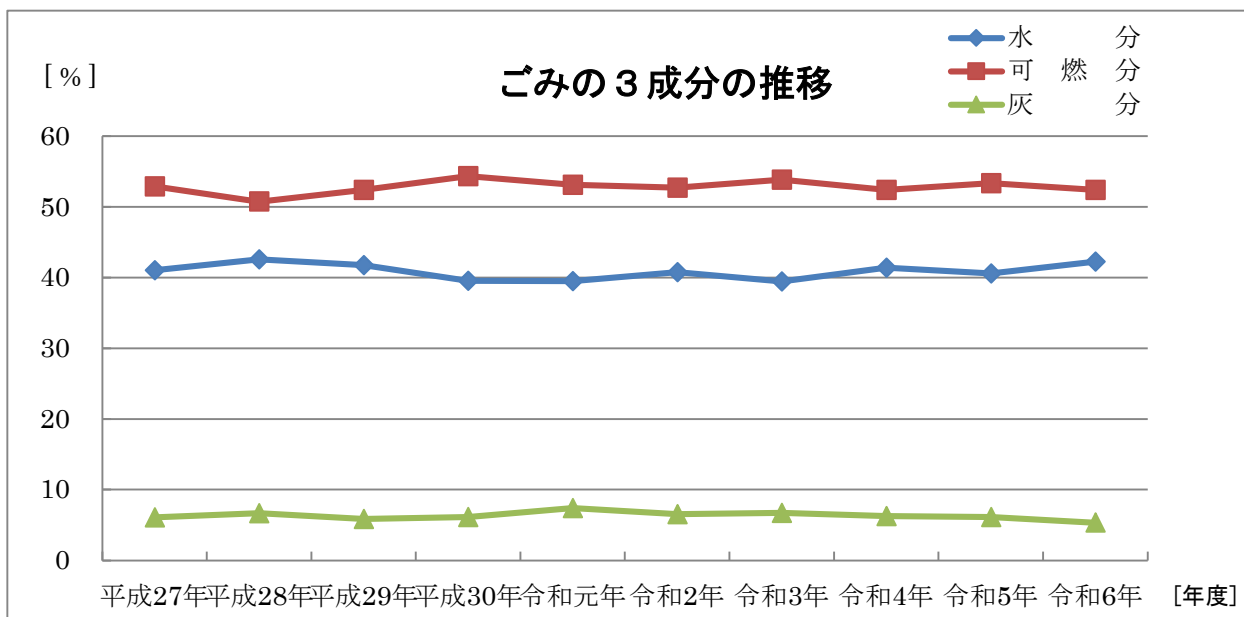
乾燥ごみの組成図（令和 6 年度）



ごみの3成分

(単位：%)

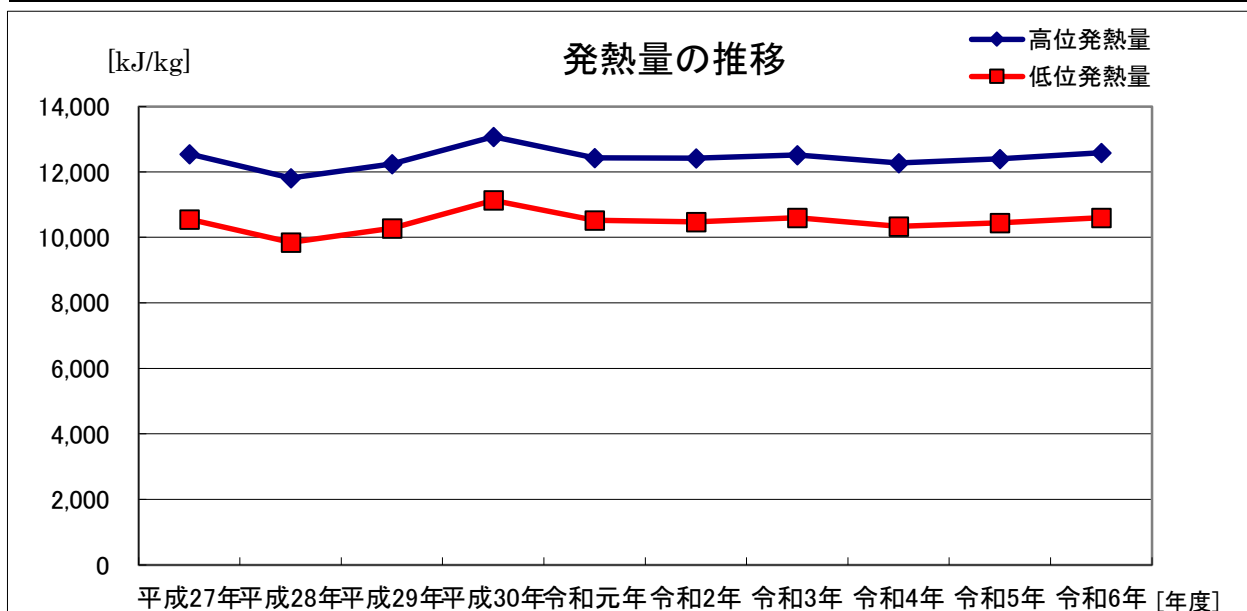
項目／年度	平成 27 年	28 年	29 年	30 年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
水 分	41.05	42.58	41.73	39.53	39.47	40.76	39.46	41.38	40.57	42.27
可 燃 分	52.87	50.74	52.41	54.34	53.12	52.72	53.82	52.38	53.86	52.38
灰 分	6.08	6.68	5.86	6.13	7.41	6.52	6.72	6.24	6.11	5.36



発熱量

(単位：kJ/kg)

項目／年度	平成 27 年	28 年	29 年	30 年	令和 元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
高位発熱量	12,545	11,813	12,246	13,074	12,426	12,419	12,515	12,273	12,397	12,586
低位発熱量	10,547	9,852	10,279	11,135	10,520	10,475	10,595	10,339	10,440	10,604



(イ) 粗大ごみ

生活様式の向上に伴い耐久消費財等の大型の廃棄物が増加し、その処理に対する市民の要望が強いこと、また一般のごみ収集車では車両の構造等から収集が困難であることから、昭和 43 年 12 月に一般家庭から排出される各種電化製品、家具調度品、古材、畳等の粗大ごみ、いわゆる耐久消費財の収集を始めました。当初は、住民組織（町内会等）ごとに定められた日・場所に付近住民が粗大ごみを出し、それを収集（月 2 回）するという定日定点収集を実施しました。しかし、定日が守れない住民あるいは他地区からの持ち込み等の要因により、定点（定められた搬出場所）が格好の不法投棄場所になることが多くなりました。そこで、住民組織と話し合い、昭和 50 年頃から申込みによる定日各戸収集に逐次切替え、昭和 53 年には一部地域を除くほぼ全市に拡大し、現在は全市でこの収集方式を実施しています。この粗大ごみの収集には、専用車両を使用しています。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い、平成 13 年 4 月から対象機器（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、洗濯機）4 品目については市で収集をせず、排出理由に関係なく、消費者（市民）から市内家電小売業者が回収するシステム「川崎方式」を導入しました。家電リサイクル法の改正により平成 16 年 4 月からは冷凍庫、平成 21 年 4 月からは液晶・プラズマ式テレビと衣類乾燥機、令和 6 年 4 月からは有機 EL テレビが対象機器品目に追加されました。また、平成 15 年 11 月からは、資源有効利用促進法に基づくメーカー等の自主回収制度によるパソコンの回収、平成 17 年 1 月からは 50cc 以下の原付バイク、また平成 23 年 10 月からはオートバイについてもメーカー等の自主回収制度による回収が行われています。粗大ごみの受付は、平成 16 年 4 月からの有料化を契機に各生活環境事業所から粗大ごみ受付センターへの一括申込方法に変更し、平成 20 年度からは市内全域の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(ウ) 空き缶

多様化する廃棄物を処理するにあたって、廃棄物の減量化と再資源化を目的とした分別収集を実施するため、昭和 52 年 10 月から川崎区の約 10,000 世帯で空き缶の実験収集を開始しました。その後、逐次収集地域を拡大し、平成 3 年度末にはほぼ市全域を収集対象地域とし、平成 10 年末からは全市で収集しています。また、従来は容器収集を実施してきましたが、ペットボトルの収集開始にあわせ、透明・半透明袋によるペットボトルとの一括収集を行っています。平成 27 年度からは川崎区・幸区、平成 28 年度からは中原区・高津区及び宮前区、平成 29 年度からは多摩区・麻生区の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(エ) 空きびん

廃棄物の減量化及び再資源化を目的に、平成 3 年 3 月から旧大師生活環境事業所において空き瓶専用収集車 1 車により空きびん分別収集を試行として約 1 年間実施しました。これを踏まえ収集車両及び容器等の検討を行い、平成 4 年度には各区にモデル地域を設定し、収集を開始しました。平成 5 年度からは全生活環境事業所に収集車両を配置して収集地域の拡大を図り、平成 11 年 10 月から市内全域での収集を実施しています。平成 23 年度から、高津区・宮前区・多摩区及び麻生区、平成 24 年度からは川崎区・幸区及び中原区の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(オ) 小物金属

「資源物の日」実施に伴い、平成 9 年 2 月から分別収集を開始し、それまで普通ごみまたは粗大ごみとして排出されていた小型の金属類（なべ・やかん・ハサミ・包丁等不用となった小型の金属類）を、週 1 回の「資源物の日」に雑金属類として収集していましたが、平成 16 年度から制度を改め、小物金属として粗大ごみの収集日に収集をしています。平成 22 年 4 月からは市内全域の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(カ) 使用済み乾電池

生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図るため、昭和 59 年 10 月から月 1 回（第 3 水

曜日) 使用済み乾電池の分別収集を開始しました。その後、昭和 63 年 4 月から毎週水曜日とし、現在は透明・半透明袋による排出をお願いし、空き缶・ペットボトルと併せて収集をしています。

平成 27 年度からは川崎区・幸区、平成 28 年度からは中原区・高津区及び宮前区、平成 29 年度からは多摩区・麻生区の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(キ) ペットボトル

「容器包装リサイクル法」の制定及び分別収集への市民意識の高まりを踏まえ、事業者による自主回収と並行し、平成 11 年 2 月から「資源物の日」の対象品目として、川崎区・幸区及び中原区において分別収集を開始しました。また、高津区・宮前区・多摩区・麻生区については、平成 15 年 9 月から分別収集を実施しています。なお、透明・半透明袋による空き缶との一括収集を行っています。

平成 27 年度からは川崎区・幸区、平成 28 年度からは中原区・高津区及び宮前区、平成 29 年度からは多摩区・麻生区の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(ク) 古紙収集

古紙類の資源化については、地域住民組織団体等による資源集団回収を基本としていますが、資源集団回収の補完的な業務として、ごみ集積所に排出された古紙類をごみ収集の際できるだけ回収する方法を平成 4 年 7 月から実施しています。

(ケ) ミックスペーパー

ごみの減量及び分別収集の拡大を進めるため、地域の資源集団回収に加え、平成 18 年 11 月から川崎区・幸区の一部地域において、古紙(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等)以外の紙ごみをミックスペーパーとして分別収集するモデル事業を開始し、平成 19 年 4 月からは対象地域を拡大するとともに、収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。平成 20 年 4 月からは対象地域を全区の一部地域の約 10 万世帯へと拡大し、平成 23 年 3 月からは市内全域の収集運搬業務を民間事業者へ委託しています。

(コ) プラスチック製容器包装(プラスチック資源)

循環型社会と低炭素社会の実現に向けて、プラスチック製容器包装の分別収集を、平成 23 年 3 月に川崎区、幸区及び中原区において民間事業者への委託により開始し、平成 25 年 9 月からは高津区、宮前区、多摩区及び麻生区に拡大し、市内全域での収集となりました。

また、令和 6 年 4 月から川崎区、令和 7 年 4 月から幸区及び中原区において、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括して「プラスチック資源」として収集しています。

(サ) 家庭系ごみの「ふれあい収集」

普通ごみ、資源物及び粗大ごみを、自ら一定の場所まで持ち出すことのできない高齢者・障がい者の方々の申請に基づき、対象者の玄関先などから直接収集するもので、平成 12 年 4 月から実施しています。

(シ) 蛍光灯

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」に基づき、平成 28 年 4 月から普通ごみと同じ日に順次分別収集を開始し、平成 28 年 12 月から割らない収集を本格実施しています。

(ス) 一時多量ごみ

引越しや遺品整理等、排出時期が不定期であり、また、休みの日など特定の日にちでの廃棄希望等に対応するため、許可業者を利用し、有料で一時的に多量に排出される家庭ごみの収集が可能となる「一時多量ごみ制度」を令和 2 年 7 月から実施しています。

(セ) ごみ焼却量等の実績

西暦(年度)		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
和暦(年度)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
日数		365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
人口(人)※1		1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604	1,551,788
焼却ごみ(t)		377,363	370,849	371,270	366,016	359,169	356,233	356,044	357,662	348,017	340,093	326,121	315,155
内 訳	家庭系焼却ごみ	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632	248,295	250,239	262,744	254,060	245,933	235,117	226,081
	内訳												
	普通ごみ	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060	239,387	240,520	250,897	242,283	234,357	223,754	214,970
	粗大・小物金属・一時多量 可燃分※11	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572	8,908	9,719	11,847	11,777	11,576	11,363	11,111
	事業系焼却ごみ	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208	107,616	105,486	94,918	93,957	94,160	91,004	89,074
道路清掃ごみ		424	404	450	380	329	322	319	※12	※12	※12	※12	※12
資源化量(t)※2		154,299	161,541	155,552	148,983	153,125	150,678	150,991	148,595	150,927	142,604	137,705	134,037
資源化率(%)		29.0	30.3	29.5	28.9	29.9	29.7	29.8	29.4	30.2	29.5	29.7	29.8
内 訳	家庭系資源化物	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129	90,142	88,758	91,388	89,627	86,326	82,239	80,019
	内訳												
	粗大・小物金属・一時多量 資源化分※11	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795	4,119	4,342	4,665	4,426	3,988	3,535	3,292
	空き缶	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845	6,750	7,181	7,842	7,723	7,399	7,197	7,102
	空きびん	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125	10,580	10,379	11,395	11,056	10,381	9,894	9,460
	ペットボトル	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751	4,846	4,842	5,279	5,373	5,426	5,527	5,705
	ミックスペーパー	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530	11,897	11,409	10,356	9,990	9,896	9,268	8,770
	プラ製容器包装	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686	12,723	13,170	14,288	14,527	14,465	14,136	14,359
	資源集団回収	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811	38,642	36,863	36,995	35,974	34,253	32,138	30,781
	小型家電	2	79	199	57	24	27	28	38	30	26	28	27
	使用済み乾電池		268	255	287	275	293	284	319	308	292	309	294
	蛍光灯※7				59	53	36	23	22	25	21	21	18
	その他※3	395	221	232	226	234	229	237	189	195	179	186	211
事業系資源化物(t)		54,827	59,243	55,531	53,459	59,996	60,536	62,233	57,207	61,300	56,278	55,466	54,018
乾電池(t)		287	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6	※6
総排出量(t)※4		531,949	532,390	526,822	514,999	512,294	506,911	507,035	506,257	498,944	482,697	463,826	449,192
1人1日当たり ごみ排出量(g)※5		1,006	998	976	947	933	916	905	902	887	858	820	793

※1 人口は、各年度10月1日現在の人口に基づきます。

※2 資源化量とは、家庭系資源物、事業系資源物を含めて算出したものです。

※3 その他とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。(蛍光灯は、平成28年から除きます)

※4 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量

※5 1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は366日）で除したものです。

※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルできるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。

※7 蛍光灯は、平成28年から割らない収集を開始しました。なお、平成27年までの蛍光灯は、その他※3に含まれています。

※8 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物5,086tは含まれていません。

※9 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物1,210tは含まれていません。

※10 令和元年東日本台風で発生した災害廃棄物213tは含まれていません。

※11 令和2年度から、一時多量ごみが含まれています。

※12 令和2年度から、道路清掃ごみは、事業系ごみに含まれています。

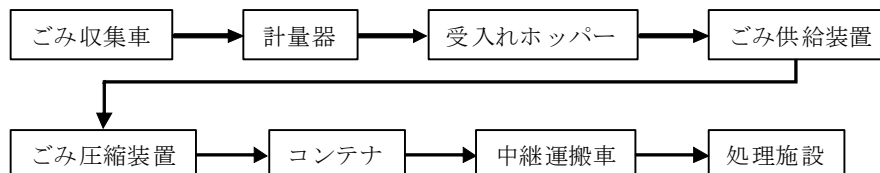
※13 令和5年度までは全市「プラスチック製容器包装」として、令和6年度からは川崎区のみプラスチック製品を含む「プラスチック資源」として回収しています。

ウ 中継輸送

(ア) コンパクト・コンテナ方式中継輸送

ごみの輸送の効率化等を目的として、加瀬クリーンセンターに設置したごみ圧縮機及びコンパクト・コンテナを用い、小型ごみ収集車約6台分のごみを1台の大型コンテナ車に圧縮・積替え、各処理センターに輸送しています。

- a 処理方式 圧縮（コンパクト・コンテナ式）
- b 処理能力 最大処理能力 300t／日（5h）
- c 処理工程



- d 保有中継機材 大型中継車（アームロール式） 17 車（車検対策車含む）
コンテナ（17.042m³） 33 台
- e 令和7年度搬入搬出予定量 34,455 t
- f 令和6年度搬入搬出実績

搬 入		搬 出	
30,675 台	32,393t	4,568 台	31,280t

(イ) 鉄道輸送

鉄道輸送事業は、従来の自動車のみによる輸送を一部代替する方法として、ＪＲ貨物線及び神奈川臨海鉄道を活用し、一般廃棄物を鉄道で輸送するというシステムを全国で初めて導入し、平成７年１０月から行っています。

これはベッドタウンとしての成長に伴う人口増加により北部地域におけるごみ量が増加したことで、北部地域の処理センターにおける処理能力がひっ迫したこと等から、ごみを効率よく南下させて、浮島処理センターで処理する必要性が生じたため、ＪＲ貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅から神奈川臨海鉄道浮島線末広町駅まで鉄道で輸送し、末広町駅から浮島処理センター及び浮島埋立事業所までを車両により運搬する体制を整備したものです。廃棄物を鉄道輸送することで、交通事情の悪化に伴う運搬効率の低下を改善し、円滑なごみ処理事業の推進を図ることができるとともに、自動車による輸送と比較して排気ガス及び温室効果ガス等の発生を抑制することできるため、環境負荷の低減に寄与しています。

当初は、普通ごみ、焼却灰及び粗大ごみを輸送していましたが、分別収集品目の拡大や処理センター及び資源化処理施設の閉鎖・稼働に伴う廃棄物処理施設の立地状況の変化に対応させ輸送する廃棄物を変更することで、効果的・効率的な中継輸送体制を確保しています。令和６年４月に橘処理センターの本格稼働開始によって北部地域の処理能力が向上したことで、令和６年度からは普通ごみ、ミックスペーパーの輸送を終了し、焼却灰及びプラスチック製容器包装を輸送しています。

a 輸送廃棄物の変遷

平成７年１０月 ～ 令和６年３月	普通ごみ
平成７年１０月 ～	焼却灰
平成７年１０月 ～ 平成２３年３月	粗大ごみ
平成１０年１２月 ～ 平成２８年３月	空きびん
平成１１年４月 ～ 平成２８年３月	空き缶
平成１５年９月 ～ 平成２８年３月	ペットボトル
平成２０年４月 ～ 令和６年３月	ミックスペーパー
平成２５年９月 ～	プラスチック製容器包装

b 輸送廃棄物

(a) 焼 却 灰：橘処理センター・王禅寺処理センターの全量

(b) プラスチック製容器包装：宮前生活環境事業所管内の全量
多摩生活環境事業所管内の全量

c 鉄道輸送区間

焼却灰、プラスチック製容器包装

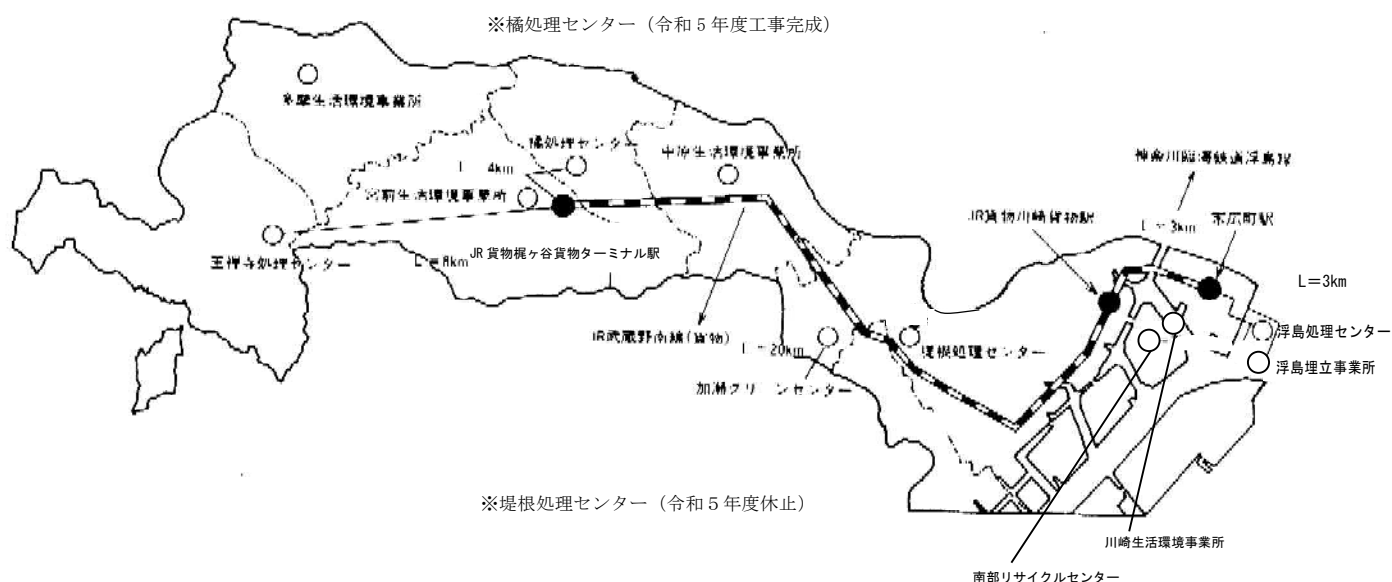
ＪＲ貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅→ＪＲ貨物川崎貨物駅（塩浜）→神奈川臨海鉄道
浮島線末広町駅

d 資源物積替施設（全国通運㈱所有・管理運営）

所在地 川崎市宮前区梶ヶ谷 1035 JR貨物梶ヶ谷貨物ターミナル駅構内
敷地面積 2,907 m²
処理能力 プラスチック製容器包装 専用コンテナ(12 f t) 25 個/日
施設構造 鉄骨造 2 階建（一部鉄筋コンクリート）

e 令和 6 年度鉄道輸送実績、令和 7 年度計画

	令和 6 年度実績		令和 7 年度計画	
	運搬量 (t)	コンテナ数 (個)	運搬量 (t)	コンテナ数 (個)
焼 却 灰	25,493	3,756	28,026	3,928
プラスチック製容器包装	8,351	8,490	8,345	8,345
合計	33,865	12,257	36,371	12,273



エ 処 理

廃棄物の衛生的処理及び埋立処分場の延命化のため、早くから廃棄物の全量焼却システムを確立し、公害防止設備等の整備を行ってきましたが、今後も安定したごみ処理体制を確保するとともに、適正な処理を継続・充実していきます。

(ア) 普通ごみ・事業系一般廃棄物

収集された普通ごみ及び施設搬入された事業系一般廃棄物は、浮島処理センター、堤根処理センター及び玉禅寺処理センターにおいて全量焼却しています。各処理センターでは排ガス・排水処理を始め公害防止の技術を導入しているとともに、燃焼管理を徹底するなどの運転管理を行っています。

(イ) 粗大ごみ・小物金属

収集及び一部施設搬入された粗大ごみや小物金属は、浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び玉禅寺処理センター資源化処理施設において、小型家電を選別・回収した後に、剪断（切断）破砕機及び回転破砕機等で中間処理し、アルミ・鉄類を回収した後、可燃物は焼却処理しています。

また、フロンガスによるオゾン層の破壊防止のため、粗大ごみ処理施設に搬入されたフロンガス使用の電化製品（特定家庭用機器再商品化法の対象家電を除く）に使用されている冷媒用フロンガスを回収し、適正な処理を行っています。

(ウ) 空き缶・ペットボトル

南部地区で収集した空き缶とペットボトルは、南部リサイクルセンターに搬入され、資源化处理（手選別→磁選・アルミ選別→圧縮）を行っています。北部地区で収集した空き缶とペットボトルは、王禅寺処理センター資源化处理施設に搬入され、資源化处理（手選別→磁選・アルミ選別→圧縮）を行っています。

圧縮成形された空き缶は、プレスアルミ及びプレススチールとして売却し、圧縮・結束（バール化）されたペットボトルは、約 2 分の 1 を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ、約 2 分の 1 を市内の再生事業者へ引渡し、再商品化しています。

(エ) 空きびん

収集した空きびんは、南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化处理施設に搬入され、手選別で空きびんを選別した後、色別（無色、茶色、黒色、青緑）のカレットに選別した後、市内の再生事業者へ引渡し再商品化しています。

(オ) ミックスペーパー

収集したミックスペーパーは、浮島処理センター資源化处理施設に搬入され、中間処理（手選別→圧縮）を行っています。圧縮・結束（バール化）されたミックスペーパーは、市内の再生事業者へ引渡し、再商品化しています。

(カ) プラスチック製容器包装・プラスチック資源

川崎区で収集したプラスチック資源及び北部 4 区のプラスチック製容器包装については、浮島処理センター資源化处理施設へ搬入し、中間処理（手選別→圧縮）・バール化（圧縮・結束）しています。バール化されたプラスチック製容器包装及びプラスチック資源は、いずれも公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再商品化しています。

なお、幸区・中原区で収集されたプラスチック資源については、「再商品化計画」を作成し国の認定を受けた上で、市内再商品化事業者と契約を結び、計画に基づいて中間処理・再商品化を行っています。

(キ) 使用済み乾電池

収集した使用済み乾電池は、南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化处理施設で一時的保管した後、資源化处理委託しています。

(ク) 蛍光灯

平成 20 年度からモデル事業として各生活環境事業所での拠点回収を開始し、平成 22 年度には、川崎区以外の各区役所、大師・田島支所にも拠点を拡大しました。平成 23 年 12 月からは、年間を通して拠点回収を行っています。また、平成 28 年 4 月から順次分別収集を開始し、拠点回収及び分別収集を行った蛍光灯は、資源化处理委託しています。

(ケ) 犬・猫等の動物死体

収集した動物の死体は、処理センター及び加瀬クリーンセンターの保管設備（冷凍庫で一時的保管した後、浮島処理センター内の専用特殊焼却処理施設に搬入し、衛生的に処理を行っています。

(コ) 小型家電

平成 25 年 10 月から環境省の実証事業を活用したモデル事業として、拠点回収を開始し、平成 26 年度からは市の単独事業として継続し、市内 27 か所に専用の回収ボックスを設置しています。回収後は各生活環境事業所に集約し、使用済み小型電子機器等の再資源化を行う認定事業者へ引き渡しを行っています。

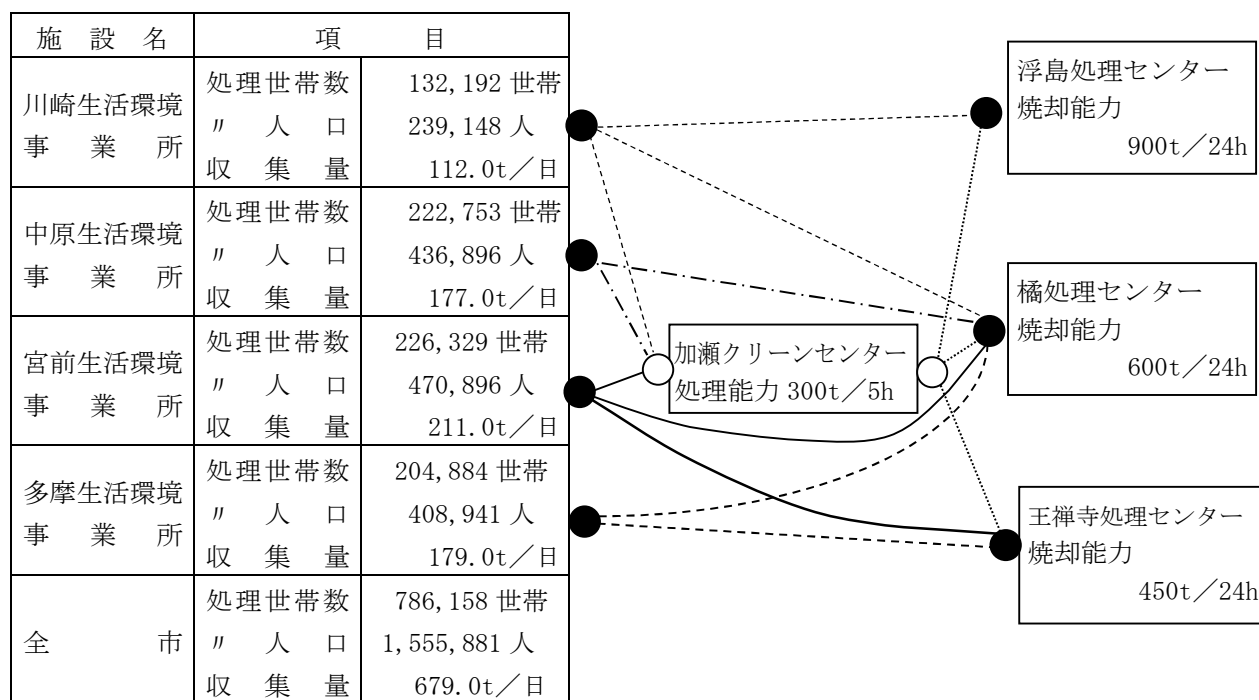
また、粗大ごみ施設に搬入された「小物金属」「粗大ごみ」の中から小型家電を選別・回収する「ピックアップ回収」を平成 26 年度に試験的に開始し、平成 27 年度からは通年で「ピックアップ回収」を行って認定事業者へ引き渡しを行っています。

オ 令和7年度搬入計画

○収集（普通ごみ）

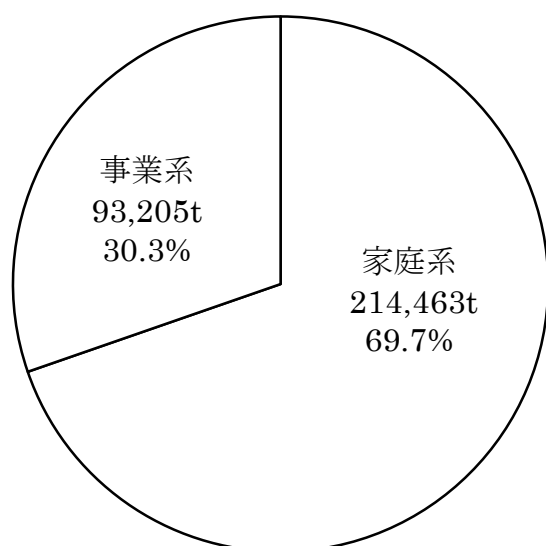
○中 継

○処 理

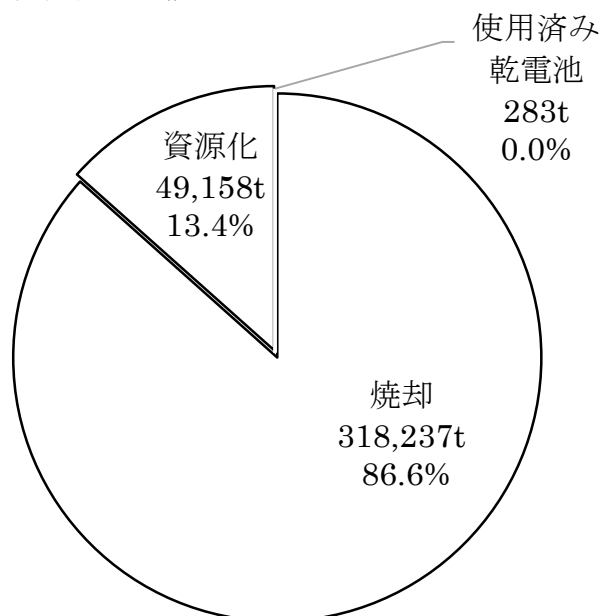


カ 令和7年度処理計画

(ア) 排出者別内訳



(イ) 終末処理内訳



キ 不法投棄対策業務

不法投棄は、環境面での影響はもちろんのこと、原状回復費用等の経済的損失をもたらし、廃棄物の処理に対する市民の不信感を増大させます。

そこで、廃棄物不法投棄・監視指導員を設置するとともに、川崎市廃棄物不法投棄等防止連絡協議会（生活環境事業所、警察署等）と連携を図りながら、不法投棄未然防止及び環境改善を図っています。

（ア）不法投棄苦情対応

不法投棄に係る電話連絡等にあつては、関係機関等と連絡・調整を行い、迅速な対応を図っています。

（イ）不法投棄監視パトロール

常習不法投棄場所を巡回監視するとともに、状況の改善を図るため、関係機関等と対応を図っています。

（ウ）監視カメラ等による多量常習不法投棄場所の監視

特に不法投棄が多い箇所に監視カメラ等を設置し、不法投棄の防止を図っています。

不法投棄量（平成 13～令和 6 年度）

	件数	重量
平成 13 年度	336	32.74t
平成 14 年度	462	24.39t
平成 15 年度	591	49.99t
平成 16 年度	315	23.83t
平成 17 年度	331	32.42t
平成 18 年度	458	30.73t
平成 19 年度	1,707	90.94t
平成 20 年度	3,917	124.53t
平成 21 年度	4,989	135.9t
平成 22 年度	4,155	99.52t
平成 23 年度	4,198	115.25t
平成 24 年度	3,853	91.48t
平成 25 年度	2,357	50.79t
平成 26 年度	2,626	57.21t
平成 27 年度	3,066	57.84t
平成 28 年度	2,616	52.41t
平成 29 年度	2,489	52.18t
平成 30 年度	2,157	45.18t
令和元年度	2,011	50.08t
令和 2 年度	2,511	55.65t
令和 3 年度	2,019	45.82t
令和 4 年度	1,518	28.41t
令和 5 年度	1,404	27.68t
令和 6 年度	1,539	26.71t

(2) 廃棄物埋立事業

市内 3 か所の処理センターで焼却された普通ごみなどの焼却灰及び下水道施設や水道施設から発生する燃え殻、汚泥等の都市施設廃棄物は、市内唯一の公共最終処分場である浮島廃棄物埋立処分場で埋立処分を行っています。

ア 浮島廃棄物埋立処分場（2 期地区）

管理型一般廃棄物最終処分場として、護岸の整備など安全性を確保した上で埋立てを行っています。埋立工法はフローティングコンベアシステムによる薄層散布（焼却灰等の廃棄物を海中に均一に散布すること）を行っています。

なお、平成 27 年 12 月に、老朽化したフローティングコンベアシステムを更新しました。また、令和 3 年度からごみ焼却灰に含まれる雑金属類を回収して資源化する取組を開始し、令和 6 年度は 285t を資源化しました。

排水処理施設では、埋立処分場区域内の海水等をくみ上げて、凝集沈殿処理設備による無害化処理を行った上で東京湾に放流していますが、適正に排水処理がされていることを確認するため、定期的に水質検査を実施し、周辺地域の生活環境及び公共水域の水質の保全を図っています。また平成 19 年度に、海面埋立の進捗に伴う水質の悪化を防止するため、生物処理施設と第 2 凝集沈殿処理設備を設置し、平成 25 年度には、放射性物質対策として凝集沈殿処理施設を改修し、さらにゼオライトによるろ過設備を設置しました。今後も埋立ての進捗状況に合わせ、高度処理施設の整備を行っていく予定です。

イ 浮島 1 期廃棄物埋立処分地

平成 18 年 3 月に浮島 1 期廃棄物埋立処分地の埋立てを終了したことから、埋立処分地の廃止基準に適合させることを目的に、浸出液処理施設を建設しました。この施設では、埋立処分場内の保有水を雨水の浸透により浄化させ、浸出水を井戸で集水して無害化処理を行い、東京湾に放流しています。また、再生可能エネルギー促進の取組として、平成 23 年 8 月から埋立処分場の上部に本市と東京電力の共同事業による太陽光発電所を運用しています。

11 し尿関係事業

(1) し尿関係事業

ア 沿革

本市のし尿収集業務は、昭和 10 年に始まり、昭和 14 年 10 月に業者の営業権の一部を接收して処理業務を開始、以後、業者の営業権の接收を徐々に拡大し、昭和 25 年 7 月に全市直営になり現在に至っています。昭和 26 年には、急激な人口増加に対処するため、本市が試作した小型真空車の実用化を図り、全国に先がけて機械化によるし尿収集を開始しました。以後、機材の改良を重ね、作業の安全と作業能率向上のため、昭和 47 年にし尿収集車にホースリールを採用したほか、臭気防止対策については、し尿収集車の脱臭方法として昭和 54 年まで活性炭吸着とマスキング併用方式を採用していましたが、脱臭装置として必要な諸性能・実用性・経済性等の要素から水洗浄方式に改善し、「川崎市し尿車脱臭装置」を開発し、昭和 55 年購入車分からこの装置を採用しています。

収集量については、浄化槽設置基数の増加や公共下水道の整備により昭和 40 年代前半をピークに増加から減少傾向へと推移し、平成 17 年には収集体制を 5 事業所体制から 2 事業所体制へのセンター化を行いました。

終末処理については、昭和 14 年の海洋投棄に始まり、以後、陸上処理施設の設備を整え、昭和 51 年には海洋投棄を廃止し、全量を陸上処理に切替えました。

イ 収集・運搬・処理

し尿収集業務に小型し尿車 8 車を配置し、一般家庭については 1 ヶ月 2 回の計画収集を行っています。仮設トイレについては、事業者等からの事前申込みにより収集を行っています。

収集したし尿は、南部地区については、入江崎クリーンセンターへ、北部地区については、宮前生活環境事業所し尿中継輸送・下水投入施設（以下「宮前中継・投入施設」という。）に、それぞれ運搬しています。宮前中継・投入施設では、浄化槽汚泥を沈殿分離し、上澄水を希釈して下水管に投入しています。また、し尿は大型し尿車 1 車を配置し、入江崎クリーンセンターへ、し尿中継輸送作業を行っています。

入江崎クリーンセンターに運搬されたし尿は夾雑物を除去し、下水高度処理水及び上水を使用して希釈した後、下水処理施設に圧送しています。

ウ 令和7年度し尿処理計画（日量）

（収 集）

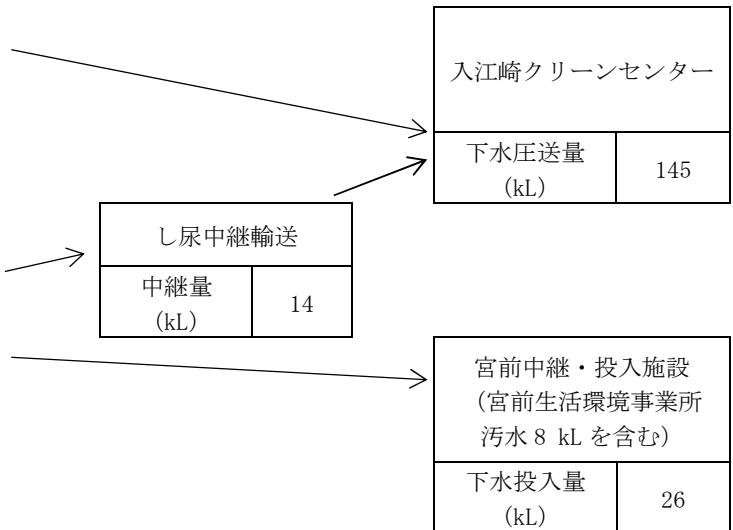
（中 継）

（処 理）

川崎生活環境事業所		し尿	浄化槽等
件 数（件）		78	13
収集量 （kL）	131	15	116

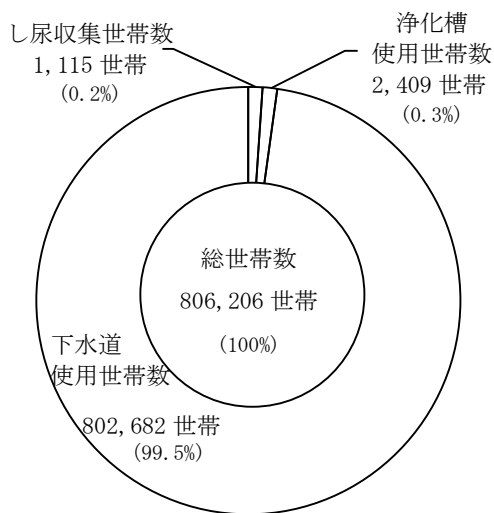
宮前生活環境事業所		し尿	浄化槽等
件 数（件）		90	6
収集量 （kL）	32	14	18

全 市		し尿	浄化槽等
件 数（件）		168	19
収集量 （kL）	163	29	134

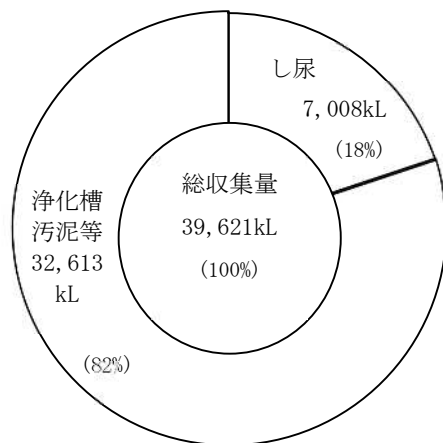


エ 令和7年度し尿収集計画

（ア）収集世帯数



（イ）収集計画



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（2）公衆トイレ維持管理事業

駅前等公衆トイレ14か所について維持管理をしており、毎日清掃を行っています。

12 浄化槽関係事業

(1) 浄化槽清掃事業

ア 沿 革

本市の浄化槽事業は昭和 24 年に始まり、清掃を始め維持管理の検査、指導を行っています。浄化槽の設置基数は公共下水道の整備により昭和 60 年頃をピークに増加から減少傾向に推移し、令和 6 年度末の下水道人口普及率は概ね 99%となっていますが、下水道の整備が見込まれない臨海部や、わずかに残った下水道の未整備地区等に未だ約 3,600 基の浄化槽が設置されており、今後も若干の新設が見込まれています。

イ 収集・運搬・処理

令和 7 年度は、約 3,100 件の清掃及び約 1,400 件の汚泥収集を計画しており、清掃車 11 車（小型 3 車、中型 6 車、大型 2 車）を配置し、浄化槽管理者からの事前申込により清掃・収集を行います。また、浄化槽のほか、生物処理タイプのディスポーザ排水処理システムの処理槽で発生する汚泥についても、施設の管理者からの事前申込により収集を行っています。

清掃・収集した汚泥は、入江崎クリーンセンター及び、宮前中継・投入施設に搬入され、夾雑物を除去し、下水二次処理水及び上水を使用して希釈した後、下水投入及び下水処理施設に圧送しています。

(2) 浄化槽の設置に係る審査及び検査

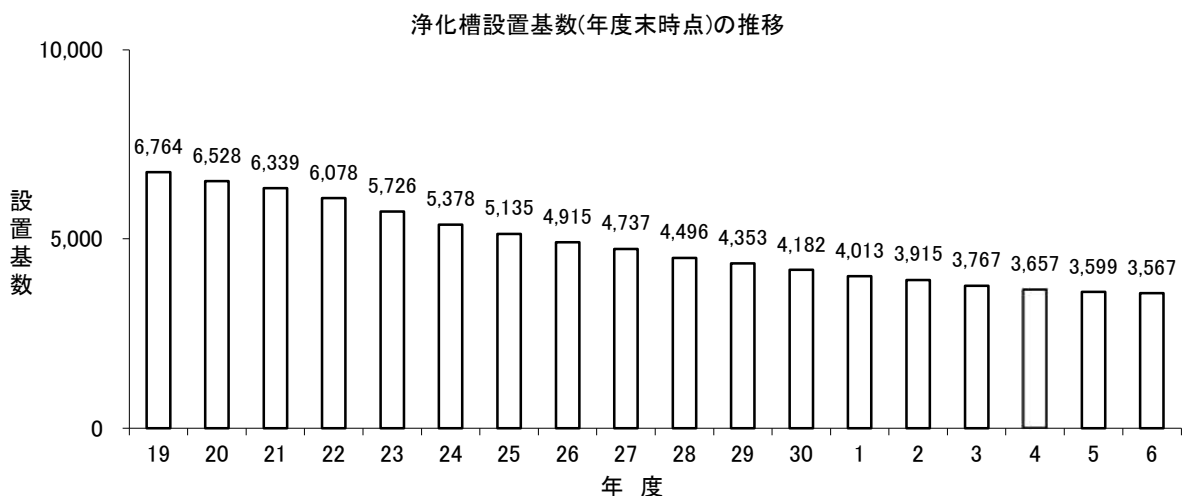
水質汚染を未然に防止して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、昭和 60 年 10 月の「浄化槽法」の施行に伴って整備した「川崎市浄化槽指導要綱」等に基づき、浄化槽設置時に維持管理及び清掃作業を考慮して審査を行い、検査及び指導を行っています。

(3) 維持管理指導

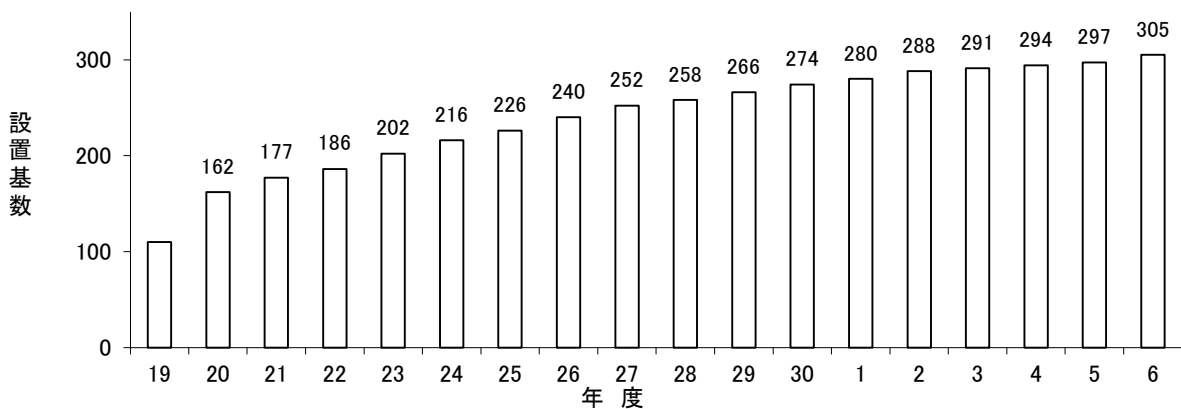
浄化槽管理者に対して適正な維持管理の必要性を P R し、法定検査の受検促進の指導に努めると共に、立入検査により指導を行っています。

ア 立入検査

新設浄化槽については使用開始時に、既設浄化槽については計画的に立入検査を行っています。また、苦情・調査依頼に基づく立入検査を適宜実施しています。



ディスポーザ排水処理システム(生物処理タイプ)設置基数(年度末時点)の推移



イ 法定検査

浄化槽法に定められた設置後の水質検査（第 7 条）及び定期検査（第 11 条）の受検促進のため、浄化槽管理者に対して本市リーフレット等の配布を行い、普及・啓発を実施しています。

ウ 浄化槽保守点検業者の登録制度

浄化槽法第 48 条の規定に基づき昭和 61 年 1 月から「川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、適正な維持管理の徹底を図るため、営業所の立入検査及び報告の徴収等を行い、保守点検業者への指導・監督を行っています。

なお、令和 6 年度末の保守点検登録業者数は 78 社となっています。

(4) 合併処理浄化槽の設置推進

雑排水を公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えの推進を図っていきます。

(5) 浄化槽設置への助成と貸付

昭和 45 年 4 月に「川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例」を制定し、市内に浄化槽を設置しようとする人に対し、その設置に必要な資金の助成及び貸付を行っています。制度の趣旨は、適正な浄化槽を設置することによって浄化槽による生活環境の汚染を未然に防止することにあります。

ア 助成及び貸付けの対象

市内に浄化槽を設置しようとする人

イ 助成及び貸付金額

助成金：浄化槽 1 基につき 8,000 円

貸付金：浄化槽の大きさにより、22 万 5 千円から 100 万円まで

ウ 貸付金の償還及び利子

36 回の分割払いで、無利子

13 廃棄物指導関係事業

(1) 廃棄物指導業務の沿革

高度経済成長期の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、急激な廃棄物の増加をもたらし、生活環境への影響が生じていました。これらを防止するため、昭和45年のいわゆる「公害国会」において、従来の「清掃法」を全面改正した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、昭和46年9月に施行されました。

この廃棄物処理法は、廃棄物に関する基本的な法律で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の区分（一般廃棄物と産業廃棄物）や処理責任などを規定しています。

一方、廃棄物の多様化に伴う処理の困難性や最終処分場の残余年数のひっ迫とともに、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が顕在化する中で、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成は、脱炭素社会の実現とともに、喫緊の課題となっています。

本市では、廃棄物の適正処理を基調とした廃棄物条例を、平成4年12月に全面改正し、資源循環型の社会の構築を目指した「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成5年4月から施行しています。

また、国においては、平成12年に循環型社会形成推進基本法の制定、数次にわたる廃棄物処理法の改正、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）を含む各種リサイクル法の制定により、法制度の充実が図られています。

本市では、これらの関連する諸制度に基づき、廃棄物指導業務の充実・強化を図っています。

ア 産業廃棄物指導業務

産業廃棄物指導業務は、政令指定都市となった昭和47年4月から廃棄物処理法に基づき、排出者責任を原則として、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、許可申請に伴う審査や監視・指導の業務を行っています。

平成3年度には、産業廃棄物の適正処理を計画的に推進するため、「川崎市産業廃棄物処理指導計画」（以下「処理指導計画」という。）を策定することとし、現在は、令和4年3月に策定した処理指導計画（計画期間：令和4～令和7年度）に基づき、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等に関する指導を行っています。

一方、建設業から排出される産業廃棄物は、全国から排出される産業廃棄物（年間約3億9000万トン）の約2割を占め、また、不法投棄等の不適正な処理がされやすいため、建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材（がれき類、木くず等）の分別やリサイクルを促進することを目的に、平成12年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）が制定され、平成14年5月から本格施行されています。本市では、建設リサイクル法に基づき、発注者や建設業者に対し、制度の周知徹底を指導しています。

また、わが国で年間約260万台が排出されている使用済自動車は、かつて総重量の約80%がリサイクルされ、廃プラスチック等約20%はシュレッダーダストとして埋立処分が行われていましたが、最終処分場の不足や、それによる処分費用の高騰に伴う使用済自動車の不法投棄や不適正処理の増加が社会的な問題となっていました。このため、自動車製造業者や関連事業者に必要な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保等を図るため、平成14年7月に自動車リサイクル法が制定され、平成17年1月から本格施行がされています。本市では、自動車リサイクル法に基づき、平成16年7月か

ら解体業及び破砕業の許可制度による指導・審査業務を、平成 17 年 1 月からは引取業者及びフロン類回収業者の登録制度による指導業務を行っています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性等の特性からトランスやコンデンサ等をはじめ幅広い用途に使われてきましたが、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件等によりその毒性が社会問題化し、わが国では昭和 47 年以降製造・輸入が中止となっています。その一方で、PCB の処理が行われず、保管が長期間にわたっているため、紛失や行方不明になったトランス等があることが判明し、PCB による環境汚染が懸念されています。このため、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 特別措置法」という。）が制定され、平成 13 年 7 月から施行されています。本市では、PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物の保管事業者から提出される、保管状況の届出書等の確認や、立入検査の実施等により、PCB 廃棄物の適正な処理が実施されるよう、必要な指導を行っています。

イ 事業系一般廃棄物指導業務

事業系一般廃棄物指導業務においては、条例に基づき、1 日平均 100 kg 以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と認定し、「減量等計画書」の提出を義務付けました。また、平成 6 年度からは、1 日平均 50 kg 以上 100 kg 未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者にも指導対象を拡大し、平成 12 年度の条例改正により、1 日平均 30 kg 以上 100 kg 未満の事業系一般廃棄物を排出する事業者を準多量排出事業者と位置づけ、多量排出事業者と同様に「減量等計画書」の提出を義務付けました。これらの制度により、排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に関する指導を行っています。

平成 12 年 10 月から一般廃棄物処理業の許可制度を導入し、多量・準多量排出事業者の事業系一般廃棄物の収集については、原則許可業者による収集とするとともに、多量排出事業者に対しては、廃棄物管理票の使用並びに市が収集する事業系一般廃棄物の排出方法について、「事業系ごみ指定袋」の使用及び事業者名の記入を義務付けました。

また、平成 15 年度に、事業者処理責任の徹底と受益者負担の公平性の確保を図る観点から条例を改正し、平成 16 年 4 月から「事業系ごみ指定袋」の使用を廃止するとともに、事業系一般廃棄物の市収集を原則廃止とし、排出量にかかわらず、すべての事業系一般廃棄物は、許可業者による収集又は処理センターへの自己搬入により処理することとしました。

ウ 有害使用済機器保管等指導業務

従来は有価物として廃棄物処理法の規制対象外であった有害使用済機器の保管等について、廃棄物処理法が改正され、届出や処理基準の遵守等を義務付ける制度（有害使用済機器保管等届出制度）が平成 30 年 4 月から施行されたことに伴い、有害使用済機器保管等業者の指導等を行っています。

(2) 産業廃棄物に関する個別施策

令和 4 年 3 月に「脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現」を基本理念とした「川崎市産業廃棄物処理指導計画（令和 4 年度～令和 7 年度 4 か年計画）」を策定し、「脱炭素化の推進」、「災害・緊急時の廃棄物対策」、「3R・適正処理の推進」及び「環境保全意識の向上」を施策の柱に据え、令和 7 年度における「排出量 2,500 千トン」、「再生利用率 32%」、「廃プラスチック類の再生利用率 71%」及び「最終処分量 43 千トン」を目標として設定して産業廃棄物部門からの循環型のまちづくりを目指して各種の取組を推進しています。

ア 脱炭素化の推進

(ア) プラスチック資源循環の推進

プラスチックは焼却の際に多くの温室効果ガスを発生させるため、脱炭素社会の実現に向けて、廃プラスチック類の高度リサイクル処理施設の設置促進等による廃プラスチック類の再生利用率の向上や、プラスチック製品などの排出抑制及び再資源化の推進等を図ります。また、これらのプラスチック資源循環を推進することで、海洋プラスチックごみに関する問題の解決にもつなげていきます。

(イ) 事業者による脱炭素化の取組の推進

脱炭素化に関する情報提供や指導・助言等を通して、事業者の自主的な取組を啓発し、事業者が主体となった脱炭素化の取組を推進します。

イ 災害・緊急時の廃棄物対策

(ア) 災害や感染症等の発生に伴う廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の確保

災害や急速に拡大する感染症等が発生した場合、大量の廃棄物が発生するとともに、それらを処理する施設の破損や人員の不足等により廃棄物の処理が停滞する可能性があります。そのような事態を未然に防ぐために、川崎市災害廃棄物等処理計画を踏まえ、迅速かつ円滑な処理に向けた体制の整備や処理業者との連携の強化を図ります。

(イ) 災害・緊急時における事業者の廃棄物処理対策の推進

緊急時においても廃棄物処理が停滞することのないように、事業者の事業活動継続に向けた対策の推進を図ります。

ウ 3R・適正処理の推進

(ア) 3R の推進

各種リサイクル法に基づく取組を進めるとともに、事業者による 3R の推進に向けた自主的な取組を促します。

(イ) 適正処理の推進

事業者への立入検査や講習会等の開催を通じて、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物の期限内処理のほか、広域的な連携による不法投棄や不適正処理の防止に取り組みます。

エ 環境保全意識の向上

(ア) 市民の環境保全意識の向上

事業者の優れた取組や産業廃棄物施策に関する情報提供を行い、事業者、市民及び市の相互理解の促進を図るとともに、産業廃棄物の 3R の取組への市民参加を推進し、市民の環境保全意識の向上を図ることで、産業廃棄物の排出量削減や再生利用につながる行動変容を促します。

(イ) 事業者の環境保全意識の向上

講習会等を通じて、事業者に対して産業廃棄物施策に係る国内外の動向や情報を提供することで、産業廃棄物の 3R の推進や市民との相互理解を促し、事業者の環境保全意識の向上を図ります。

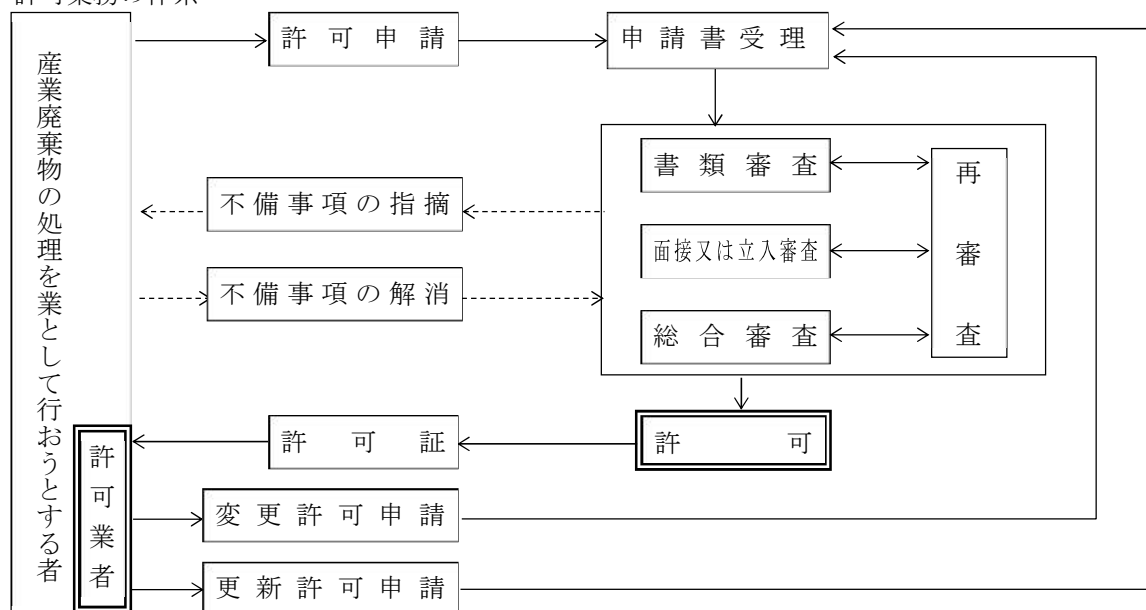
(3) 産業廃棄物処理業許可業務

廃棄物処理法の規定により、市内で産業廃棄物の処理を業として行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等による許可業務を行っています。

ア 許可の概要

平成 3 年 10 月の法の改正により、産業廃棄物処理業は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の 4 種類に分けられ、処理業の許可には 5 年の期限が付され更新制度が導入されました。また、平成 22 年改正により 7 年の期限となる優良産廃処理業者認定制度が導入されました。

イ 許可業務の体系



(ア) 許可の状況

(単位：件)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
許可の種類	新規許可	3	3	5	3	5
	変更許可	3	7	5	6	4
	更新許可	22	37	31	37	32
廃止	許可期限到来	8	6	2	4	5
	廃止届扱い※1	0	4	5	5	5
	失効※2	8	0	0	2	0

※1 廃止届扱いの件数には、廃止届によるもののほか、許可取消を含む。

※2 法改正に伴う許可の合理化に伴う失効

(イ) 業態別許可の内訳

処 理 業 の 種 類		令和 2 年度末 業者数	令和 3 年度末 業者数	令和 4 年度末 業者数	令和 5 年度末 業者数	令和 6 年度末 業者数
産業 廃棄物	収集運搬業（積替え又は保管を除く）	57	49	48	44	38
	収集運搬業（積替え又は保管を含む）	45	46	47	47	47
	中間処理業	71	72	70	70	71
	最終処分業（海洋投入）	0	0	0	0	0
	中間処理・最終処分業（海洋投入）	0	0	0	0	0
産業 廃棄物 特別 管理	収集運搬業（積替え又は保管を除く）	6	4	4	4	3
	収集運搬業（積替え又は保管を含む）	12	12	12	11	12
	中間処理業	8	7	7	6	6
	最終処分業	－	－	－	－	－
	中間処理・最終処分業	－	－	－	－	－
合 計		199	190	188	182	177

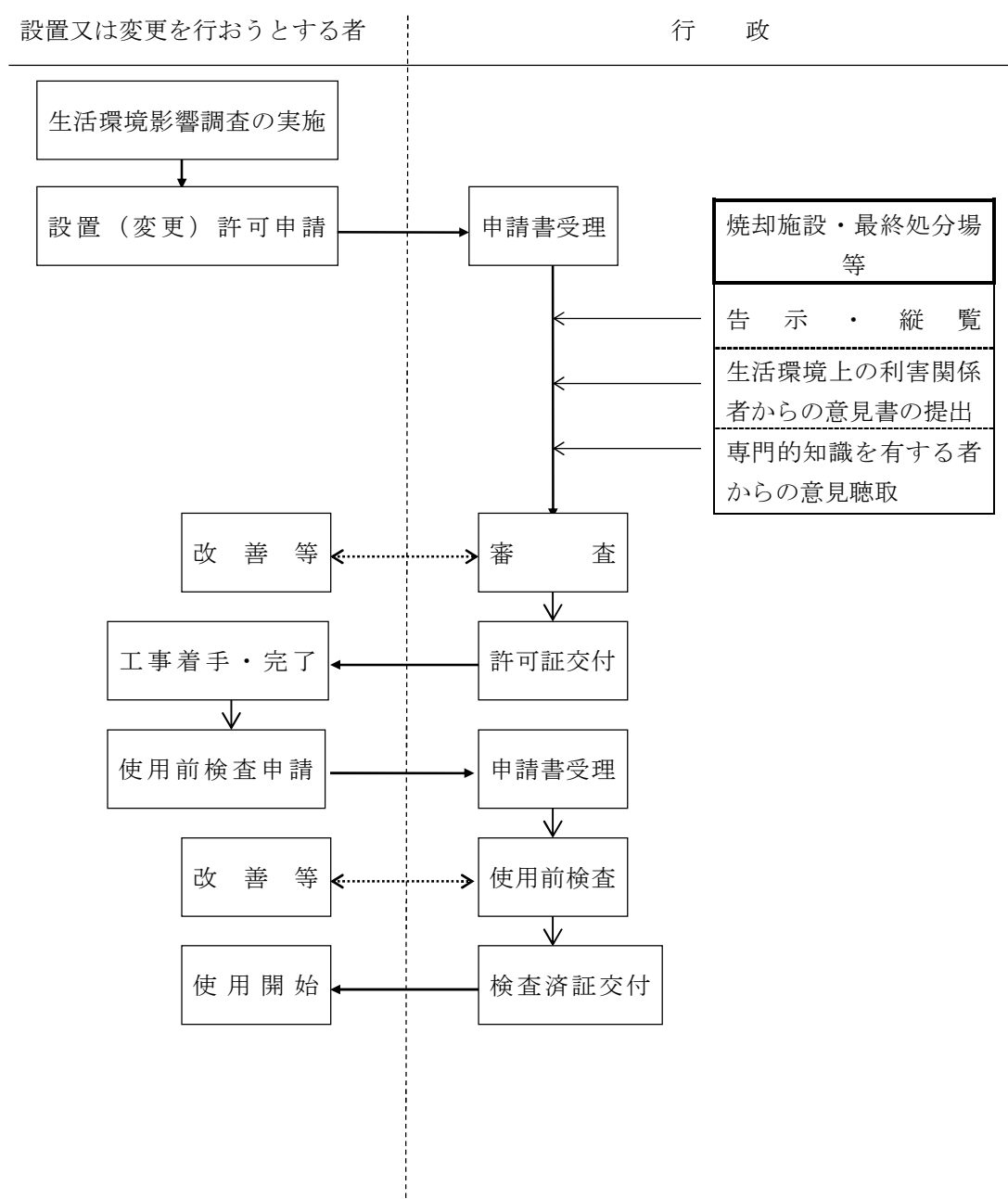
(4) 産業廃棄物処理施設設置許可業務

産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可は、各許可申請の後、技術上の基準及び設置者の能力等の基準に適合し、周辺地域の生活環境の保全に支障がないと認められる場合に許可され、工事着工となります。

また、信頼性、安全性の高い処理施設の設置を推進するために、工事完了の後、使用前の検査を受けることが義務づけられ、検査の結果、基準に適合していることが認められる場合に限り使用を開始することができます。

事業者は、産業廃棄物処理施設の設置事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、産業廃棄物処理責任者を置くこと及び、産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くことが義務づけられています。

ア 産業廃棄物処理施設の設置許可等に係る手続き



イ 産業廃棄物処理施設の内訳

設置者 区分		事業者	処理業者	公共団体	計
汚泥の脱水施設	施設数	31	10	3	44
	m ³ /日	5,923	2,139	4,543	12,605
汚泥の乾燥施設	施設数	2	2		4
	m ³ /日	70	115		185
汚泥の焼却施設	施設数	4	6		10
	m ³ /日	288	4,008		4,296
廃油の油水分離施設	施設数		2		2
	m ³ /日		190		190
廃油の焼却施設	施設数	8	4		12
	m ³ /日	268	266		534
廃酸又は廃アルカリの 中和施設	施設数	1	4		5
	m ³ /日	4,000	1,497		5,497
廃プラスチック類の破碎施設	施設数		30		30
	t/日		1,952		1,952
廃プラスチック類の焼却施設	施設数	1	8		9
	t/日	7	3,889		3,896
木くず又はがれき類の破碎施設	施設数		44		44
	t/日		27,447		27,447
廃PCB等又はPCB処理物の 分解施設	施設数				0
	m ³ /日				0
PCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設又は分離施設	施設数				0
	t/日				0
産業廃棄物の焼却施設	施設数	7	8		15
	t/日	776	4,217		4,993
計	施設数	54	118	3	175

(5) 産業廃棄物に係る報告の徴収業務

産業廃棄物の多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者）から「産業廃棄物処理計画」を、前年度にこの「産業廃棄物処理計画」を作成・提出した事業者から「産業廃棄物処理計画実施状況報告

書」を徴収する業務を行っています。

さらに、特別管理産業廃棄物排出事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことが義務付けられているため、その設置、変更報告の徴収を行っています。また、産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、産業廃棄物処理責任者及び廃棄物処理施設技術管理者を置くことが義務付けられているため、その設置、変更報告の徴収も行っています。

平成 14 年度からは、P C B 特別措置法に基づき、P C B 廃棄物保管事業者から前年度の P C B 廃棄物の保管状況に関する報告の徴収を行っています。

また、前年度に産業廃棄物管理票を書面で交付した事業者がその状況を報告する産業廃棄物管理票交付等状況報告書の徴収を行っています。

(6) 立入検査等指導の状況

産業廃棄物の不適正な処理は、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、これらの不適正な処理を未然に防止し、法令に基づく適正な処理を行わせるため、排出事業者及び処理業者に対して定期的に立入検査等を実施し、試料を採取して分析試験を行うなど監視指導の徹底を図っています。

また、平成 22 年度の法改正において、廃棄物焼却施設等の定期検査が義務付けられたことから、すでに設置されている施設の技術上の基準の適合についても検査を実施しています。

令和 6 年度立入検査指導状況

(単位：件)

立 入 検 査 場 所	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
排出事業者	236	41
収集運搬業者（積替え保管を除く）	3	0
収集運搬業者（積替え保管を含む）	12	0
処分業者（中間処理施設）	40	1
処分業者（埋立て）	0	0
処分業者（海洋投入）	0	0
P C B 保管事業者	-	22
合 計	291	64

令和５年度立入検査によって採取及び検定をした産業廃棄物等の分析状況

処 分 方 法		産 業 廃 棄 物 等	検 体 数	測 定 項 目	分 析 者
海洋投入	B 海域	非水溶性無機性汚泥	0	0	
そ の 他		埋 立 地 放 流 水	0	0	
		底 土	0	0	
		土 壌	0	0	
		油 汚	0	0	
		燃 え 殻	2	9	民 間 分 析 機 関
		ば い じ ん	3	9	民 間 分 析 機 関
		臭 気	0	0	
計			5	18	

(7) 行政処分等の状況

産業廃棄物の不適正な処理は、生活環境の保全に重大な影響を及ぼす可能性があることから、適正処理を確保することが重要です。このことから、本市では法違反行為者に対して、その責任を厳しく追及すると共に、必要に応じた行政処分を行い、適正処理の確保に努めています。

令和６年度の行政処分等の状況

関 係 条 文	件 数
法第 14 条の 3 及び第 14 条の 6 に基づく事業の停止	0
法第 14 条の 3 の 2 及び第 14 条の 6 に基づく許可の取消し	0
法第 15 条の 2 の 7 に基づく改善命令等	0
法第 15 条の 14 に基づく監督命令	0
法第 15 条の 3 に基づく許可の取消し	0
法第 19 条の 3 に基づく改善命令	0
法第 19 条の 5 に基づく措置命令	0
法第 19 条の 6 に基づく措置命令	0
計	0

(8) 事業系一般廃棄物排出事業者への指導業務

ア 多量排出事業者に対する指導

1 日平均 100kg 以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者（令和 7 年 4 月 1 日現在、368 事業者）に「減量等計画書の提出」及び「事業系一般廃棄物管理責任者の選任」等を義務付けるとともに、説明会の開催、個別のヒアリング、立入調査等により事業系一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等による減量化、資源化及び適正処理に関する指導を行っています。

また、多量排出事業者の施設搬入状況の把握とともに、廃棄物管理票の使用の義務付けにより、不法投棄等の不適正処理に係る防止の徹底を図っています。

イ 準多量排出事業者に対する指導

1 日平均 30kg 以上 100kg 未満の事業系一般廃棄物を排出する準多量排出事業者（令和 7 年 4 月 1 日現在、905 事業者）に「減量等計画書の提出」を義務付けるとともに、立入調査等により事業系一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等による減量化、資源化及び適正処理に関する指導を行っています。

ウ 事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理

（ア）一般廃棄物排出事業者用手引を配布し、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に向けた指導を行います。

（イ）再利用等の取組状況やリサイクル事業の情報を収集するとともに、それらの情報を排出事業者へ提供する等により、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に向けた取組を促進します。

エ 適正包装の推進等

商店・スーパー・デパート及び商店街約 2,000 店に対し、過剰包装となりがちな贈答品における適正包装の実施について文書で協力要請を行います。

オ リユース・リサイクルショップ制度の拡充

中古品の買取・販売等を行うことにより、廃棄物のリユース及びリサイクル等に係る施策に協力するお店を「リユース・リサイクルショップ」として認定し、その利用を広く市民に推奨します。

認定店 55 店（令和 7 年 4 月 1 日現在）

カ エコショップ制度の拡充

環境への影響を配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に係る施策に積極的に協力する商店等を「川崎市エコショップ」等として認定し、その利用を広く市民に推奨します。

認定店 581 店（3 商店街を含む。令和 7 年 4 月 1 日現在）

キ 食品ロス削減協力店

事業所から排出される食べ残し等による生ごみや、賞味期限切れ等により発生する食品廃棄物をはじめとする「食品ロス」の削減のため、これに取り組む飲食店や小売店等を「食品ロス削減協力店」として登録するとともに、食品ロス削減の推進に向けた意識啓発を行います。

登録店 685 店（令和 7 年 4 月 1 日現在）

(9) 一般廃棄物処理業許可業者への許可・指導業務

廃棄物処理法の規定により、市内で一般廃棄物の処理を業として行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等による許可及び指導業務を行います。許可期間は 2 年となっています。

ア 新規・変更・更新許可申請の審査

イ 変更届の審査

ウ 一般廃棄物処理業者に対する講習会の開催（年 1 回）

エ 一般廃棄物処理業者への立入調査・指導

- オ 一般廃棄物処理業者の施設搬入内容審査の結果に基づく指導
 カ 一般廃棄物処理業実績報告の徴収、集計
 キ 一般廃棄物処理業者の育成指導
 ク 一時多量ごみ収集運搬業者への立入調査・指導

許可の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可の種類	新規許可	7	8	1	4	5
	変更許可	8	0	1	0	0
	更新許可	82	29	79	34	73
廃止	期限到来	2	0	2	0	1
	廃止届出	4	4	4	2	4
許可業者数		114	118	113	115	115

(10) 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可業務

自動車リサイクル法の規定により、市内で、使用済自動車の引取り、フロン類の回収を行おうとする者からの申請に基づき、書類審査を実施し、引取り業者、フロン回収業者の登録業務を行っています。また、使用済自動車の解体、破砕を行おうとする者からの申請に基づき、書類審査、立入検査等を実施し、解体業者・破砕業者の許可業務を行っています。許可期間はそれぞれ5年です。

令和6年度の登録等の状況

(単位：件)

引取業者	新規登録申請		2
	申請取り下げ		0
	登録	新規	2
		更新	24
		合計	26
	登録の拒否		0
	期限到来・廃業等届出		12
	登録業者数		100
フロン類回収業者	新規登録申請		0
	申請取り下げ		0
	登録	新規	0
		更新	2
		合計	2
	登録の拒否		0
	期限到来・廃業等届出		1
	登録業者数		14

令和6年度の許可等の状況

(単位：件)

解体業者	新規許可申請		0
	申請取り下げ		0
	許可	新規	0
		更新	1
		合計	1
	不許可		0
	期限到来・廃業等届出		0
	許可業者数		3
破碎業者	新規許可申請		0
	申請取り下げ		0
	許可	新規	0
		更新	2
		合計	2
	不許可		0
	期限到来・廃業等届出		0
	許可業者数		2

(11) 自動車リサイクル法関連事業者の立入指導等業務

自動車リサイクル法では、使用済自動車は廃棄物とみなし、廃棄物処理法と密接な関係にあります。

使用済自動車の不適正処理は、生活環境に重大な影響を及ぼす場合があります、これらの不適正処理を未然に防止し、廃棄物処理法に基づく適正な処理や自動車リサイクル法に基づく再資源化等の基準に適合させるため、登録・許可事業者に対して定期的に立入検査等を実施し、監視指導の徹底を図っています。

令和6年度立入検査の状況

立入検査関連業者	立入検査数
引取業者	39
フロン類回収業者	6
解体業者	1
破碎業者	1

(12) 有害使用済機器保管等指導業務

廃棄物処理法の規定により、市内で有害使用済機器の保管又は処分を行おうとする者からの届出を受け、書類審査や立入検査を実施しています。

令和6年度届出状況

(単位：件)

保管業者	新規届出数	0
	変更届出数	0
	廃止届出数	0
	業者数	4
処分業者	新規届出数	0
	変更届出数	0
	廃止届出数	0
	業者数	0

令和6年度立入検査の状況

(単位：件)

立入検査業者	立入検査数
保管業者	4
処分業者	0

14 廃棄物車両整備事業

(1) 車両調査・研究

廃棄物処理事業の円滑な運営に資するため、安全を第一義とした上で作業の特性を十分考慮し、性能がよく、効率的で、快適な廃棄物車両を求め、車両に関する資料の収集に努め調査・研究を行っています。

(2) 低公害車の導入

自動車の排ガスによる大気汚染防止対策として、低公害車の導入を図ります。

なお、低公害車のうちハイブリッド車、クリーンディーゼル車（※）及びEVの導入状況は、次のとおりです。

年度別導入台数

(単位：台)

低公害車の車種	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (予定)	合計
ハイブリッド小型ごみ車	7	11	8	1	18	12						57
EVごみ収集車				1							1	2
クリーンディーゼル車							23	7	5	14	10	59

(モニター車は除く)

(※) クリーンディーゼル車は、最新の排ガス規制を満足するとともに九都県市指定低公害車である小型ごみ収集車です。

(3) 鉄道輸送用専用車及びごみ中継車の導入

全国初の鉄道によるごみ輸送事業開始に伴い、平成7年度から専用車を導入しました。また、ごみ中継事業の開始に伴い平成7年度からごみ中継車も導入しました。

破砕ごみコンテナ（鉄道輸送用） 8 個

焼却灰コンテナ（鉄道輸送用） 45 個

大型ごみ中継コンテナ（アームロール） 30 個

(4) 廃棄物車両一覧表（車検等対策車を除く）

単位：台

区 分			R6 年度 (4月1日)	R7 年度 (4月1日)
ごみ 関係	ごみ 収集部門	軽 ダ ン プ ご み 車	6	6
		超 小 型 ご み 車	2	2
		ク リ ー ン テ ー ー セ ー ル 小 型 ご み 車	30	44
		ハ イ プ リ ッ ド 小 型 ご み 車	89	75
		中 型 ご み 車 (コンテナ傾倒装置付)	7	7
		中 型 ご み 車 6 m ³ (強制圧縮)	0	0
		大 型 コ ン テ ナ 車	3	3
		小 計	137	137
	ごみ中間 処理部門	大 型 ご み 中 継 車 (アームローラー車)	17	17
		大 型 ご み 運 搬 車 (鉄道輸送用)	9	9
		焼 却 灰 運 搬 車	5	5
		焼 却 灰 運 搬 車 (鉄道輸送用)	12	12
		沈 殿 池 清 掃 車	1	1
		動 物 死 体 運 搬 車	1	1
		破 砕 ご み 運 搬 車	1	1
		破 砕 ご み 運 搬 車 (鉄道輸送用)	2	2
	小 計	48	48	
し尿・浄化槽 関係	し尿収集・浄化槽 清掃部門	小 型 し 尿 車	8	8
		大 型 し 尿 車	1	1
		小 型 浄 化 槽 車	3	3
		中 型 浄 化 槽 車	6	6
		大 型 浄 化 槽 車	2	2
		小 計	20	20
	し 尿 処理部門	脱 水 汚 泥 運 搬 車	1	1
		貯 留 槽 清 掃 車	1	1
		小 計	2	2
その他	埋立部門	埋 立 維 持 作 業 車	1	1
		ホ イ ー ル ロ ー ダ	1	1
		小 計	2	2
合 計			209	209

15 施設

(1) ごみ焼却施設の環境対策

ア 公害防止対策

ごみの処理過程で環境を汚染することのないよう燃焼管理を行い、測定機能や除去設備を整備するとともに、各種取組を積極的に行っています。

(ア) 排ガス対策

燃焼排ガス中に含まれるばいじんは、高度なばいじん除去機能を有するろ過式集じん装置により処理しています。

窒素酸化物、塩化水素等は有害ガス除去装置を設置して除去しています。

(イ) 排水対策

生物化学的処理及び物理化学的処理の併用等により処理した後、放流しています。

ごみ焼却に伴って発生する汚水は可能な限り施設内で再利用し、放流水を極力低減するよう努めています。

(除去方式)

浮島処理センター：無機系 凝集沈殿方式

有機系 生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着方式

橘処理センター：無機系 凝集沈殿方式

有機系 生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過

王禅寺処理センター：無機系 凝集沈殿方式

有機系 生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過

(ウ) 臭気対策

ごみピットの臭気対策として、ピット前面のプラットホームを上屋で覆うとともに、エアカーテンを設置し臭気が外部に漏れないようにしています。なお、臭気を含んだ空気は、ごみの燃焼用に焼却炉内に送られ、熱処理し外部に漏れることのないようにしています。

(エ) 飛灰対策

ろ過式集じん器等で捕集した飛灰は重金属安定剤を注入混合し、安定した灰に処理しています。

(オ) ダイオキシン類削減対策

	浮島処理 センター	堤根処理 センター	橘処理 センター	王禅寺処理 センター
排出基準値 (ダイオキシン類対策特別措置法)	1ng-TEQ/m ³ N	休止・建設中	0.1 ng-TEQ/m ³ N	0.1 ng-TEQ/m ³ N
排水排出基準	10pg-TEQ/L		10pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
焼却灰排出基準※	3ng-TEQ/g		3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g

※浮島処理センターはダイオキシン類対策特別措置法の施行（平成 12 年 1 月）時点で既設であるため、ばいじんについては、法で定められた方法で処分（重金属安定化処理）しており基準は適用されません（橘処理センター及び王禅寺処理センターは基準適用）。

○削減対策の内容

ダイオキシン類削減対策の対象施設である市ごみ焼却処理施設におけるダイオキシン類を削減するための主な対策は、次のとおりです。

- a 燃焼の温度を 800℃以上の高温にし、完全燃焼させる。
- b ダイオキシン類の再合成を防ぐため、ガス冷却設備により概ね 200℃以下に冷却する。

- c 高度のばいじん除去機能を有する排ガス処理設備により、ばいじんに含まれたダイオキシン類を除去する。

(カ) 放射性物質対策

東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響で、放射性物質が検出され、保管を行っているごみ焼却灰について、平成 29 年 10 月から試験的埋立てを実施し、令和 5 年度中に処理を終了しました。

イ 環境マネジメントシステム管理事業

浮島・王禅寺処理センターにおいて環境マネジメントシステムを運用し、ごみの焼却により排出される大気汚染物質の削減や電力・都市ガスなど、ごみ処理に伴う環境負荷の低減に向けた取組を継続して行っています。また、令和 6 年 4 月に稼働した橘処理センターにおいては、環境マネジメントシステムを構築しています。

ウ 余熱利用

(ア) 蒸気供給

橘処理センターは隣接する川崎市民プラザに蒸気を供給し、温水プール等に利用しています。

また、王禅寺処理センターは隣接する余熱利用市民施設（ヨネッティ王禅寺）に蒸気を供給し、温水プール等に利用しています。

(イ) 発電

全ての処理センターで焼却熱を利用した蒸気タービンによる発電を行い、所内利用で余った電力を売電しています。

電力の売電先として、市域への再エネ普及やエネルギーの地産地消を推進するために市の出資により設立した地域エネルギー会社である川崎未来エナジー株式会社に令和 6 年 4 月 1 日から王禅寺処理センターの FIT 分を除く大部分を供給しています。

令和 6 年度発電・売電実績

発 電 施 設 名	自家発電量	買 電 量	(kwh)
			売 電 量
浮島処理センター	26,017,840	2,448,792	10,875,816
橘処理センター	83,581,360	554,088	61,744,608
王禅寺処理センター	49,191,370	393,000	34,626,626
合 計	158,790,570	3,395,880	107,247,050

(ウ) 場内利用

場内の暖房及び浴室等への給湯を行うとともに、浮島処理センター及び王禅寺処理センターでは蒸気を施設内洗濯工場でも活用しています。

(2) ごみ焼却施設の設備概要

施設名 区分		浮島処理センター	橘処理センター	王禅寺処理センター
所在地		川崎市川崎区浮島町 509-1	川崎市高津区新作 1-20-1	川崎市麻生区王禅寺 1285
電話番号		044(287)9600	044(865)0013	044(966)6135
着工・竣工 年 月		(着工)平成3年12月 (竣工)平成7年9月	(着工)平成29年12月 (竣工)令和6年3月	(着工)平成19年12月 (竣工)平成24年3月
敷地面積		59,532.74m ²	24,488.63m ²	54,738.36m ²
建築延面積		42,129.45m ²	31,918.44m ²	13,392.07m ²
公称処理能力		900t/24h	600t/24h	450t/24h
施設 の 内 容	型式	NKKフェルント式全連続燃焼炉	全連続燃焼式ストーカ炉	HPCC 型ストーカ焼却炉
	基数	(300t/24h)3 基	(200t/24h)3 基	(150t/24h)3 基
	通風	平衡通風	平衡通風 + 排ガス循環	平衡通風 + 排ガス循環
	煙突	(高さ) (頂上口径) 47.5m 1.3m×3	(高さ) (頂上口径) 100m 0.88m×3	(高さ) (頂上口径) 100m 0.94m×3
	集じん 設備	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器
	ごみ ピット	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 12,000m ³)	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 12,254m ³)	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 10,990m ³)
	灰 ピット	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 780m ³)	鉄筋コンクリート製角型ピット (容量 1,425m ³) (主灰容量 1,096m ³) (飛灰容量 329m ³)	鉄筋コンクリート製U型ピット (容量 303m ³) (主灰容量 225m ³) (飛灰容量 78m ³)
	クレーン	給じんクレーン 25m ³ 2 基 灰クレーン 3.5m ³ 1 基	給じんクレーン 14.0m ³ 2 基 灰クレーン 1.5m ³ 1 基	給じんクレーン10.0m ³ 2 基 灰クレーン 2.0m ³ 1 基
	助燃 装置	先混合形ガスバーナ (都市ガス使用) 1 炉 1 基	ガスバーナ 1 炉 1 基 (都市ガス使用)	ガスバーナ 1 炉 1 基 (都市ガス使用)
	排水処理 設備	活性汚泥処理, 化学処理 (処理水再利用)	活性汚泥処理, 化学処理 (処理水再利用)	活性汚泥処理, 化学処理 (処理水再利用)
	余熱利用 設備	発電設備出力 7,000 k w (余剰電力を売電) 各室暖房、浴場給湯、 洗濯工場	発電設備出力 14,100 k w (余剰電力を売電) 浴場給湯、市民プラザ(温水プー ル等)へ蒸気を供給	発電設備出力 7,500 k w (余剰電力を売電) 浴場給湯、洗濯工場、 余熱利用施設(温水プール、老 人休養施設)へ蒸気を供給
	附帯 設備	ごみ計量機、エアカーテン、洗 車場、塩化水素除去装置、窒素 酸化物除去装置、飛灰安定化装 置、白煙防止装置	ごみ計量機、エアカーテン、洗車 場、塩化水素除去装置、窒素酸 化物除去装置、飛灰安定化装置、エ コノマイザ	ごみ計量機、エアカーテン、洗 車場、塩化水素除去装置、窒素 酸化物除去装置、飛灰安定化装 置、エコノマイザ、白煙防止装 置
建設工事費		39,761,090 千円	34,424,260 千円	14,087,820 千円

※ 王禅寺の敷地面積は、隣接する余熱利用市民施設を除く。

※ 橘処理センターの建設工事費には橘処理センター資源化処理施設の建設工事費を含む。

(3) 埋立処分施設

施 設 名	浮島 1 期廃棄物埋立処分地	
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 507－1	
面 積	124,000m ²	
埋 立 容 量	1,493,700m ³	
埋立開始年月	昭和 58 年 5 月	
水 処 理 施 設	浮島 1 期廃棄物埋立処分地浸出液処理施設	竣工年月：平成 18 年 3 月
工 事 費	1,944,600 千円	
排 水 処 理	240m ³ /日（凝集沈殿処理＋生物処理＋高度処理＋汚泥処理）	
集 排 水 方 法	竪型保有水等集排水井戸方式	
建物延床面積	610.41 m ²	

施 設 名	浮島 2 期廃棄物埋立処分場		
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 523－1 先		
面 積	168, 600m ²		
埋 立 容 量	2, 673, 500m ³		
埋立開始年月	平成 12 年 4 月		
名 称	しゃ水工建設工事	埋立処分施設建設工事	竣工年月：平成 11 年 3 月
工 事 費	2, 399, 250 千円	942, 900 千円	
排水処理施設	浮島埋立事業所（川崎市川崎区浮島町 523－1）		
埋 立 事 業 所 建物延床面積	1, 113. 94m ²		
名 称	その 1 工事 （第 1 凝集沈殿処理）	その 2 工事 （生物処理、第 2 凝集沈殿処理、砂ろ過処理）	
工 事 費	2, 520, 000 千円	1, 215, 000 千円	
竣 工	平成 11 年 3 月	平成 19 年 3 月	
排水処理能力	1, 100m ³ /24h		

(4) 資源化処理施設

ア 南部リサイクルセンター

処理対象物	空き缶（アルミ缶、スチール缶）	空きびん	ペットボトル
所在地	川崎市川崎区夜光3-1-3		
処理能力	28t/日（4t/h）	20t/日（4t/h）	7t/日（1t/h）
建設工事費	1,362,690千円		
竣工年月	平成10年3月		

イ 浮島処理センター粗大ごみ処理施設

処理対象物	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、小物金属		
所在地	川崎市川崎区浮島町509-1		
処理能力	50t/日（10t/h）【可燃性 25t/日（5t/h）、不燃性 25t/日（5t/h）】		
処理方式	剪断方式、回転方式		
建設工事費	3,082,790千円		
竣工年月	平成7年9月		

ウ 浮島処理センター資源化処理施設

処 理 対 象 物	ミックスペーパー	プラスチック製容器包装・プラスチック資源
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 509-1	
処 理 能 力	70t/日 (7t/h)	55t/日 (5.5t/h)
建 設 工 事 費	1,575,000 千円	
竣 工 年 月	平成 23 年 2 月	

エ 橘処理センター資源化処理施設

処 理 対 象 物	ミックスペーパー		
所 在 地	川崎市高津区新作 1-20-1		
処 理 能 力	45t/日 (22.5t/日×2 ライン)		
建 設 工 事 費	橘処理センターの総事業費に含む		
竣 工 年 月	令和 6 年 3 月		

オ 王禅寺処理センター資源化処理施設

処 理 対 象 物	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、小物金属	空き缶 (アルミ缶、スチール缶)	空きびん	ペットボトル
所 在 地	川崎市麻生区王禅寺 1285 番地			
処 理 能 力	40t/日 (8t/h) 【 可 燃 性 20t/日 (4t/h)、不燃性 20t/日 (4t/h)】	20t/日 (4t/h)	25t/日 (5t/h)	12.5t/日 (2.5t/h)
処 理 方 式	剪断方式、回転方式			
建 設 工 事 費	5,066,620 千円 (王禅寺エコ暮らし環境館を含む)			
竣 工 年 月	平成 28 年 3 月			

(5) 廃棄物中継施設

施 設 名	加瀬クリーンセンター	建 設 工 事 費	2,885,588 千円
所 在 地	川崎市幸区南加瀬 4-40-23	処 理 能 力	300t/日 (60t/h)
敷 地 面 積	約 7,780.82m ²	建 築 構 造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造
着 工	平成 5 年 9 月	建 築 面 積	約 2,000m ²
竣 工	平成 7 年 3 月	延 床 面 積	5,712.74m ²

(6) 動物死体処理施設

施 設 名	浮島処理センター動物死体処理施設		
所 在 地	川崎市川崎区浮島町 509-1	処 理 対 象 物	犬及び猫等
処 理 能 力	150kg/日 (30kg/h) × 2 基	建 設 工 事 費	759,110 千円
処 理 方 式	バッチ式二次燃焼型バーナ式	竣 工 年 月	平成 7 年 9 月

(7) し尿・浄化槽施設

ア し尿圧送施設

施設名 区分		入江崎クリーンセンター
所在地		川崎市川崎区塩浜 3-14-1
電話番号		044(266)2726
着工・竣工年月		着工 昭和 50 年 9 月 竣工 昭和 51 年 11 月
敷地面積		11,425.35m ²
建物延面積		2,327.05m ²
公称処理能力		500kL／日
施設の内容	処理方法	下水処理場へのし尿圧送
	希釈水の種類	下水高度処理水
	希釈倍率	3 倍
	放流先	—
	二次処理方法	—
	脱臭装置	水洗方式、燃焼方式
	汚泥等の処理	脱水処理（スクリーブレス方式）
	附帯設備	空調設備、非常用発電設備、 給湯設備、工業テレビ
建設工事費		786,739 千円

イ し尿中継輸送・下水投入施設

施設名 区分		宮前生活環境事業所
所在地		川崎市宮前区宮崎 172
電話番号		044(866)9131
竣工年月		昭和 63 年 3 月
建物延面積		755.52m ²
施設の内容		し尿中継貯留槽（容量 100kL） ・ 燃焼脱臭装置・乾式脱臭装置 ・ 下水道投入設備（100kL／日）

(8) 生活環境事業所

施設名 区分	川崎生活環境事業所	中原生活環境事業所	宮前生活環境事業所	多摩生活環境事業所
所在地	川崎区塩浜 4-11-9	中原区中丸子 155-1	宮前区宮崎 172	多摩区柗形 1-14-1
電話番号	044(266)5747	044(411)9220	044(866)9131	044(933)4111
竣工年月日	平成 14 年 3 月	昭和 57 年 5 月	昭和 63 年 11 月	昭和 53 年 3 月
敷地面積 (m ²)	6,668.93	4,865.12	8,237.70	7,386.86
建物延面積 (m ²)	3,082.37	2,015.90	5,469.41	3,274.53

(9) 余熱利用市民施設

王禅寺余熱利用市民施設（ヨネッティ王禅寺）

所 在 地	川崎市麻生区王禅寺 1321 番地		
電 話 番 号	044(951)3636		
着 工 ・ 竣 工 年 月	(着工) 昭和 62 年 12 月 (竣工) 平成 2 年 3 月		
敷 地 面 積	9,924.14m ²		
建 築 面 積	3,224.57m ²		
建 物 延 面 積	9,856.64m ²		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 1 階地上 4 階		
施 設 の 内 容	B 1 F 駐車場 (116 台収容) 1 F ●温水プール ・競泳プール／25m 5 コース (深さ 1.1～1.2m) ・流水プール／幅 3.6m 外周 130m (深さ 1m) ・幼児プール／22m ² (深さ 0.3～0.35m) ・スライダープール／31m ² (深さ 0.65m) ・採暖浴槽・採暖室・シャワー室・更衣室 2 F ●レクリエーションルーム 129m ² ●トレーニングルーム 276m ² ●ロッカー室・サウナ・浴室等 3 F ●老人休養施設 ・大広間 105m ² ・浴室・屋上庭園・図書コーナー・玄関・ロビー ・事務室 4 F ●大会議室 60 人用 ●第 4 会議室 10 人用 ●第 1 会議室 12 人用 ●ギャラリー 98m ² ●第 2 会議室 12 人用 ・レストラン ●第 3 会議室 12 人用		
総 事 業 費	工事費 3,455,193 千円 用地費 83,904 千円 事務費等 161,246 千円 計 3,700,343 千円		

(10) 普及啓発施設

ア かわさきエコ暮らし未来館

所 在 地	川崎市川崎区浮島町 5 0 9ー1 浮島処理センター内		
電 話 番 号	044(223)8869		
建 築 ・ 改 修 年 月	(建築) (改修)	平成 7 年 10 月 平成 23 年 3 月※生活環境学習室を改修(工事開始:平成 22 年 9 月)	
建 築 面 積	658.02m ²		
建 物 延 面 積	2096.89m ²		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート 3 階		
施 設 の 内 容	1 F	●エントランスホール (展示スペース)	200 m ²
		●ホール	108 m ²
		●学習工房室	104 m ²
	2 F	●展示室	350m ²
		●事務室	45m ²
	中 2 F	●空調機械室	145m ²
	3 F	●会議室	43m ²
		●準備室	24m ²
		●資料室	20m ²
	●研修室	255m ²	
改 修 費	232,145 千円		

イ 王禅寺エコ暮らし環境館

所 在 地	川崎市麻生区王禅寺 1285 番地 王禅寺処理センター資源化処理施設内		
電 話 番 号	044(712)4637		
建 築 年 月	平成 28 年 3 月		
建 築 面 積	7451.55 m ²		
建 築 延 面 積	13,311.21 m ²		
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造		
施 設 の 内 容	3 F ●展示室 504.57 m ² ●研修室 230.20 m ² ●事務室(受付) 47.85 m ² 4 F ●エントランスホール 81.00 m ²		
建 設 費	5,066,620 千円(王禅寺処理センター資源化処理施設を含む)		

(11) 公衆トイレ

名 称	所 在 地	建設年月	構 造	内 容
小島新田駅前公衆トイレ	川崎区田町 2-13	S 57. 6 H26. 3 改修	コンクリートブロック造 平屋建	男：大 2、 小 2 女：2
大師駅前公衆トイレ	川崎区大師駅前 1-18	S 36. 3 H19. 3 改修 R6. 3 改修	コンクリートブロック造 平屋建	男：大 1、 小 3 女：2
川崎駅前東口公衆トイレ	川崎区駅前本町 26	H 22. 3	鉄骨造 平屋建	男：大 2、 小 2 女：2、 多目的トイレ 2 (オストメイト対応)
川崎駅西口公衆トイレ	幸区堀川町 72	S 63. 3 H20. 12 改修 R4. 3 改修	コンクリートブロック造 平屋建	男：大 2、 小 2 女：3 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
新丸子駅前公衆トイレ	中原区新丸子町 766	H 7. 3 H31. 3 改修	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 2、 小 4 女：2、子供用大 1 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
武蔵小杉駅前公衆トイレ	中原区小杉町 1-492	S 59. 3 H27. 3 改修	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 2、 小 3 女：3、 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
武蔵中原駅前公衆トイレ	中原区上小田中 5-2	H 8. 11 R2. 3 改修	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 1、 小 3 女：2 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
武蔵新城駅前公衆トイレ	中原区上新城 2-1	H 6. 9 H30. 2 改修	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 1、 小 3 女：3 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
溝口駅前広場公衆トイレ	高津区溝口 1-2	H 9. 9 H28. 3 改修	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建	男：大 2、 小 6 女：4 多目的トイレ 2 (うち 1 つオストメイト対応)
溝口駅前南口公衆トイレ	高津区溝口 2-1	H 21. 12	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 1、 小 3 女：2 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
登戸公衆トイレ	多摩区登戸 3508	S 60. 3 H25. 3 改修	軽量鉄骨造 平屋建	男：大 1、 小 2 女：2
登戸駅前公衆トイレ	多摩区登戸 3406-9	R 2. 3	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 1、 小 2 女：2 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
上河原公衆トイレ	多摩区布田 35	H 22. 3 R5. 3 改修	軽量鉄骨造 平屋建	男：大 1、 小 1 女：1 多目的トイレ 1 (オストメイト対応)
新百合ヶ丘駅前公衆トイレ	麻生区上麻生 1-21	S 58. 3 H13. 3 改修 R3. 3 改修	鉄筋コンクリート造 平屋建	男：大 2、 小 4 女：3、多目的トイレ (オストメイト対応)

参 考 資 料

令和 7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

参考資料

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則

川崎市環境基本条例

川崎市環境基本条例施行規則

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

川崎市余熱利用市民施設条例

川崎市余熱利用市民施設条例施行規則

処理手数料の変遷

年 表

令和 7（2025）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口（人）	処理計画量（トン）
計画収集	1, 555, 881	273, 554
施設搬入		94, 124
合 計		366, 759

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口（人）	処理計画量（キロリットル）
し尿収集	4, 975	7, 008
浄化槽清掃	2, 227	18, 239
汚泥処理		14, 374
事業所汚水		1, 966
処理計画総量		41, 587

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。
- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装（川崎区、幸区、中原区についてはプラスチック資源）・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 粗大ごみや不要品のリユースについて、民間事業者と連携したリユーススポットの運営やリユースに関する民間事業者のサイトを市ホームページで広報し、リユースの推進を行う。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進

イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施（3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など）

ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施

エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

キ 食品ロス削減協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施

ク 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収

処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収

資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装、プラスチック資源（川崎区）の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。

・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及びミックスペーパー）・布類（衣類、古布等）・びん類（リターナブルびん）

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	48,704 トン
市の処理施設からの資源回収量	737 トン
資源集団回収量	32,138 トン
資源化量合計	81,579 トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光灯、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,979人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）デジタル版の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰

カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出展

(10) 事業者に対する指導等

- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：38業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分		収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法 及び処理処分 主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系廃棄物	普通ごみ	214,463	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 2回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(市及び 委託)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	焼 却 後 埋 立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 排出方法は、集積所 (排出する場所とし て利用しようとする 市民等が協議のうえ 位置を定め、その場 所を市に申し出て、 市が収集可能である と確認した場所とす る。以下同じ。)に原 則としてふた付きポ リ容器又は透明・半 透明袋により行うこ と。 竹串等鋭利なものに ついては折るなど し、また、ガラス・ 陶磁器については厚 紙に包み、危険であ ることを表示した上 排出すること。 収集後は集積所の清 掃等を行い、清潔の 保持に努めること。 分別対象の廃棄物は 混入しないこと。
	普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	焼 却 後 埋 立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと

粗大ごみ	10,387	収集申込みに よる地域ごと の月2回の戸 別収集もしくは ステーション方式(所定の 集積所)による 収集を実施す る。(委託)	浮島処理セン ター粗大ごみ 処理施設及び 王禅寺処理セ ンター資源化 処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。
粗大ごみ (り災ごみ)	10	り災者自らが 指定処理施設 に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資 源化(委託) 可燃物は焼却 (市)	再利用可能なもの は、排出抑制に努め ること。 「り災ごみの処理に 関する取扱要領」に 従うこと
空き缶	6,966	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去 し、ペットボトルと 一緒に透明又は半透 明袋に入れて排出す ること。
空きびん	9,222	ステーション 方式(所定の集 積所に設置さ れた空きびん 入れ)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、 びん内の残留物を除 去し、空きびん入れ に排出すること。 リターナルびんは販 売店又は資源集団回 収等に出すこと。
ペットボ トル	5,914	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 1回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(委託)	南部リサイク ルセンター及 び王禅寺処理 センター資源 化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残 留物を除去し、キャ ップ・ラベルを取り、 つぶしてから空き缶 と一緒に透明又は半 透明袋に入れて排出 すること。

小物金属	2,705	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	283	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化处理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	88	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	8,595	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化处理施設及び橘処理センター資源化处理施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装 (川崎区、幸区、中原区についてはプラスチック資源)	14,912	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化处理施設、梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設及び民間資源化施設(委託)	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。

蛍光管	19	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
犬猫等の死体	3,566 個	市民からの申込み等により、戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				
一時多量ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				

事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	93,205	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	473個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のものの以外の紙類とする。

- (1) 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・一部の資源集団回収登録団体により回収しているミックスペーパー
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 一時多量ごみ(一時的に多量に排出される家庭系廃棄物)の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。

市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設的能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市内全域
	橘処理センター	川崎市内全域
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市内全域
-----------------------	--	--------

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体（実験動物の死体を除く。）については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ	加瀬クリーンセンター (車両) → 各処理センター	34,455
破碎ごみ 可燃物	王禅寺処理センター (車両) → 橘処理センター	9,770
プラスチック製 容器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化処理施設	8,345
焼却灰	橘処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	17,638
	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	10,388

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	受入計画量 (トン)
加瀬 クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コ ンテナ詰め込み	300	34,455

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	93,610 (内施設搬入分 49,275)	11,608
橘 処理センター	高津区新作 1-20-1	全連続燃焼式	600	138,880 (内施設搬入分 21,865)	17,638
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	89,560 (内施設搬入分 21,940)	10,388
計			1,950	322,050 (内施設搬入分 93,080)	39,634

(イ) 破碎処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎機	50	6,668
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎機	40	6,424
計			90	13,092

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光 3-1-3	空き缶	選別、 圧縮・成型等	28 トン /4h	1,798
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	7 トン /1h	2,004
		空きびん	手選別	20 トン /5h	3,914
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	空き缶	選別、 圧縮・成型等	20 トン /5h	5,168
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	12.5 ト ン/5h	3,910
		空きびん	手選別	25 トン /5h	5,308
計		空き缶		—	6,966
		ペットボトル		—	5,914
		空きびん		—	9,222

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	283

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮	70	3,333
橘処理センター資源化 処理施設	高津区新作 1-20-1	選別・圧縮	90	5,262

d プラスチック製容器包装・プラスチック資源（川崎区）

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮・梱包	55	10,405

e プラスチック資源（幸区、中原区）

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	4,507

f 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設（委託）	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	19

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町 509-1	犬猫等の死体	150 キログラム/5h × 2 炉	4,039 個

エ 最終処分計画

施 設 名			浮島廃棄物埋立処分場（２期地区）	
所 在 地			川崎市浮島町５２３番地１先	
埋立計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	41,673	トン
		産業廃棄物	1,383	トン
	産業廃棄物		140	トン
	一般廃棄物		7	トン
	合計		43,203	トン
埋立対象物			燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所
 (ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町 20-1
日本通運株式会社横浜都筑指定引取場所	横浜市都筑区佐江戸町 433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早渕 1-25-33
株式会社 LNJ 小泉京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島 3-3-12

※指定取引場所の一部を掲載

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
橘処理センター (※)	高津区新作 1-20-1
多摩生活環境事業所	多摩区枋形 1-14-1

※ スtockヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
 (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
 (ウ) 処理の方法 埋立
 (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集延件数 (件)	計 画 量 (キ ロ リ ッ ト ル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分含む)	40,666	7,008	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	3,091	18,239	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,386	14,374		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キ ロ リ ッ ト ル / h)	受入計画量 (キ ロ リ ッ ト ル / 年)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500 キロリットル /24h	35,173
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100 キロリットル /12h	6,414 ※

※事業所汚水排出量 1,996 kl を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 ・原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

平成4年12月24日
条 例 第51号

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 市民の参加等（第8条～第12条）
- 第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）
- 第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）
- 第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）
- 第5章の2 一般廃棄物処理施設
 - 第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～第41条の13）
 - 第2節 技術管理者の資格（第41条の14）
- 第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）
- 第7章 雑則（第45条の2～第50条）
- 第8章 罰則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

- 2 この条例において「資源集団回収」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の営利を目的としない団体が、資源の有効利用を目的として、家庭系廃棄物（一般廃棄物のうち第19条第1項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。）のうち紙類、布類又は瓶類（一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める紙類、布類又は瓶類をいう。以下同じ。）を自主的に収集し、又は運搬することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、環境への影響に配慮するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進し、並びに一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の発生を抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関する技術の開発、情報の収集、調査研究等に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の発生を抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量等に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進することにより、廃棄物の減量等に努めなければならない。

3 事業者は、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市は、一般廃棄物処理計画を定め、遅滞なく、これを告示するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(他の地方公共団体との連携)

第7条 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

第2章 市民の参加等

(市民の意見の反映)

第8条 市長は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理について、市民の意見を施策に反映することができるよう努めなければならない。

(市民の自主的活動)

第9条 市民は、廃棄物の再利用及び再生利用、資源集団回収等の市民の自主的活動への参加及び資源の有効利用に努めなければならない。

(廃棄物に係る環境学習)

第10条 市長は、廃棄物の再利用及び再生利用の実践等廃棄物に係る市民の環境学習の推進に努めなければならない。

第11条 削除

(廃棄物減量指導員)

第12条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量指導員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量指導員は、地域における推進役として、一般廃棄物の再利用及び再生利用による減量等の市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 廃棄物の再生利用等

(市長による廃棄物の再生利用)

第13条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、家庭系廃棄物のうち、分別して排出された再生利用が可能な廃棄物の収集、市の廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の再生利用)

第14条 市民は、廃棄物のうち、再利用及び再生利用が可能な物の分別を行うとともに、再生品を使用す

るよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の発生抑制等)

第 15 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、再利用及び再生利用が可能な物の分別を行い、再利用及び再生利用を促進することにより、廃棄物の減量等に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等が不要になった場合において再利用及び再生利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(再利用及び再生利用の容易性の自己評価)

第 16 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等の再利用及び再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用及び再生利用の容易な製品等の開発を行うこと、その製品等の再利用及び再生利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品等の再利用及び再生利用を促進しなければならない。

(再利用等促進物の指定)

第 17 条 市長は、再利用及び再生利用を促進する必要があると認められる製品等（以下「再利用等促進物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 再利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再利用等促進物を回収すること等により、その再利用及び再生利用の促進に努めなければならない。

4 市長は、再利用等促進物の周知、その再利用及び再生利用の啓発等を図るとともに、市民及び事業者と協力して、再利用等促進物の再利用及び再生利用が促進されるよう努めなければならない。

(適正包装等の推進)

第 18 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、市民が製品の購入等に際して、当該製品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者等)

第 19 条 事業者のうち、事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。）を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「事業系一般廃棄物多量排出事業者」という。）及び事業系一般廃棄物を一定量以上排出する事業者で規則で定めるもの（以下「事業系一般廃棄物準多量排出事業者」という。）は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関し、規則で定めるところにより計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画の実施について調査し、及び指導することができる。

3 事業系一般廃棄物多量排出事業者及び事業系一般廃棄物準多量排出事業者は、前項の規定による調査及び指導に協力しなければならない。

4 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、その建築物等から排出する事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関する業務を行わせるため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。事業系一般廃棄物管理責

任者を変更したときも、同様とする。

(再利用及び再生利用に関する市民の自主的活動への支援)

第 20 条 市長は、廃棄物の再利用及び再生利用、資源集団回収等の市民の自主的活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(資源回収事業者への支援等)

第 21 条 市長は、市民の資源集団回収等の自主的活動により回収された資源を回収し、又は運搬する事業者(法第 7 条第 1 項ただし書に該当する者に限る。以下「資源回収事業者」という。)に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 資源回収事業者は、市が行う再生利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 4 章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理等)

第 22 条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、自らの責任で家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分し、並びに浄化槽等(便所と連結してし尿を又はし尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理し、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外又は当該公共下水道に放流するための設備又は施設をいう。以下同じ。)の清掃等をしなければならない。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従って、事業系一般廃棄物の処分(市長が特別の事情があると認める場合は、収集、運搬及び処分)を行うものとする。

3 市は、一般廃棄物の処理及び浄化槽等の清掃等に関する事業の実施に当たっては、施設の整備、作業方法の改善、作業の安全衛生の確保を図ること等その能率的かつ適正な運営に努めなければならない。

(市民による廃棄物の適正排出)

第 23 条 市民は、一般廃棄物処理計画に従って、廃棄物を分別して排出すること等適正に排出しなければならない。

2 市民は、廃棄物を所定の場所以外に排出してはならない。

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第 23 条の 2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物(資源集団回収により収集し、又は運搬されるものを除く。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 資源集団回収を行う団体のうち市長が指定するもの(以下「指定団体」という。)を構成する者であって、当該指定団体による資源集団回収のために紙類、布類若しくは瓶類の収集若しくは運搬を行うもの又は指定団体から紙類、布類若しくは瓶類の引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、第 1 項又は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができる。

(事業者の自己処理責任及び廃棄物の適正排出)

第 24 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 廃棄物の処分を市に委託した事業者は、一般廃棄物処理計画及び市長の指示に従って、廃棄物を適正に排出しなければならない。

(事業者による保管場所の確保)

第 25 条 事業者は、市長の定める基準に基づき、市長に協議の上、事業系一般廃棄物の保管場所を確保するよう努めるものとする。

(施設搬入)

第 26 条 事業者は、事業系一般廃棄物又は一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）を市長の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第 27 条 市長は、前条第 1 項の承認を受けた事業者が同条第 2 項の受入基準に従わない場合には、その事業系一般廃棄物又は一時多量ごみの受入れを拒否することができる。

(廃棄物管理票)

第 27 条の 2 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物の種類、排出場所等を記載した廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して指定処理施設に搬入しようとするときは、当該業務を受託した一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託者」という。）に対し、同項に規定する廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、前項の規定により交付された廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、受託者が委託された事業系一般廃棄物の搬入を終了したと認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により提出された廃棄物管理票に必要な事項を記載し、受託者に回付しなければならない。

5 前項の場合において、受託者は、当該搬入を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた廃棄物管理票を送付しなければならない。

6 市長は、第 1 項に規定する事業者又は受託者が廃棄物管理票を提出しないときは、その事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

7 第 1 項から第 5 項までに定めるもののほか、廃棄物管理票について必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第 28 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理できる一般廃棄物について自ら処理を行うときは、市が行うべき一般廃棄物の処理に関する基準に準じて、適正に処理しなければならない。

(市が処理することができる産業廃棄物)

第 29 条 市は、産業廃棄物のうち、有害性物質を含まず、危険性がないもので、かつ、廃棄物の処理施設を著しく損傷するおそれがなく、市が行う廃棄物の処理に支障がないと市長が認める範囲内の可燃性固形物及び不燃性固形物を処理することができる。

2 前項に規定する産業廃棄物（以下単に「産業廃棄物」という。）の処理については、一般廃棄物処理計画で定めるところによる。

3 事業者が産業廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、第 26 条及び第 27 条の規定を、規則で

定める事業者が産業廃棄物を指定処理施設に搬入しようとするときは、第 27 条の 2 の規定を準用する。

(処理の困難性の自己評価等)

第 30 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法について情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収)

第 31 条 市長は、一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし処理が困難と認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう指示することができる。この場合において、市長は、当該回収等の措置について、必要な協議を行うものとする。

4 市民は、前項の事業者の適正処理困難物の回収等に協力するよう努めなければならない。

(排出規制物等)

第 32 条 占有者は、適正処理困難物を除く一般廃棄物で、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含む物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 前各号に準ずる物で、市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

3 占有者は、特別管理一般廃棄物を排出しようとする場合は、市長の指示に従わなければならない。

(保管施設設置に係る事前評価等)

第 33 条 建築物の建築、開発行為等で規則で定めるものを行おうとする者（以下「開発行為者等」という。）は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならない。

2 開発行為者等のうち、大規模な建築物の建築、大規模な開発行為等で規則で定めるものを行おうとする者は、前項に規定する協議に当たって、当該規則で定めるものに係る建築物等から排出される一般廃棄物の量等を勘案し、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長の定める基準に従い、事前評価書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 開発行為者等は、第 1 項の協議に基づき、一般廃棄物の保管施設を設置しなければならない。

4 市長は、第 1 項に規定する協議において、必要があると認めるときは、開発行為者等に対し、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について改善その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

第 5 章 良好な地域環境の保全

(地域の環境の保全)

第 34 条 市長は、廃棄物の収集、運搬、処分等における環境対策を推進し、地域の良好な環境の保全に努めなければならない。

(周辺の環境の保全)

第 35 条 市民及び事業者は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びその周辺の清潔の保持に努める

とともに、相互に協力し、その周辺の良い環境の保全に努めなければならない。

(環境への負荷の軽減)

第 36 条 事業者は、廃棄物の処理に当たって、環境への負荷の軽減に努めることにより、地域の良好な環境の保全に努めなければならない。

(製品の選択)

第 37 条 市民及び事業者は、製品の購入等に際して、当該製品の内容等について廃棄物の減量及び環境の保全に配慮し、製品を選択するよう努めなければならない。

(飲料容器等の散乱防止)

第 38 条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。

3 市長は、飲料容器等の散乱を防止するため、市長が指定する場所又は区域内において第 1 項の事業者に対し、飲料容器等の回収等必要な措置を講じさせることができる。

(排出場所等の清潔の保持)

第 39 条 廃棄物を排出する所定の場所及び廃棄物の保管場所を管理し、又は利用する者は、自ら又は相互に協力し、清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔の保持)

第 40 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられないよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する場所において、印刷物、宣伝物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱したときは、速やかにその場所を清掃し、その宣伝物等を適正に処理しなければならない。

4 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第 41 条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないようその周囲に囲いを設けること等必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第 5 章の 2 一般廃棄物処理施設

第 1 節 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第 41 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項（同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 5

条第 1 項に規定するごみ処理施設

(2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(非常災害に係る縦覧等の対象施設)

第 41 条の 3 法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により適用する法第 9 条の 3 第 2 項 (同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による同条第 1 項に規定する調査 (以下「非常災害生活環境影響調査」という。) の結果を記載した書類 (以下「非常災害調査書」という。) の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設 (以下「非常災害対象施設」という。) の種類は、次のとおりとする。

(1) 政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧の期間及び場所)

第 41 条の 4 市長は、第 4 1 条の 2 各号に定める対象施設に係る生活環境影響調査又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査を実施したときは、調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨を告示し、告示の日から起算して 30 日間、規則で定める場所において当該調査書又は非常災害調査書を縦覧に供するものとする。ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(意見書の提出)

第 41 条の 5 前条の規定により市長が調査書又は非常災害調査書を縦覧に供したときは、当該対象施設又は非常災害対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧に供する旨の告示のあった日の翌日から起算して 45 日を経過する日までに市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。

(委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設)

第 41 条の 6 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項 (同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する調査 (以下「受託者生活環境影響調査」という。) の結果を記載した書類 (以下「受託者調査書」という。) の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設 (以下「受託者対象施設」という。) の種類は、政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

(縦覧に供する旨の届出)

第 41 条の 7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者 (以下「受託者」という。) は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第 41 条の 8 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。

2 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して 30 日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。

(受託者による縦覧)

第 41 条の 9 受託者は、前条第 1 項の規定により告示された縦覧の場所で、同条第 2 項に規定する縦覧期間中、受託者調査書を縦覧に供するものとする。

(受託者に対する意見書の提出)

第 41 条の 10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、第 41 条の 8 第 1 項の規定による告示において指定するものとする。

3 第 1 項の意見書の提出期限は、第 41 条の 8 第 1 項の規定による告示のあった日の翌日から起算して 45 日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

(意見書についての受託者の見解等)

第 41 条の 11 受託者は、前条第 1 項の意見書の提出があったときは、当該意見書についての受託者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、当該意見書と併せて市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前条第 1 項の意見書の提出がなかったときは、速やかにその旨を市長に書面により報告しなければならない。

(川崎市環境影響評価に関する条例及び環境影響評価法との関係)

第 41 条の 12 対象施設、非常災害対象施設又は受託者対象施設（以下「対象施設等」という。）の設置又は変更が川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当し、当該指定開発行為について同条例第 27 条の規定による条例評価書の公告（当該指定開発行為が同号ウに規定する第 3 種行為に該当する場合は、同条例第 25 条第 1 項の規定による条例審査書の公告。以下同じ。）があった場合で、当該条例評価書の公告の内容に生活環境影響調査、非常災害生活環境影響調査又は受託者生活環境影響調査（以下「生活環境影響調査等」という。）に相当する内容を含むときは、市が対象施設又は非常災害対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第 41 条の 4 及び第 41 条の 5、受託者が受託者対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第 41 条の 7 から前条までに定める手続を経たものとみなす。対象施設等の設置又は変更が環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当し、同法第 27 条の規定による評価書の公告があった場合で、当該評価書の公告の内容に生活環境影響調査等に相当する内容を含むときも同様とする。

(他の地方公共団体の長との協議)

第 41 条の 13 市長は、生活環境影響調査等を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書、非常災害調査書又は受託者調査書（以下「調査書等」という。）の写しを送付し、当該調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第 2 節 技術管理者の資格

第 41 条の 14 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第6章 廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料等の徴収)

第42条 市長は、市が一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽等の清掃を行う場合は、別表第1に定める手数料を徴収する。

2 別表第1に定める手数料の算出基礎となる数量は、市長が認定するところによる。

3 別表第1に定める手数料(粗大ごみ(一時多量ごみとして指定処理施設に搬入するものを除く。次項及び同表において同じ。))の処理に関するものを除く。)は、月ごとに又はその都度徴収する。

4 別表第1に定める手数料のうち、粗大ごみの処理に関するものは、前納とする。

5 前項の規定により前納された手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第43条 市長は、特に必要があると認める者については、前条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(産業廃棄物処理費用の徴収)

第44条 市長は、法第13条第2項の規定に基づき、市が産業廃棄物の処分を行う場合は、別表第2に定める処理費用を徴収する。

2 別表第2に定める処理費用の算出基礎となる重量は、市長が認定するところによる。

3 別表第2に定める処理費用は、月ごとに又はその都度徴収する。

(産業廃棄物処理費用の減免)

第 45 条 市長は、天災等により特に必要があると認める者については、産業廃棄物の処理費用を減額し、又は免除することができる。

第 7 章 雑則

(諮問)

第 45 条の 2 市長は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用並びに廃棄物の適正な処理についての基本方針に関する重要事項を定めようとするときは、川崎市環境審議会の意見を聴くものとする。

(報告の徴収)

第 46 条 市長は、法第 18 条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第 47 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者又はその他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 48 条 市長は、第 19 条第 1 項の規定による計画書を提出しなかった者、同条第 3 項の規定による調査及び指導に協力しなかった者、第 33 条第 1 項の規定による協議をしなかった者、同条第 2 項の事前評価書を提出しなかった者並びに同条第 4 項の規定による指示に従わなかった者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第 49 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第 50 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第 8 章 罰則

第 51 条 第 23 条の 2 第 3 項の規定による市長の命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 52 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年川崎市条例第 13 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例（以下「新条例」という。）の施行の際現に法第6条第1項の規定により定められている一般廃棄物処理計画は、新条例第6条第1項の規定により定めたものとみなす。
- 4 新条例の施行前に旧条例の規定によってした手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定があるときは、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成7年10月9日条例第38号）

この条例は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）の施行の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第13号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月9日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第46号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年3月1日から施行する。ただし、附則第3項、第5項及び第7項の規定は公布の日から、第2条第1号の規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の公布の際現に在任する川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の規定に基づき委嘱され、又は任命された川崎市廃棄物対策審議会の委員の任期は、平成12年2月29日までとする。

附 則（平成11年12月24日条例第48号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成12年9月5日規則第105号で平成12年12月1日から施行）

附 則（平成12年3月24日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第42条第1項及び第44条第1項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る処理費用の額について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の収集、運搬又は処分に係る処理費用の額については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月29日条例第6号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月3日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表第1粗大ごみの処理の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成 16 年 10 月 14 日条例第 38 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日条例第 6 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 10 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 19 日条例第 62 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例別表第 1 ごみ（燃え殻を含む。）の処理の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の搬入に係る手数料について適用し、施行日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第 1（ごみ（燃え殻を含む。）の処理の項に係る部分を除く。）及び別表第 2 の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、施行日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 12 月 18 日条例第 76 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 15 日条例第 24 号）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 12 日条例第 64 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に 1 章を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 21 日条例第 55 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（「200 円、500 円又は 1,000 円」を「300 円、600 円又は 1,200 円」に改める部分に限る。）は、同年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の条例の規定（別表第 1 粗大ごみの処理の項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、同日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第 1 粗大ごみの処理の項の規定は、令和 5 年 7 月 1 日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 42 条関係）

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
ごみ(燃え殻を含む。)の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1 キログラムまでごとに 15 円
粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、300 円、600 円又は 1,200 円
し尿の処理	事業用の仮設便所に係るし尿を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 回に収集したし尿 180 リットルまでの場合については 4,500 円。180 リットルを超える場合については 90 リットルまでごとに 2,250 円を加えた金額
犬、猫等の死体の処理		1 個につき 3,000 円
汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥 1 立方メートルまでごとに 3,820 円
	合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥 1 立方メートルまでごとに 3,150 円
浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積 1.5 立方メートルまでのものについては 9,670 円。1.5 立方メートルを超えるものについては 1 立方メートルまでごとに 4,720 円を加えた金額

別表第 2 （第 44 条関係）

種 別	取 扱 区 分	処 理 費 用
可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1 キログラムまでごとに 15 円
不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1 キログラムまでごとに 11 円

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 26 日
規 則 第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成 4 年川崎市条例第 51 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(廃棄物減量指導員)

第 3 条 条例第 12 条第 1 項に規定する廃棄物減量指導員(以下「指導員」という。)の任期は、2 年とし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(自己評価に係る資料の提出等)

第 4 条 市長は、条例第 16 条の規定により事業者が製品等の再利用及び再生利用の容易性について自ら行う評価に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、製品等の再利用及び再生利用について意見を述べるることができるものとする。

(適正包装等に係る資料の提出等)

第 5 条 市長は、条例第 18 条第 1 項の規定による事業者の包装、容器等に係る基準等の設定に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、包装、容器等の適正化について意見を述べるることができるものとする。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者等)

第 6 条 条例第 19 条第 1 項に規定する事業系一般廃棄物多量排出事業者は 1 日平均 100 キログラム以上又は月平均 3 トン以上、事業系一般廃棄物準多量排出事業者は 1 日平均 30 キログラム以上 100 キログラム未満又は月平均 0.9 トン以上 3 トン未満の事業系一般廃棄物を排出する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物等の所有者又は占有者

(2) 建築物等の所有者又は占有者が建築物等の管理を委託している場合は、その委託を受けた者

(事業系一般廃棄物減量等計画書)

第 7 条 条例第 19 条第 1 項の規定により、事業系一般廃棄物多量排出事業者は事業系一般廃棄物減量等計画書(事業系一般廃棄物多量排出事業者用)(第 1 号様式)を、事業系一般廃棄物準多量排出事業者は事業系一般廃棄物減量等計画書(事業系一般廃棄物準多量排出事業者用)(第 1 号様式の 2)を毎年 6 月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書(事業系一般廃棄物多量排出事業者用に限る。)には、廃棄物の排出・管理状況フローシートを添付しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者の選任届等)

第 8 条 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、条例第 19 条第 4 項の規定に基づき事業系一般廃棄物管

理責任者を選任し、又は変更したときは、その選任又は変更のあった日から 30 日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

(命令書)

第 8 条の 2 条例第 23 条の 2 第 3 項の規定による命令は、命令書(第 2 号様式の 2)により行うものとする。

(施設搬入の申請)

第 9 条 条例第 26 条第 1 項の規定により施設搬入(事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設に搬入することをいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、事業系一般廃棄物の施設搬入にあつては事業系一般廃棄物搬入申請書(第 3 号様式)を、一時多量ごみの施設搬入にあつては一時多量ごみ搬入申請書(第 3 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

2 臨時に事業系一般廃棄物の施設搬入の申請をしようとする者は、前項の規定にかかわらず、事業系一般廃棄物臨時搬入申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設搬入に使用する車両の自動車検査証(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(施設搬入の承認)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により事業系一般廃棄物搬入申請書が提出された場合で、市が行う廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、搬入承認証(第 5 号様式)及び搬入証(第 6 号様式)を同項に規定する申請者に交付するものとする。

2 前項の搬入承認証及び搬入証の交付を受けた者は、これらを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 第 1 項の搬入証の交付を受けた者は、施設搬入に際し、当該搬入証を携帯しなければならない。

(施設搬入に係る変更申請)

第 11 条 条例第 26 条第 1 項の規定による施設搬入の承認(一時多量ごみの施設搬入及び臨時の事業系一般廃棄物の施設搬入の承認を除く。次条において同じ。)を受けた者は、次の各号の一の事項を変更しようとする場合は、事業系一般廃棄物搬入変更申請書(第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所

(2) 申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(3) 施設搬入をする廃棄物の種類又は量

(4) 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号又は台数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号に変更があるとき、又は台数が増えるときは、その自動車検査証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第 1 項の規定により事業系一般廃棄物搬入変更申請書が提出された場合で、市が行う廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、搬入承認証を申請者に交付するものとし、必要があるときは、搬入証を申請者に交付するものとする。

4 前項の規定により搬入承認証及び搬入証の交付を受けた者は、速やかに変更前の搬入承認証及び搬入証を市長に返還しなければならない。

(施設搬入に係る変更届)

第11条の2 条例第26条第1項の規定による施設搬入の承認を受けた者は、前条第1項各号の事項以外の事項に変更が生じた場合は、速やかに事業系一般廃棄物搬入変更届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(受入基準)

第12条 条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。
- (2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
- (3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。
- (4) 承認の内容と異なる廃棄物でないこと。
- (5) 一般廃棄物処理計画の内容に適合するものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(内容審査)

第12条の2 施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

(受入拒否の通知)

第13条 市長は、条例第27条の規定に基づき受入れを拒否した場合は、施設搬入をしようとした者に対し、その旨を文書で通知するものとする。

(廃棄物管理票の対象事業者)

第13条の2 条例第27条の2第1項に規定する規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物多量排出事業者とする。

(廃棄物管理票の様式)

第13条の3 条例第27条の2第1項に規定する廃棄物管理票は、廃棄物管理票(A)(第9号様式。以下単に「A票」という。)、廃棄物管理票(B)(第9号様式の2。以下単に「B票」という。)、廃棄物管理票(C)(第9号様式の3。以下単に「C票」という。)及び廃棄物管理票(D)(第9号様式の4。以下単に「D票」という。)とする。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者による廃棄物管理票の提出)

第13条の4 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、施設搬入をしようとするときは、条例第27条の2第1項の規定によりB票を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者による廃棄物管理票の交付)

第13条の5 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、施設搬入をする場合で、一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、条例第27条の2第2項の規定によりB票、C票及びD票を受託者に交付するとともに、A票を自ら保管しなければならない。

(受託者による廃棄物管理票の提出)

第13条の6 受託者は、条例第27条の2第2項の規定により廃棄物管理票を交付されたときは、その記載内容が受託した事業系一般廃棄物の種類、量等と相違ないことを確認した上、当該廃棄物管理票に運転者の氏名及び施設搬入に使用する車両の自動車登録番号を記載し、条例第27条の2第3項の規定によりB票、C票及びD票を市長に提出しなければならない。

(市長による廃棄物管理票の回付)

第13条の7 市長は、条例第27条の2第3項の規定により廃棄物管理票を提出されたときは、記載内容を確認した上、条例第27条の2第4項の規定により当該廃棄物管理票に指定処理施設の名称及び搬入した日(以下「搬入日」という。)を記載し、C票及びD票を受託者に回付しなければならない。

(受託者による廃棄物管理票の送付)

第 13 条の 8 受託者は、条例第 27 条の 2 第 4 項の規定により廃棄物管理票を回付されたときは、条例第 27 条の 2 第 5 項の規定により D 票を事業系一般廃棄物多量排出事業者に送付しなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者の措置)

第 13 条の 9 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、前条の規定により D 票を送付されたときは、当該 D 票に記載された事項と第 13 条の 5 の規定により自ら保管した A 票に記載された事項を照合しなければならない。

2 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、第 13 条の 5 の規定により B 票、C 票及び D 票を交付した日から 1 月以内に当該 D 票が送付されないときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(廃棄物管理票の保存)

第 13 条の 10 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、第 13 条の 5 の規定により自ら保管した A 票及び第 13 条の 8 の規定により送付された D 票を 1 組として、搬入日から 5 年間保存しなければならない。

2 受託者は、第 13 条の 7 の規定により回付された C 票を搬入日から 5 年間保存しなければならない。

(産業廃棄物における廃棄物管理票の対象事業者)

第 13 条の 11 条例第 29 条第 3 項に規定する規則で定める事業者は、産業廃棄物を排出する事業者とする。

(処理の困難性の自己評価に係る資料の提出等)

第 14 条 市長は、条例第 30 条の規定により事業者が製品等の処理の困難性について自ら行う評価に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、製品等の処理の困難性について意見を述べるることができるものとする。

(開発行為等)

第 15 条 条例第 33 条第 1 項に規定する規則で定める建築物の建築、開発行為等は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)で、次の建築物を除くものの建築

ア 住宅(長屋を除く。)

イ 計画住戸又は住室が 10 未満の共同住宅及び長屋

ウ 自動車車庫

エ 危険物の貯蔵場

オ その他市長が認めるもの

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為で、1 団地の住宅施設(計画住戸が 10 未満のものを除く。)の新設を伴うもの

(一般廃棄物保管施設設置等に係る協議)

第 16 条 条例第 33 条第 1 項に規定する開発行為者等が、市長に協議する場合は、一般廃棄物保管施設設置等協議書(第 10 号様式)を 2 部市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 平面図

(3) 配置図

(4) 構造図

- (5) その他市長が必要と認める書類

(大規模な開発行為等)

第 17 条 条例第 33 条第 2 項に規定する規則で定める大規模な建築物の建築、大規模な開発行為等は、次のとおりとする。

- (1) 建築物(延べ面積が、3,000 平方メートル未満のものを除く。)の建築
- (2) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(開発区域面積が 1 ヘクタール未満のものを除く。)
- (3) 1 団地の住宅施設(1 団地の敷地面積が 1 ヘクタール未満で、かつ、計画人口 500 人未満(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域については 300 人未満)のものを除く。)の新設

(一般廃棄物保管施設設置等事前評価・協議書の提出)

第 18 条 前条に規定する大規模な開発行為等を行おうとする者は、一般廃棄物保管施設設置等事前評価・協議書(第 11 号様式)を 2 部市長に提出しなければならない。

2 前項の事前評価・協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 配置図
- (4) 構造図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(縦覧の告示)

第 18 条の 2 条例第 41 条の 4 の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨
- (2) 対象施設又は非常災害対象施設の種類及び設置場所
- (3) 対象施設又は非常災害対象施設で処理する一般廃棄物の種類
- (4) 対象施設又は非常災害対象施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (5) 縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 意見書の提出先及び提出期限
- (7) 条例第 41 条の 4 ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は条例第 41 条の 5 第 1 項ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由
- (8) その他必要な事項

(縦覧の場所)

第 18 条の 3 条例第 41 条の 4 に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市環境局
- (2) 対象施設又は非常災害対象施設の設置場所を所管する区役所
- (3) その他市長が必要と認める場所

(受託者による縦覧に供する旨の届出)

第 18 条の 4 条例第 41 条の 7 の規定による届出は、受託者調査書縦覧実施届出書(第 11 号様式の 2)により行うものとする。

(受託者が縦覧する旨の告示)

第 18 条の 5 条例第 41 条の 8 第 1 項の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨
- (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 受託者対象施設の種類及び設置場所
- (4) 受託者対象施設で処理する一般廃棄物の種類
- (5) 受託者対象施設の処理能力
- (6) 縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) 条例第 41 条の 8 第 2 項ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は条例第 41 条の 10 第 3 項ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由
- (9) その他必要な事項

(浄化槽等の清掃の申込み)

第 19 条 条例第 42 条第 1 項の規定により浄化槽等の清掃の申込みをしようとする者は、浄化槽等清掃申込書(第 12 号様式)により市長に申し込まなければならない。

(粗大ごみの処理に係る区分等)

第 20 条 条例別表第 1 粗大ごみの処理の項に規定する規則で定める区分は、別表の左欄に掲げる区分とし、各区分に該当する手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 浄化槽等の容積は、必要がある場合は、本人の届出の有無にかかわらず実地調査の上、決定することができる。

(粗大ごみ処理券)

第 20 条の 2 市長は、粗大ごみ(一時多量ごみとして施設搬入するものを除く。)の処理に関する手数料を納付した者に、粗大ごみ処理券(第 12 号様式の 2)を交付する。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第 21 条 条例第 43 条の規定による手数料の減額又は免除の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者
- (2) 天災のために市長が特に必要があると認める者
- (3) 前 2 号に掲げる者が排出した一時多量ごみの施設搬入の承認を受けた者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料等減免申請書(第 13 号様式)にその理由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前項第 2 号に該当する場合又は同項第 3 号に該当する場合(同項第 2 号に掲げる者が排出した一時多量ごみを施設搬入する場合に限る。)で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第 22 条 削除

(産業廃棄物処理費用の減免)

第 23 条 条例第 45 条の規定により、産業廃棄物処理費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処理費用減免申請書(第 14 号様式)にその理由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(立入調査をする者)

第 24 条 条例第 47 条第 1 項に規定する立入調査をする職員は、市長が環境衛生指導員として任命した職員とする。

(勧告書)

第 25 条 条例第 48 条に規定する勧告は、勧告書(第 15 号様式)により行うものとする。

(公表)

第 26 条 条例第 49 条に規定する公表は、告示により行うものとする。

(委任)

第 27 条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)

2 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 47 年川崎市規則第 52 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 旧規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日規則第 14 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 26 日規則第 39 号)

この規則は、平成 8 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 9 日規則第 60 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 29 日規則第 109 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 3 号の改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第 17 条第 3 号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後に開始された一般廃棄物の保管施設の設置等に係る協議について適用し、同日前に開始された協議については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 34 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正

した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 15 年 12 月 12 日規則第 125 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第 1 条、第 16 条及び第 19 条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成 28 年 9 月 30 日規則第 75 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 15 日規則第 44 号)

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 22 日規則第 54 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 10 月 31 日規則第 62 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別表(第 20 条関係)

区 分	手 数 料
1 長さが 30 センチメートル以上 50 センチメートル未満の粗大ごみであって、その全部又は一部が金属であるもの 1 個	300 円
2 長さが 50 センチメートル以上 180 センチメートル未満の粗大ごみ 1 個	600 円
3 長さが 180 センチメートル以上で、幅が 10 センチメートル未満の粗大ごみ 1 個	600 円
4 長さが 180 センチメートル以上の粗大ごみ(3 に規定するものを除く。) 1 個	1,200 円

備考 市長が、粗大ごみの形状、粗大ごみになる前の製品の使用形態その他を考慮して適当と認める場合におけるこの表の適用については、同表中「1 個」とあるのは、「5 個まで」又は「1 組」とする。

(様式省略)

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例

〔平成 7 年 3 月 20 日〕
条 例 第 11 号

（目的）

第 1 条 この条例は、飲料容器等の散乱を防止することによって、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）飲料容器等 飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。

（2）事業者 容器に収納した飲料、たばこ及びチューインガムの製造、加工、販売等を行う者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、飲料容器等の散乱の防止に係る意識の啓発を図る等環境美化の促進に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等（市民及び本市の区域内に滞在する者（通過する者を含む。）をいう。以下同じ。）は、家庭の外で自ら生じさせた飲料容器等を持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、環境美化の促進に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、飲料容器等の散乱を防止するための市民等に対する意識の啓発及び飲料容器等の回収容器等の設置に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

（禁止行為）

第 6 条 何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に飲料容器等をみだりに捨ててはならない。

（散乱防止重点区域の指定）

第 7 条 市長は、環境美化の促進を図るため、飲料容器等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域として指定することができる。

（散乱防止計画）

第 8 条 市長は、前条の規定に基づき指定した散乱防止重点区域において、市、市民等及び事業者が一体となって環境美化の促進を図るため、散乱防止計画を定めるものとする。

2 前項の散乱防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）飲料容器等の散乱の防止に係る市民等及び事業者への意識の啓発に関する事項

（2）環境美化の促進を図るための美化活動等の事業に関する事項

（3）その他環境美化の促進に関し必要な事項

（罰則）

第 9 条 第 7 条に規定する散乱防止重点区域において、第 6 条の規定に違反した者は、20,000 円以下の過料に処する。

（委任）

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日条例第 95 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、次項及び附則第 3 項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定の施行前にした川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例第 7 条に規定する散乱防止重点区域内における同条例第 6 条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則

〔平成 7 年 6 月 29 日〕
規 則 第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(平成 7 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定)

第 2 条 市長は、条例第 7 条に規定する散乱防止重点区域(以下「重点区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

2 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該区域内に標識を設置するものとする。

(重点区域の指定の変更等)

第 3 条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(飲料容器等散乱防止指導員)

第 4 条 条例第 9 条に規定する過料の処分に係る事務その他の飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行わせるため、飲料容器等散乱防止指導員を置く。

2 飲料容器等散乱防止指導員は、市長が任命する。

3 飲料容器等散乱防止指導員は、飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行う場合においては、飲料容器等散乱防止指導員証(第 1 号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第 5 条 市長は、条例第 9 条の規定により過料を科するときは、告知書・弁明書(第 2 号様式)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第 6 条 市長は、条例第 9 条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書(第 3 号様式)を交付するものとする。

2 条例第 9 条の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。

(委任)

第 7 条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 27 日規則第 102 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（第1条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市環境基本条例

平成3年12月25日
条例 第28号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 環境基本計画(第8条～第9条の2)

第3章 環境行政の総合的調整(第10条～第12条)

第4章 環境審議会(第13条)

第5章 補則(第14条～第18条)

附則

人は、これまで、空気、水、土、様々な生物などの自然が有する諸能力を無限のものとして考え、生活の便利さや物の豊かさを求めて、資源、エネルギーなどを大量に消費する社会経済活動を続けてきた。

しかし、今日、そうした活動は環境へ多大な負荷を与え、自然の再生能力を超える規模となり、すべての生物の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでになっている。

多摩川や多摩丘陵という自然に恵まれた川崎は、その地理的条件を生かしながら、産業の集積と人口の増加により、我が国でも有数の活力ある大都市として発展してきた。しかし、一方では、拡大した生産活動や都市活動、多様化した消費生活などにより、深刻な公害や自然の破壊に直面することとなった。

もとより、すべての人は、健康で文化的な生活を営む上で必要となる安全で健康かつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、このような環境を保全し、将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて確認し、公害の絶滅を期し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担して、自主的かつ積極的にその責任を果たし、相互に協力することによって、清浄な空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよいふるさと・川崎を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の資源としての有限性を認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、川崎市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項及びその施策の策定に関する手続等を定めるところにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

(環境政策の理念)

第2条 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。

3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

(環境政策の基本原則)

第3条 市の環境政策は、次に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 施策の総合性
 - (2) 科学的予見性
 - (3) 生態系への配慮
 - (4) 地球環境への配慮
 - (5) 市民の参画と協働
- (環境目標値の設定等)

第3条の2 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の条件に係る目標値を、川崎市環境審議会(第13条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて設定しなければならない。

2 前項の目標値については、常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない。

3 市長は、前2項の規定により目標値を設定し、又は改定したときは、公表しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。

(基本的施策)

第7条 市は、第2条に規定する環境政策の理念の実現を図るため、この条例に定める手続に従い、公害の防止、自然環境の保全、環境影響評価等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 新たな産業による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等新たな公害防止施策を推進すること。
- (2) 自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理、都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。
- (3) うるおいとやすらぎのある環境の実現を目指し、利用者に優しい公共施設等の整備、水とみどりを生かした都市施設の整備、良好な都市景観の創出、歴史的文化的遺産の保全及び活用等都市アメニティの創造を推進すること。
- (4) 水の循環構造の保全、エネルギーの効率的利用、再生資源の利用促進等自然の循環機能に即して市域における環境資源の保全及び活用を図ること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、公害防止技術の国際交流等市における地球環境保全のための施策を推進すること。
- (6) 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。
- (7) 事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するため、自主的な環境管理の導入の促進に関する施策を推進すること。

2 市は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動及び市民の生活行動様式の変革

等を含めた総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市は、第 1 項に掲げる施策のうち、広域的な解決を必要とするものについては、国、近隣の地方公共団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。

第 2 章 環境基本計画

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境政策の目標 望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿を明らかにし、これを実現していくための目標を環境要素ごとに示すもの
- (2) 基本的施策 前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの
- (3) 環境配慮指針 市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すもの
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

- 3 基本計画の対象地域は、川崎市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。

- 4 基本計画の目標期間は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して定めるものとする。

- 5 基本計画の対象とする環境要素は、市民生活にかかわるものを広く取り入れるよう努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第 9 条 市長は、前条に規定する基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 3 前 2 項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告)

第 9 条の 2 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。

第 3 章 環境行政の総合的調整

(総合的調整)

第 10 条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地球温暖化対策をはじめとする環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境行政・温暖化対策推進総合調整会議)

第 11 条 前条に規定する総合的調整を行うため、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

- 2 調整会議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。

(環境調査)

第12条 市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第10条第2号及び第3号に規定する事項について総合的調整を行う場合は、調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査(以下「環境調査」という。)を行う。

2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、審議会の意見を聴いて作成するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第13条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項

(2) その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項

3 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

10 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

11 審議会は、規則で定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(環境に関する情報の提供)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、環境に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(市民等との協働のための措置)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する技術等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織の整備、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究体制の拡充等)

第16条 市は、科学的予見性に基づく環境行政の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の拡充、環境科学に関する総合的かつ体系的な調査研究、環境に関する情報の収集及び分析、他の研究機関との積極的な交流、技術者の養成等に努めなければならない。

(財政上の措置)

第17条 市は、良好な環境の保全及び創造の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものと

する。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成 4 年 6 月 24 日規則第 53 号で平成 4 年 7 月 1 日から施行)

附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 47 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 12 月 1 日規則第 126 号で平成 12 年 12 月 20 日から施行)

(経過措置)

- 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市公害防止条例(昭和 47 年川崎市条例第 12 号)第 19 条第 1 項の規定による目標値は、この条例による改正後の条例第 3 条の 2 第 1 項の規定による目標値とみなす。

附 則(平成 16 年 10 月 14 日条例第 38 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に改正後の条例(以下「新条例」という。)第 13 条第 4 項の規定により委嘱される川崎市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 18 年 2 月 28 日までとする。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により川崎市環境保全審議会(以下「環境保全審議会」という。)又は川崎市環境政策審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。

(川崎市環境保全審議会条例の廃止)

- 4 川崎市環境保全審議会条例(平成 11 年川崎市条例第 46 号)は、廃止する。

(川崎市環境保全審議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例(以下「旧環境保全審議会条例」という。)第 3 条第 2 項の規定により委嘱された環境保全審議会の委員である者は、施行日に新条例第 13 条第 4 項の規定により環境審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、施行日における従前の環境保全審議会の委員としての任期の残任期間とする。
- 6 この条例の施行の際現に旧環境保全審議会条例第 3 条第 4 項の規定により委嘱された環境保全審議会の臨時委員である者は、施行日に新条例第 13 条第 7 項の規定により環境審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 4 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正す法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日条例第 8 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市環境基本条例施行規則

平成 4 年 6 月 24 日
規 則 第 54 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 環境基本計画(第 3 条～第 5 条の 2)

第 3 章 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議(第 6 条～第 12 条)

第 4 章 環境審議会(第 13 条～第 16 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市環境基本条例(平成 3 年川崎市条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第 2 章 環境基本計画

(基本計画案の縦覧等)

第 3 条 市長は、川崎市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する場合において、その基本計画の案について広報等に努めるとともに、これを 8 週間縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項に規定する縦覧に供する期間の始期及び終期、場所並びに時間について告示するものとする。

3 市民は、基本計画の案について縦覧期間内に市長に対して意見書(別記様式)を提出することができる。

(基本計画の公表)

第 4 条 条例第 9 条第 2 項に規定する基本計画の公表は、告示により行うものとする。

(準用)

第 5 条 前 2 条の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告書の公表)

第 5 条の 2 条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する年次報告書の公表は、告示により行うものとする。

第 3 章 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議

(組織)

第 6 条 川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議(以下「調整会議」という。)を組織する条例第 11 条第 2 項に規定する市長が定める職員は、川崎市事務分掌条例(昭和 38 年川崎市条例第 32 号)第 1 条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局の長(教育委員会事務局にあっては、教育次長)とする。

(会長等)

第 7 条 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は市長を、副会長は副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

4 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事案の付議手続)

第8条 調整会議における事案は、会長が付議するものとする。

2 会長が事案を付議しようとするときは、環境局長に当該事案を整理させた上、調整会議に提出するものとする。

3 上下水道事業管理者及び第6条に規定する職員は、調整会議に付議したい事案があるときは、当該事案の趣旨及び内容を記載した書類に必要な資料を添えて環境局長を経て会長に提出するものとする。この場合において、付議したい事案が条例第12条第1項に規定する環境調査に係る事案であるときは、同条第2項に規定する指針により作成した資料を併せて提出するものとする。

(報告)

第9条 削除

(幹事会)

第10条 調整会議にその円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

第4章 環境審議会

(会長及び副会長)

第13条 川崎市環境審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第14条の2 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。この場合において、委員及び臨時委員が2以上の部会に属することを妨げない。

3 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「川崎市環境審議会(以下「審議会」という。)」とあり、及び「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(部会への付議)

第 14 条の 3 会長は、市長の諮問を受けたときは、その内容に応じ当該諮問に係る事項を前条第 1 項に規定する部会に付議することができる。

2 前項の規定により付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

(決議)

第 14 条の 4 審議会は、条例第 13 条第 11 項の規定に基づき部会の決議をもって審議会の決議とするときは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。

(専門委員会)

第 14 条の 5 部会は、専門の事項を調査するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 16 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日規則第 14 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 21 日規則第 93 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(平成 16 年川崎市条例第 38 号)附則第 4 項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例(平成 11 年川崎市条例第 46 号。以下「旧条例」という。)第 5 条第 1 項の規定により選任された川崎市環境保全審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ第 2 条の規定による改正後の川崎市環境基本条例施行規則(以下「新規則」という。)第 13 条第 1 項の規定により川崎市環境審議会の会長及び副会長として選任されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧条例第 8 条第 2 項の規定により部会に属している委員及び臨時委員である者並びに同条第 3 項において準用する旧条例第 5 条第 1 項の規定により選任された部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ新規則第 14 条の 2 第 4 項の規定により部会に属する委員及び臨時委員として指名され、並びに同条第 5 項において準用する新規則第 13 条第 1 項の規定により部会の部会長及び副部会長として選任されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(略)

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

平成 5 年 3 月 26 日
規 則 第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第 1 号様式)により市長に申請しなければならない。

2 法第 7 条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第 7 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第 2 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請)

第 3 条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(第 3 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請に係る添付書類等)

第 4 条 第 2 条第 1 項又は前条(法第 7 条第 1 項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- (4) 事務所及び事業場の案内図
- (5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第 7 条第 5 項第 4 号ヌに規定する役員の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるものに限るものとする。次号において同じ。)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 2 条の 2 の 2 に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び省令第 2 条の 2 の 2 に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下これらを「住民票の写し等」という。)
- (7) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)
- (8) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前 3 年(法第 7 条第 2 項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前 2 年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記

表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年（法第7条第2項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年）の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第2項又は前条(法第7条第6項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)

(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

(4) 事務所及び事業場の案内図

(5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し等

(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し等

(7) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し等)

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

(9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(10) 申請者が法人である場合には、直前3年(法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年（法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年）の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第5条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出)

第6条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者(第11条及び第12条第1項において「一般廃棄物処理業許可業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出をするときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(第6号様式)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の届出に係る添付書類等)

第7条 前条の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し等、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 省令第2条の6第1項第2号イからハまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び当該変更に係る者の住民票の写し等
- (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所(事務所又は事業場の所在地である場合に限る。)の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図
- (4) 一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類及び図面
- (5) 一般廃棄物処分業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面

(一般廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出)

第7条の2 法第7条の2第4項又は第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書(第6号様式の2)により行うものとする。

2 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項又は第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書(第6号様式の3)により行うものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の書換え)

第8条 市長は、法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第9条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者(第10条においてこれらを「許可業者」という。)は、交付された許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証等再交付申請書(第7号様式)により当該許可証を添えて市長に申請し、許可証の再交付を受けることができる。ただし、亡失したときは、当該許可証を添えることを要しない。

(一般廃棄物処理業等の許可証の返還)

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法第7条第2項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可の効力が失われたとき。
- (2) 法第7条の4又は第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部を廃止したとき。

2 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、速やかに当該許可証を市

長に返還しなければならない。

- 3 許可業者は、法第7条の2第1項、第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更の許可又は第8条の規定による許可証の書換えに伴いそれぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、それぞれ書換え前の許可証を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業の帳簿)

- 第11条 一般廃棄物処理業許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿には、省令第2条の5第1項の表の下欄に規定するもののほか、収集又は運搬に係る受入先ごとの量等受託に係る事項を記載し、又は記録しなければならない。

(一般廃棄物処理業の実績報告)

- 第12条 一般廃棄物処理業許可業者は、一般廃棄物の収集運搬（一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）の収集運搬を除く。）又は処分に関する前々月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書（第8号様式）又は一般廃棄物処分業実績報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 一時多量ごみに係る法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、一時多量ごみの収集運搬に関する前々月の実績について、毎月10日までに一時多量ごみ収集運搬業実績報告書（第9号様式の2）により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理業等の実績報告)

- 第13条 市長は、必要があると認めるときは、法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に対し、市長が定める日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に関し、／産業廃棄物／特別管理産業廃棄物／運搬実績報告書（第10号様式）を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、法第14条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第14条の4第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に対し、市長が定める日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、／産業廃棄物／特別管理産業廃棄物／処分実績報告書（第11号様式）及び産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書（第12号様式）を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請)

- 第14条 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第13号様式）により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の変更許可申請)

- 第15条 法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第14号様式）により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可証の交付)

- 第16条 市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証（第15号様式）を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

- 第17条 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請書（第16号様式）により市長に申請しなければならない。

ならない。

(廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第 18 条 市長は、法第 9 条の 5 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下これらを「廃棄物処理施設」という。)の譲受け又は借受けの許可をしたときは、廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可証(第 17 号様式)を申請者に交付するものとする。

(合併又は分割の認可申請)

第 19 条 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者である法人の合併又は分割について、法第 9 条の 6 第 1 項の規定により認可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置法人／合併／分割／認可申請書(第 18 号様式)により市長に申請しなければならない。

(合併又は分割の認可証の交付)

第 20 条 市長は、法第 9 条の 6 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定により廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、／合併／分割／認可証(第 19 号様式)を申請者に交付するものとする。

(廃棄物処理施設の許可証等の再交付)

第 21 条 法第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の規定により廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第 9 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者、法第 9 条の 5 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定により廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者又は法第 9 条の 6 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定により廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可を受けた者(次条においてこれらを「設置者等」という。)は、交付された許可証又は認可証(以下これらを「許可証等」という。)を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証等再交付申請書により当該許可証等を添えて市長に申請し、許可証等の再交付を受けなければならない。ただし、亡失したときは、当該許可証等を添えることを要しない。

(廃棄物処理施設の許可証等の返還)

第 22 条 設置者等は、法第 9 条の 2 の 2 第 1 項又は第 15 条の 3 の規定により許可を取り消されたときは、速やかにその廃棄物処理施設に係るこれまでに交付された許可証等を市長に返還しなければならない。

2 設置者等は、廃棄物処理施設を廃止したときは、速やかに当該廃棄物処理施設に係るこれまでに交付された許可証等を市長に返還しなければならない。

3 設置者等は、第 27 条の規定による許可証等の書換えに伴い許可証等の交付を受けるときは、書換え前の許可証等を市長に返還しなければならない。

4 設置者等は、許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したときは、速やかに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請)

第 23 条 法第 8 条の 2 第 5 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設について検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第 20 号様式)により市長に申請しなければならない。

(廃棄物処理施設使用前検査済証の交付)

第 24 条 市長は、法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可を受けた者から法第 8 条の 2 第 5 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 15 条

の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請があった場合において、当該申請に係る廃棄物処理施設が当該許可の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、廃棄物処理施設使用前検査済証(第21号様式)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第24条の2 法第8条の2の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設について検査を受けようとする者は、あらかじめ、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第21号様式の2)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第24条の3 市長は、法第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(第21号様式の3)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第25条 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設の軽微な変更等について届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第25条の2 法第9条第6項又は第7項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(第22号様式の2)により行うものとする。

2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項又は第7項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(第22号様式の3)により行うものとする。

(一般廃棄物処理施設の相続の届出)

第26条 法第9条の7第2項の規定により一般廃棄物処理施設の設置者についての相続の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設相続届出書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設の許可証等の書換え)

第27条 市長は、法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)又は第9条の7第2項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出により許可証等の書換えを必要とするときは、許可証等を書き換えて交付するものとする。

(産業廃棄物処理責任者の設置等の報告)

第28条 法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者を置いた事業者(事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となる場合を含む。)又は産業廃棄物処理責任者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に産業廃棄物処理責任者設置等報告書(第24号様式)により市長に報告しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第29条 法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた事業者(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は特別管理産業廃棄物管理責任者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書(第25号様式)により市長に報告しなければならない。

(技術管理者の設置等の報告)

第30条 法第21条第1項に規定する技術管理者を置いた事業者(事業者が自ら技術管理者として管理する場合を含む。)又は技術管理者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から30日以内に廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書(第26号様式)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の実績報告)

第31条 市長は、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者に対し、毎年6月

30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該処理施設における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

第 32 条 削除

(廃棄物再生利用指定業者の指定申請等)

第 33 条 省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする者は、廃棄物再生利用指定業者指定申請書(第 28 号様式)により市長に申請しなければならない。

2 省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けた者(以下「廃棄物再生利用指定業者」という。)が、その事業の範囲を変更しようとするときは、廃棄物再生利用指定業者事業範囲変更指定申請書(第 29 号様式)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による申請に基づき省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定をしたときは、廃棄物再生利用指定業者指定証(第 30 号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(廃棄物再生利用指定業者の指定申請に係る添付書類等)

第 34 条 前条第 1 項又は第 2 項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (3) 省令第 2 条の 3 第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合には、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること)を証する書類
- (6) 省令第 2 条の 3 第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合には、再生活用に係る処理工程図
- (7) 事務所及び事業場の案内図
- (8) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (13) 申請者が個人である場合には、住民票の写し等
- (14) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等
- (15) 申請者が法人である場合には、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し等
- (16) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等又は登記事項証明書

- (17) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7又は第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等
- (18) 再生輸送又は再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類
- (19) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面(省令第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定を受けようとする場合に限る。)
- (20) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けようとする場合に限る。)
- (21) その他市長が必要と認める書類

(廃棄物再生利用指定業者に係る事業の廃止及び変更の届出等)

第35条 廃棄物再生利用指定業者が、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は次に掲げる事項の変更をしたときは、廃止した日又は変更をした日から10日以内に廃棄物再生利用指定業者事業／廃止／変更／届出書(第31号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係
- (7) 廃棄物再生利用指定業者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人
- (8) 廃棄物再生利用指定業者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員
- (9) 廃棄物再生利用指定業者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者
- (10) 廃棄物再生利用指定業者に政令第4条の7又は第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し等、法人にあってはその登記事項証明書
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあってはその住民票の写し等、法人にあってはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所又は事業所の案内図
- (4) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第1号に規定する書類
- (5) 前項第5号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第4号及び第6号に規定する書類
- (6) 前項第6号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第18号に規定する書類
- (7) 前項第7号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る法定代理人の住民票の写し等
- (8) 前項第8号に掲げる事項の変更の場合には、登記事項証明書及び当該変更に係る役員の住民票の写し等
- (9) 前項第9号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る株主又は出資者の住民票の写し等又は登記事項証明書
- (10) 前項第10号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る使用人の住民票の写し等

(11) 前項第7号から第10号までに掲げる事項の変更の場合には、当該各号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の前条第19号又は第20号に規定する書類

3 市長は、廃棄物再生利用指定業者がその事業の一部の廃止又は第1項第1号、第2号、第5号若しくは第6号の事項の変更に伴う届出をしたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付)

第36条 廃棄物再生利用指定業者は、交付された指定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく廃棄物再生利用指定業者指定証再交付申請書(第32号様式)により当該指定証を添えて市長に申請し、指定証の再交付を受けなければならない。ただし、亡失したときは、当該指定証を添えることを要しない。

(指定証の返還)

第37条 廃棄物再生利用指定業者は、その事業の全部を廃止したときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

2 廃棄物再生利用指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、速やかに当該指定証を市長に返還しなければならない。

3 廃棄物再生利用指定業者は、第33条第3項の規定による事業の範囲の変更の指定又は第35条第2項の規定による指定証の書換えに伴う指定証の交付を受けるときは、書換え前の指定証を市長に返還しなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第38条 法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(第33号様式)により市長に申請しなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付)

第39条 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(第34号様式)を申請者に交付するものとする。

(熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る認定証の書換え)

第40条 市長は、法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)又は政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出により、前条又は省令第12条の11の10の規定により交付された認定証(以下「認定証」という。)の書換えを必要とするときは、認定証を書き換えて交付するものとする。

(熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る認定証の再交付)

第41条 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者は、交付された認定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書(第35号様式)により当該認定証を添えて市長に申請し、認定証の再交付を受けることができる。ただし、亡失したときは、当該認定証を添えることを要しない。

(一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第42条 政令第5条の5の規定による届出は、一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(第36号様式)により行うものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る認定証の返還)

第43条 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 法第9条の2の4第2項又は第15条の3の3第2項の規定により認定の効力が失われたとき。
- (2) 法第9条の2の4第5項又は第15条の3の3第5項の規定により認定を取り消されたとき。
- (3) 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを廃止したとき。

2 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者は、第40条の規定による認定証の書換えに伴い認定証の交付を受けるときは、書換え前の認定証を市長に返還しなければならない。

3 法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けた者は、認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者の報告)

第44条 省令第5条の5の11の規定による報告は、一般廃棄物処理施設熱回収報告書(第37号様式)により行うものとする。

(命令及び許可の取消し)

第45条 法第7条の3、第9条の2、第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7及び第19条の3の規定に基づく命令並びに法第7条の4、第9条の2の2第1項、第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)及び第15条の3の規定に基づく許可の取消しは、文書により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(維持管理状況等の報告)

第46条 市長は、浄化槽法第53条第1項の規定により浄化槽管理者から浄化槽の維持管理状況について報告させる場合は、浄化槽維持管理状況報告書(第38号様式)により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認める場合は、浄化槽管理者から報告を求めることができる。

(使用開始等の報告)

第47条 浄化槽法第10条の2第1項の規定による報告書は、浄化槽使用開始報告書(第39号様式)によるものとする。

2 浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告書は、技術管理者変更報告書(第40号様式)によるものとする。

3 浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告書は、浄化槽管理者変更報告書(第41号様式)によるものとする。

(委任)

第48条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則(平成5年川崎市規則第26号)附則第2項の規定により廃止された川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年川崎市規則第52号。以下「旧規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 旧規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成6年3月30日規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日規則第 46 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 16 日規則第 45 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の規則第 4 条各号に掲げる事項の変更に係る同条の規定に基づく届出がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第 31 条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票(次に掲げるものを除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 6 月 23 日規則第 91 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 9 月 29 日規則第 110 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月 4 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第2条、第4条第1号及び第2号並びに第6条に限る。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成13年3月30日規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成15年11月28日規則第113号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条、第31条の見出し及び同条、第10号様式、第11号様式並びに第12号様式(裏面)備考1の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成18年1月25日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成24年3月30日規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則及び第 3 条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 67 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則及び第 4 条の規定による改正前の川崎市霊堂条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 9 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（第 1 条、第 16 条及び第 19 条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 57 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、様式目次、第 8 号様式及び第 9 号様式の改正規定並びに第 9 号様式の次に 1 様式を加える改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第 12 条第 2 項の規定は、令和 2 年 7 月 1 日以後の収集運搬に関する実績について適用する。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(様式省略)

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和 60 年 10 月 15 日
条 例 第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第 3 条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 4 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第 6 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第 10 条第 2 項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録の拒否)

第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について偽りの記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否す

る。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しのあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しのあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を付して、直ちに、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員

(登録の抹消)

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消する。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(遵守事項)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しく

は実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第 3 条第 1 項及び第 3 項の登録の有効期間ごとに 1 回以上、市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受けさせなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(帳簿の備付け等)

第 12 条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 13 条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 6 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 7 条第 1 項の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。
- (4) 第 10 条第 3 項の規定に違反して必要な措置をとらなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による処分をしたときは、その理由を付して、直ちに、その旨を当該浄化槽保守点検業者に通知するものとする。

(聴聞の方式の特例)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

- 2 市長は、前条第 1 項の規定による処分に係る聴聞の期日、場所及び事案の要旨をあらかじめ告示するものとする。

(報告の徴収)

第 15 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

(立入検査)

第 16 条 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問させることができる。

- 2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(手数料)

第 17 条 申請者は、第 4 条の規定による登録の申請の際、浄化槽保守点検業者登録手数料として 1 件につき 32,000 円を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第 18 条 第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、偽りの記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (2) 第 13 条第 1 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第 15 条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者
- (4) 第 16 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例施行の日から 3 月間は、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則 (平成 7 年 10 月 9 日条例第 38 号)

この条例は、川崎市行政手続条例(平成 7 年川崎市条例第 37 号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 12 月 24 日条例第 43 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の登録の申請に係る当該登録の有効期間について適用し、施行日前の登録の申請に係る当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日条例第 62 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日規則第 34 号で平成 17 年 4 月 1 日から施行)

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 22 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に登録の申請をした者について適用し、同日前に登録の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 29 日条例第 59 号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和 60 年 12 月 27 日
規 則 第 106 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 60 年川崎市条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による登録の申請は、浄化槽保守点検業者登録申請書(第 1 号様式)により行うものとする。

2 条例第 4 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、従前の登録の有効期間において条例第 11 条第 2 項ただし書の規定に該当したときは、第 5 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票に登録した事項に関する証明書(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 浄化槽管理士免状の写し
- (3) 営業所の付近見取図
- (4) 条例第 11 条第 2 項に規定する研修の受講に係る計画を記載した書類
- (5) 更新の登録にあっては、従前の登録の有効期間内に浄化槽管理士が条例第 11 条第 2 項に規定する研修を受けたことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、第 2 号様式によるものとする。

(登録の通知)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による登録の通知は、浄化槽保守点検業者登録通知書(第 3 号様式)により行うものとする。

(登録拒否の通知)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による登録拒否の通知は、浄化槽保守点検業者登録拒否通知書(第 4 号様式)により行うものとする。

(登録事項変更の届出等)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による登録事項の変更の届出は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届(第 5 号様式)に当該変更の内容を証する書類及び第 2 条第 2 項第 4 号に規定する計画に変更がある場合にあっては変更後の当該計画を記載した書類を添付して行うものとする。

2 条例第 7 条第 2 項において準用する条例第 5 条第 2 項の規定による登録事項の変更の通知は、浄化槽保守点検業者登録事項変更通知書(第 6 号様式)により行うものとする。

3 条例第 7 条第 2 項において準用する条例第 6 条第 2 項の規定による登録事項の変更拒否の通知は、浄化槽保守点検業者登録事項変更拒否通知書(第 7 号様式)により行うものとする。

(廃業等の届出)

第 7 条 条例第 8 条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届(第 8 号様式)により行うものとする。

(登録抹消の通知)

第8条 条例第9条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による登録抹消の通知は、浄化槽保守点検業者登録抹消通知書(第9号様式)により行うものとする。

(備えるべき器具)

第9条 条例第10条第2項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 水平器
- (2) 溶存酸素測定器具
- (3) 残留塩素測定器具
- (4) 汚泥沈殿率測定器具
- (5) スカム厚測定用器具
- (6) 汚泥厚測定用器具
- (7) 絶縁抵抗測定器又はテスター
- (8) 照明器具
- (9) 温度計
- (10) 透視度計
- (11) 水素イオン濃度測定器具
- (12) 亜硝酸イオン測定器具
- (13) 塩素イオン濃度測定器具
- (14) その他市長が必要と認める器具

(帳簿の記載事項等)

第10条 条例第12条の規定による帳簿の記載事項又は記録事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 浄化槽が設置されている建築物の名称、所在地及び用途
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理対象人員
- (4) 保守点検を行った年月日及び担当浄化槽管理士の氏名
- (5) 保守点検の内容

2 前項の帳簿は、営業所ごとに毎年3月31日に閉鎖し、当該閉鎖後3年間保存しなければならない。

(実績報告)

第11条 浄化槽保守点検業者は、条例第15条の規定に基づいて、当月分の当該業務の実績を翌月の15日までに浄化槽保守点検実績報告書(第10号様式)により市長に報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第12条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、第11号様式によるものとする。

(委任)

第13条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 15 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第 31 条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 17 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 17 年 2 月 23 日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 28 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 43 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第 1 条、第 16 条及び第 19 条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(令和 2 年 6 月 22 日規則第 55 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に登録を受けている浄化槽保守点検業者がこの規則の施行の日以後最初に受ける更新の登録に係る申請については、改正後の規則第 2 条第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

3 改正前の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(様式省略)

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例

〔昭和 45 年 3 月 31 日〕
条 例 第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内において(川崎市下水道条例(昭和 36 年川崎市条例第 18 号)第 2 条第 2 号 の処理区域を除く。)し尿浄化槽を設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金の助成及び貸付けを行なうことにより、適正なし尿浄化槽による水洗便所の普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で「し尿浄化槽」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 31 条第 2 項に規定するものをいう。

(助成及び貸付けの対象)

第 3 条 資金の助成及び貸付けは、第 1 条に規定する区域内において、家屋を新築しようとする者及び家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、し尿浄化槽を設置しようとする者に対して行なう。

2 前項の資金の貸付けを受けることのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 償還能力のあるもの
- (2) 職業を有する者で、独立の生計を営んでいるもの
- (3) 市長が特に認めるもの

(助成金及び貸付金の額)

第 4 条 助成金の額は、し尿浄化槽 1 基当たり 8,000 円とする。

2 貸付金の額は、し尿浄化槽 1 基当たり 225,000 円とする。ただし、し尿浄化槽の処理能力により 1,000,000 円まで増額することができる。

(助成、貸付けの申請及び決定)

第 5 条 資金の助成及び貸付けを受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、その可否を決定して申請者にその旨を通知するものとする。

(助成金及び貸付金の取消し等)

第 6 条 市長は、助成金及び貸付金の決定を受け、又は助成金、貸付金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成及び貸付けの決定を取り消し、又はすでに交付した助成金及び貸付金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって、助成金及び貸付金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。
- (3) その他市長が助成及び貸付けの必要がないと認めたとき。

(貸付金の利子等)

第 7 条 貸付金は、無利子とする。

2 市長は、貸付金の交付を受けた者が償還期日までに貸付金の償還をしなかったときは、当該償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延

滞利子(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該延滞利子の金額とする。)を徴収する。ただし、当該延滞利子の金額が 500 円未満のとき、又は市長が災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付金の償還方法)

第 8 条 貸付金の償還は、貸し付けた月の翌月から 36 箇月の分割払いとする。ただし、繰上償還を妨げない。

2 資金の貸付けを受けて設置したし尿浄化槽が災害等により、滅失又は損傷した場合には、借受人の申請により貸付金の償還期限を延長することができる。

(連帯保証人)

第 9 条 貸付金の交付を受けようとする者は、市長の定める連帯保証人 1 名をたてなければならない。

(流用禁止)

第 10 条 助成金及び貸付金は、当該工事以外の用途に使用してはならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 29 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 23 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条に規定する各条例の規定に規定する延滞利息及び延滞利子の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 46 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 28 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、すでに第 5 条第 2 項に規定する助成又は貸付けの決定を受けたし尿浄化槽の設置者に対する助成金又は貸付金の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 50 年 3 月 18 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の条例により、貸付中及び貸付手続中の貸付金の貸付限度額及び償還期間については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 52 年 3 月 31 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の条例により、貸付中及び貸付手続中の貸付金の額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 57 年 3 月 31 日条例第 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の条例により貸付中及び貸付手続中の貸付金の額及び償還期間については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 7 条第 2 項の規定は、この条例施行の日以後に償還期日が到来する償還金に係る延滞利子について適用し、同日前に償還期日が到来する償還金に係る延滞利子については、なお従前の例による。

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

〔昭和 45 年 3 月 31 日〕
規 則 第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例(昭和 45 年川崎市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(対象し尿浄化槽の審査)

第 2 条 助成及び貸付けの対象となるし尿浄化槽の審査は、次に掲げるところによる。

- (1) 書類審査は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 5 条第 1 項の規定により届け出られた書類又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定により提出された申請書により行う。
- (2) 技術的審査は、建築基準法第 31 条第 2 項に規定するところにより行う。

(貸付金の額)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定に基づく貸付金の額は、次の区分により計算した額とする。

処理対象人員の区分	貸 付 金 額
5 人分以下	225,000 円
5 人分を超え 130 人分まで	225,000 円に 5 人分までごとに 30,000 円を加えた額
130 人分を超えるもの	1,000,000 円

(助成の申請手続き)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、し尿浄化槽設置資金助成交付申請書(第 1 号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) し尿浄化槽設置届
- (2) 申請者が家屋の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- (3) その他市長が指示する書類

(借受けの申請及び連帯保証人)

第 5 条 資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ、し尿浄化槽設置資金借受申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本市又は本市の近接地域に居住する者であり、かつ、貸付金額以上の資産を有するものでなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、連帯保証人の変更を命ずることがある。

(助成、貸付決定の通知)

第 6 条 条例第 5 条第 2 項に定める審査の結果は、し尿浄化槽設置資金／助成／貸付決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金、貸付金の交付時間)

第 7 条 助成金又は貸付金は、第 2 条の規定に基づく審査に合格したのちに交付する。この場合において資金の借受人は連帯保証人の連署したし尿浄化槽設置資金借用証書(第 4 号様式)を市長に提出して資金の交付を受けるものとする。

2 前項のし尿浄化槽設置資金借用証書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

(2) 借受人及び連帯保証人の所得証明書又は資産証明書

(3) その他市長が指示する書類

(貸付金の償還方法)

第8条 条例第8条第1項に規定する分割払いの方法は、36箇月の均等払いとする。ただし、貸付金額を36で除し、100円未満の端数が生じる場合は、この端数を切り上げて得た金額を初回から35回までの償還金とし、残額を最終回の償還金とする。

(貸付金の償還期日)

第9条 貸付金の償還期限は、毎月末日とする。ただし、その日が土曜日若しくは民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

(借受人の届け出の義務等)

第10条 借受人は、借受人及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 差押えを受け、又は破産手続開始の決定があったとき。

(3) 借受人において、当該尿浄化槽を使用している家屋を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。

2 借受人は、連帯保証人がその資格を失い、又は死亡したことにより新たに連帯保証人を定めようとするとき、若しくは連帯保証人を変更しようとするときは、その旨を届け出て市長の承認を受けなければならない。

(貸付決定の取消し及び繰上げ償還)

第11条 借受人が貸付けの決定通知を受けてから理由なく1箇月を経過してもなお手続きをしないときは、貸付けの決定を取り消すことがある。

(その他必要事項)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年6月29日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和46年3月31日規則第11号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日規則第24号)

この改正は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月31日規則第53号)

この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日規則第19号)

この改正規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日規則第34号)

この改正規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年1月31日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則(昭和 56 年 8 月 24 日規則第 72 号)

(施行期日等)

- 1 この改正規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規則第 2 条第 2 号の規定は、昭和 56 年 6 月 1 日後設置の工事に着手したし尿浄化そうから適用する。

附 則(昭和 57 年 3 月 31 日規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この改正規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則(昭和 58 年 10 月 29 日規則第 78 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 58 年 11 月 1 日から施行する。

(川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 前項の規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続き使用することができる。

附 則(平成元年 7 月 29 日規則第 48 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 13 条の規定による改正前の規則により貸付中の資金の弁済日、納期限又は償還期限については、この規則施行の日以後のものから適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日規則第 29 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 5 年 12 月 24 日規則第 106 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 28 日規則第 135 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日規則第 105 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 29 日規則第 70 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式省略)

川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成 16 年 6 月 28 日
規則 第 61 号

(趣旨)

第 1 条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。)の施行については、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成 14 年政令第 389 号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(引取業の廃業等の届出)

第 2 条 法第 48 条第 1 項の規定による届出は、引取業廃業等届出書(第 1 号様式)により行うものとする。

(フロン類回収業の廃業等の届出)

第 3 条 法第 59 条において準用する法第 48 条第 1 項の規定による届出は、フロン類回収業廃業等届出書(第 2 号様式)により行うものとする。

(解体業の廃業等の届出)

第 4 条 法第 64 条の規定による届出は、解体業廃業等届出書(第 3 号様式)により行うものとする。

(破碎業の廃業等の届出)

第 5 条 法第 72 条において準用する法第 64 条の規定による届出は、破碎業廃業等届出書(第 4 号様式)により行うものとする。

(解体業及び破碎業の許可証の書換え)

第 6 条 市長は、法第 63 条第 1 項及び法第 71 条第 1 項の規定による届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(解体業及び破碎業の許可証の再交付)

第 7 条 法第 60 条第 1 項の規定により解体業の許可を受けた者若しくは法第 67 条第 1 項の規定により破碎業の許可を受けた者又は法第 70 条第 1 項の規定により破碎業の事業の範囲の変更の許可を受けた者が、交付された許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、市長に許可証再交付申請書(第 5 号様式)を提出し、許可証の再交付を受けることができる。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 1 号様式及び第 2 号様式の規定は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日規則第 105 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

川崎市余熱利用市民施設条例

平成元年 12 月 26 日
条例 第 35 号

(目的及び設置)

第 1 条 市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、川崎市余熱利用市民施設（以下「余熱利用市民施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 余熱利用市民施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1,321番地

(事業)

第 3 条 余熱利用市民施設は、おおむね次の事業を行う。

- (1) 健康づくりについての講演会の開催に関すること。
- (2) スポーツ教室及び教養講座の開催に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(指定管理者)

第 4 条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に余熱利用市民施設の管理を行わせる。

- (1) 余熱利用市民施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が、余熱利用市民施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図れるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った余熱利用市民施設の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 5 条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、余熱利用市民施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 6 条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の余熱利用市民施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第 7 条 余熱利用市民施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

種 別	利用時間	休館日
温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月30日から翌年の1月3日までの

老人休養施設	午前 9 時から午後 4 時まで	日
会議室	午前 9 時から午後 8 時まで	
レクリエーションルーム		
ギャラリー		
トレーニングルーム	午前 9 時から午後 9 時まで	
駐車場	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	

(老人休養施設の利用者の範囲)

第 8 条 余熱利用市民施設の老人休養施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60 歳以上の者及びその付添者
- (2) その他指定管理者が適当と認める者
(利用許可)

第 9 条 余熱利用市民施設の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(利用料金)

第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 老人休養施設の利用料金は、無料とする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第 9 条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第 9 条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する場合においては、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第9条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第18条 市及び指定管理者は、第14条第5号に該当する場合を除き、第9条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第19条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める者は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。(平成2年3月30日規則第32号で平成2年4月1日から施行。ただし、川崎市王禅寺余熱利用市民施設に関する部分は、平成2年4月22日から施行)

(川崎市堤根余熱利用市民施設条例の廃止)

- 2 川崎市堤根余熱利用市民施設条例(昭和57年川崎市条例第39号)は、廃止する。

附 則 (平成17年7月1日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定(第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月20日条例第18号抄)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第30号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月19日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の表の改正規定及び別表の1施設利用料(1)専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)の表の改正規定中ゲートボール場の項を削る部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 6 月22日 条例第50号)

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年12月16日 条例第84号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年10月21日 条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 3 月26日 条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は公布の日から、第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 川崎市堤根余熱利用市民施設に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者の指定の特例)

- 3 前項の規定によりこの条例の公布の日以後最初に川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者を指定する場合においては、川崎市余熱利用市民施設条例第 4 条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 1 1 年法律第 1 1 7 号) 第 8 条第 1 項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。
- 4 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示する。

別表 (第10条関係)

1 施設利用料

(1) 専用利用料

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9 時～12 時	1 時～ 4 時	5 時～ 8 時	9 時～ 8 時
会議室	大会議室	2,800円	3,360円	3,360円	9,520円
	第 1 会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第 2 会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第 3 会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第 4 会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
レクリエーションルーム		4,480円	6,720円	6,720円	17,920円
駐車場		基本料金		超過料金	

	1 台 1 時間まで 100円	超過時間30分までごとに 50円
--	-----------------	------------------

備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超過して利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

（２） 個人利用料

	区分	基本料金		超過料金	
温水プ ール	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円
	3 歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		110円		55円
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	18歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに	110円
	12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。）		110円		35円
	18歳以上の学生				

備考

- 1 3 歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- 2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。
- 3 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。
- 4 小学生とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。

2 設備利用料

単位	金額
1 台、1 式その他 1 単位 1 回	2, 240円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超過して利用する場合の設備利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

川崎市余熱利用市民施設条例施行規則

平成2年3月30日
規則 第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市余熱利用市民施設（以下「余熱利用市民施設」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業計画書等の提出)

第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の余熱利用市民施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (3) 事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。
- (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

(協定)

第6条 指定管理者は、市長と余熱利用市民施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(利用許可の申請等)

第7条 条例第9条の規定により、余熱利用市民施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 会議室、レクリエーションルーム及びギャラリーに係る前項の規定による使用許可の申請は、次に定めるところによる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 会議室及びレクリエーションルームにあっては、利用日の属する月の4月前の月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約が承諾されたときは、利用日の属する月の4月前の月の25日から28日までの間に申請しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号の規定による申請がなかったこと、第10条の規定による届出があったこと等により利用しようとする者がいない同号に規定する施設にあっては、利用日の属する月の4月前の28日の翌日以後においても申請することができる。
- (3) ギャラリーにあっては、利用日の3月前から利用日の3日前までの間に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する施設に係る申請者に対し第1項の利用許可をしたときは、原則として利用に係る許可書を申請者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、次に掲げる者については、利用料金を免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者及びその付添者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、市長が別に定める者については、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の減免申請)

第9条 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。

(利用中止・変更届)

第10条 第7条第1項の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用を中止し、又は変更しようとするときは、速やかに利用の中止又は変更を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の返還）

第11条 条例第12条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全額を返還する。

- （1） 条例第14条第4号又は第5号の規定により指定管理者が利用許可を取り消したとき。
- （2） 利用者が、前条の規定により、利用日の3日前までに利用の中止を届け出たとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、市長が正当な理由があると認めるとき。

（特別の設備の付設等）

第12条 条例第15条ただし書の規定により、施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。

3 指定管理者は、第1項の許可をしたときは、特別の設備の付設等に係る許可書を申請者に交付しなければならない。

4 第1項の許可を受けた者が、施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

（遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 定員を超えて入場させないこと。
- （2） 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- （3） 建物、附属設備又は資料等をき損しないこと。
- （4） 無断で張り紙、張り札又は広告等を表示しないこと。
- （5） 動物（身体障害者が指定された場所以外において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- （6） 騒音若しくは大声を発し、又は暴力をふるう等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （7） 指定された場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- （8） 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

（管理上の入室）

第14条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を拒むことはできない。

（整理員の配置）

第15条 利用者は、施設の利用に際し、施設内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

ただし、指定管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

（利用後の点検）

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、川崎市王禅寺余熱利用市民施設に関する部分は、平成2年4月22日から施行する。

(川崎市堤根余熱利用市民施設条例施行規則の廃止)

- 2 川崎市堤根余熱利用市民施設条例施行規則（昭和57年川崎市規則第99号）は、廃止する。
(指定管理者の指定に係る手続の特例)
- 3 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例（令和7年川崎市条例第10号。以下「改正条例」という。）附則第3項の指定に係る手続については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。
- 4 第5条の規定は、改正条例附則第3項の指定をしたときについて準用する。この場合において、別記様式中「第5条」とあるのは、「附則第4項において準用する第5条」と読み替えるものとする。

附 則（平成4年2月10日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成6年3月30日規則第14号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月31日規則第79号）

この規則は、平成7年11月2日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日規則第63号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に市長が行った行為又は市長に対して行われた行為で現に効力を有するもののうち、改正後の規則の規定により課長、所長又は館長（以下「課長等」という。）に委任した事務については、課長等が行った行為又は課長等に対して行われた行為とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成11年9月30日規則第88号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則（第8条及び第9条を除く。）による改正後の規則の規定（第2条の規定による改正後の川崎市中原会館条例施行規則第1号様式及び第3号様式の規定、第7条の規定による改正後の川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の規定中ゲートボール場に関する部分並びに第10条の規定による改正後の川崎市港湾振興会館条例施行規則の規定中庭球場及び庭球場照明施設に関する部分を除く。）は、平成12年4月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第7条の規定による改正後の川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の規定中ゲートボール場に関する

部分、第8条の規定による改正後の川崎市都市公園条例施行規則の規定、第9条の規定による改正後の川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例施行規則の規定（第10条第4号の規定を除く。）並びに第10条の規定による改正後の川崎市港湾振興会館条例施行規則の規定中庭球場及び庭球場照明施設に関する部分は、平成11年12月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行の際、第7条の規定による改正前の川崎市余熱利用市民施設条例施行規則又は第10条の規定による改正前の川崎市港湾振興会館条例施行規則の規定により行った申請その他の行為で現に効力を有するものについては、改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定により環境局総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）が行った行為又は庶務課長に対して行われた行為で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により環境局生活環境部減量資源課長（以下「減量資源課長」という。）が行った行為又は減量資源課長に対して行われた行為とみなす。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第76号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第104号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年8月28日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に第18条の規定による改正前の川崎市余熱利用市民施設条例施行規則及び第19条の規定による改正前の川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則の規定により環境局生活環境部減量資源課長（以下「課長」という。）が行った行為又は課長に対して行われた行為で現に効力を有するものは、環境局生活環境部廃棄物政策担当主幹（以下「主幹」という。）が行った行為又は主幹に対して行われた行為とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成17年7月1日規則第85号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に5条を加える改正規定及び附則の次に様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する市長又は環境局生活環境部廃棄物政策担当主幹に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定により当該行為に相当する行為が新規則第2条第2号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年5月29日規則第53号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月19日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

（様式省略）

処 理 手 数 料 の 変 遷

し 尿 処 理 手 数 料			ご み 処 理 手 数 料		
条 例 の 名 称 及 び 制 改 定 年 月 日	手数料の金額	徴収 方法	条例の名称及 制改定年月日	手 数 料 の 金 額	徴収 方法
川崎市屎尿取扱手数料 条例 昭和14年11月25日制定 昭和17年 8 月 1 日改定 昭和19年 4 月 1 日改定 昭和21年 4 月13日改定	1 荷（4 斗） 20銭以内 1 樽（2 斗） 10銭以内 1 桶（2 斗） 20銭以内 1 桶（2 斗） 1 円	徴 収 券 制 度	汚物清掃代行 為料徴収規定 大正13年 7 月 1 日制定	不 明	不 明
川崎市し尿処理手数料 条例 昭和24年 5 月 1 日制定 昭和25年 4 月 1 日改定	1 桶（2 斗） 6 円 1 桶（2 斗） 10円以上	そ の 都 度 徴 収	川崎市塵芥処 理手数料条例 昭和24年 4 月 22日制定	排出月量 30kg以下年額 30円 " 60kg " 100円 " 120kg " 120円 排出月量が120kgをこえるときは30kg増す 毎に年額50円増、月量600kgをこえるとき は200kg増す毎に年額360円増	年 二 回 の 納 付 制
川崎市し尿処理手数料 条例 昭和26年 4 月 1 日制定 昭和29年 7 月 1 日改定	2 斗入り 1 桶につき 10円（半樽は 5 円） 浄化槽便所掃除手数料 槽容器10dm ³ につき16円 2 斗入り 1 桶につき 20円（半樽は10円）	毎 月 徴 収 す る 集 金 制	川崎市じんかい処理手数料 条例 昭和26年 4 月 1 日制定	1 級 業 態 者 じんかい日平均排出 量20kgをこえ30kg 未満 月額 450円 2 級 業 態 者 じんかい日平均排出 量10kgをこえ20kg 以下 月額 300円 3 級 業 態 者 じんかい日平均排出 量10kg以下 月額 150円 4 級 一般家庭 基本額世帯人員 5 人 準世帯及び 以下35円、超過額 市長が認定 世帯人員 5 人をこえ した零細業 る分 1 人につき 5 円 態者を含む 5 級 アパート居 基本額世帯人員 5 人 住者、間借 以下30円、超過額 人 世帯人員 5 人をこえ る分 1 人につき 4 円	毎 月 徴 収 す る 集 金 制
	し尿処理手数料			ごみ処理手数料	
川崎市清掃条例 昭和29年12月27日制定 昭和33年12月 3 日改正	○し尿清掃手数料 清掃数量36Lにつき20円 18Lにつき10円 ○し尿浄化槽清掃手数料 使用人員15人まで ごとに1,800円 ○し尿清掃手数料は同じ		○ごみ清掃手数料 従量制：1 日平均30kg以上のごみ（燃えがらを 含む以下同じ）を生ずる業態者又は、 臨時に500kg以上のごみの処理を市に 委託した者……ごみの清掃数量10kg までごとに 6 円 ただし、自ら処分場に搬入した者につ いてはその半額 等級制：1 級 1 日平均20kgを超え30kg未満 のごみを生ずる業態者 月額 450円 2 級 1 日平均10kgを超え20kg以下 のごみを生ずる業態者 月額 300円		

昭和40年 3 月26日改正 昭和46年10月 1 日一部改正	○し尿浄化槽清掃手数料： 当該し尿浄化槽の容積2.5m³まで、3,600円とし、2.5m³を超えるものについては、1 m³までごとに1,600円以内で市長が定めるところにより計算した額を加える。 ○し尿清掃手数料： 1人につき（1歳未満の者を除く）月額20円とする。ただし、事業所等その他人員の認定が困難であるものについては36L（1樽）につき20円とし、18Lに満たない端数については10円とする。	3級 1日平均5kgを超え10kg以下のごみを生ずる業態者 月額 150円 4級 1日平均5kg以下のごみを生ずる業態者 月額 80円 5級 一般家庭（準世帯及び市長が設定した小規模業態者を含む） 月額 30円 ただし、世帯人員5人を超える1人につき5円 6級 アパート住居者・間借人 月額 30円 ただし、世帯人員5人を超える1人につき4円 ○犬・猫などの死体清掃手数料 1個につき 200円 ○ごみ清掃手数料 等級制：3級、4級、5級、6級を無料
川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 昭和47年 3 月28日制定	○し尿清掃手数料をし尿処理手数料に改める。（料金は同じ）	○ごみ清掃手数料をごみ処理手数料に改め、従量制を重量制として新たに容積制を設けた。 容積制：重量制による算出基準が実情にそぐわないと市長が認めるごみを1日平均1立方メートル以上生ずる事業者… …ごみの処理容積1立方メートルごとに200円。ただし、自ら市長が指定する場所に搬入したものについては半額とする。 ○産業廃棄物処理費用を新たに制定 可燃性固形物の処理 重量制：市が収集し、運搬し、及び処分するとき10kgまでごとに50円、市長が指定する場所に搬入するとき10kgまでごとに20円 容積制：重量制による算出基準が実情にそぐわないと市長が認める可燃性固形物を市が収集し、運搬し、及び処分するとき1立方メートルまでごとに1,500円、市長が指定する場所に搬入するとき1立方メートルまでごとに600円
昭和51年12月24日一部改正 昭和52年 4 月 1 日施行	○し尿処理手数料及びし尿浄化槽清掃手数料は同じ。	○ごみ処理手数料 重量制：1日平均30kg以上のごみを排出する事業所のごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき10kgまでごとに50円、市長が指定する場所に搬入するとき10kgまでごとに20円 容積制：ごみの処理容積1立方メートルまでごとに1,500円、市長が指定する場所に搬入するとき1立方メートルまでごとに600円

昭和53年 6 月20 日一部 改正 昭和53年 7 月 1 日施行		等級制：1 級、2 級は前記と同じ。 犬・猫等の死体の処理：1 個につき1,000円 ○産業廃棄物処理費用のうち不燃性固形物の処理費用を新たに制定 重量制：市長が指定する場所に搬入するとき 10kgまでごとに30円
平成 4 年 7 月 4 日一部 改正 平成 4 年10月 1 日施行		○産業廃棄物処理費用のうち不燃性固形物の処理費用について消費税相当の上乗せをした。
平成 5 年 1 月 1 日施行	○し尿処理手数料を無料とし、汚泥処理手数料を新設した。 汚泥処理手数料： 汚水排水槽等の汚泥 1 m ³ までごとに1,700円 合併処理浄化槽等の汚泥 1 m ³ までごとに1,400円 ○浄化槽清掃手数料： 浄化槽等の容積1.5m ³ まで4,300円とし、1.5m ³ を超えるものについては1 m ³ までごとに2,100円	○ごみ処理手数料の容積制及び等級制を廃止して、重量制に一本化した。 また、粗大ごみ処理手数料を新設した。 ごみの処理：1 日平均10kgを超えるごみを排出する事業者のごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき10kgを超える 1 kgまでごとに14円、臨時にごみを排出する事業者のごみを市が収集し、運搬し、及び処分するとき 1 kgまでごとに 14円、市長が指定する場所に搬入するとき 1 kgまでごとに 7 円 粗大ごみの処理：100kgを超える 1 kgまでごとに14円 犬・猫等の死体の処理：1 個につき2,000円 ○産業廃棄物処理費用の容積制を廃止して、重量制に一本化した。 可燃性固形物の処理： 市が収集し、運搬し、及び処分するとき 1 kg までごとに14円 市長が指定する場所に搬入するとき 1 kgまでごとに 7 円 不燃性固形物の処理： 市長が指定する場所に搬入するとき 1 kgまでごとに 3 円
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する 条例 平成 4 年12月24日制定 平成 5 年 4 月 1 日施行	手 数 料 改 正 な し	
平成12年 3 月24 日一部 改正 平成12年10月 1 日施行		○事業系の一般廃棄物の処理手数料制度を改定した。 ・全ての事業者に対する一律 1 日10kgの控除制度を廃止。 ・中小企業基本法に定める小規模企業者の考え方を基本として、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人）以下の小規模事業者は 1 日10kgを控除。 ・市収集：26円/kg ・施設搬入：12円/kg ○産業廃棄物の処理手数料を改定した。 ・可燃 市収集：26円/kg 施設搬入：12円/kg ・不燃 施設搬入： 5円/kg

平成15年10月1日一部改正 平成16年4月1日施行	○事業用の仮設便所に係るし尿処理手数料を新設した。 し尿処理手数料： 1 回に収集したし尿180Lまでの場合については2,000円とし、180Lを越える場合については90Lまでごとに1,000円を加えた金額	○事業系一般廃棄物の処理手数料制度を改定した。 ・事業系ごみの収集運搬手数料を削除。 ・中小企業基本法に定める小規模企業者に対しての1日平均10kgの事業系ごみ収集運搬手数料控除を廃止。 ・市収集：廃止 ・施設搬入：12円/kg ○粗大ごみの処理手数料制度を改定した。 粗大ごみの処理： ・長さが30cm以上50cm未満の粗大ごみであって、その全部又は一部が金属であるもの 200円/1個 ・長さが50cm以上180cm未満の粗大ごみ 500円/1個 ・長さが180cm以上で、幅が10cm未満の粗大ごみ 500円/1個 ・長さが180cm以上の粗大ごみ（上記のものを除く。） 1,000円/1個 ○産業廃棄物の処理手数料制度を改定した。 ・可燃性固形物の収集運搬手数料を削除。 ・可燃 市収集：廃止、施設搬入：12円/kg ・不燃 施設搬入：5円/kg
平成28年10月19日一部改正 平成29年4月1日施行	○し尿処理等手数料を改定した。 ・し尿処理手数料： 1 回に収集したし尿180Lまでの場合については3,000円。180Lを越える場合については90Lまでごとに1,500円を加えた金額 ・汚泥処理手数料： 汚水排水槽等の汚泥 1 m³までごとに2,550円 合併処理浄化槽等の汚泥 1 m³までごとに2,100円 ・浄化槽等の清掃手数料： 浄化槽等の容積1.5m³までのものについては6,450円。1.5m³を超えるものについては1 m³までごとに3,150円を加えた金額	○事業系一般廃棄物の処理手数料制度を改定した。 ・施設搬入：15円/kg ○犬・猫等の死体の処理：1 個につき3,000円 ○産業廃棄物の処理手数料制度を改定した。 ・可燃 施設搬入：15円/kg ・不燃 施設搬入：7円50銭/kg
令和元年10月15日一部改正 令和2年7月1日施行		○一時多量ごみ処理手数料を新設した。 ・施設搬入：15円/kg
令和4年10月21日一部改正 令和5年4月1日施行	○し尿処理等手数料を改定した。 ・し尿処理手数料： 1 回に収集したし尿180Lまでの場合については4,500円。180Lを越える場合については90Lまでごとに2,250円を加えた金額 ・汚泥処理手数料： 汚水排水槽等の汚泥 1 m³までごとに3,820円 合併処理浄化槽等の汚泥 1 m³までごとに3,150円 ・浄化槽等の清掃手数料： 浄化槽等の容積1.5m³までのものについては9,670円。1.5m³を超えるものについては1 m³までごとに4,720円を加えた金額	○産業廃棄物処理手数料を改定した。 ・不燃 施設搬入：11円/kg

令和4年10月21日一部 改正 令和5年7月1日施行		○粗大ごみの処理手数料制度を改定した。 粗大ごみの処理： ・長さが30cm以上50cm未満の粗大ごみであって、その全部又は一部が金属であるもの 300円/1個 ・長さが50cm以上180cm未満の粗大ごみ 600円/1個 ・長さが180cm以上で、幅が10cm未満の粗大ごみ 600円/1個 ・長さが180cm以上の粗大ごみ（上記のものを除く。） 1,200円/1個
---	--	---

年 表

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
明治33 (1900)	4 月○汚物掃除法施行川崎町ほか適用			
大正10 (1921)		○川崎町にじんかい処理業者出現		川崎町に上水道創設
13 (1924)	7 月○市制施行に伴い、庶務課衛生係発足 ○汚物掃除法にもとづく清掃監視業務開始	7 月○汚物掃除代行為料徴収 規程制定 ごみ清掃手数料徴収開始		7 月 1 日川崎町御幸村及び大師町を廃止し、その区域に市制を施行 人 口 48,394
昭和 2 (1927)				4 月 1 日 田島町編入 人 口 85,831 世帯数 18,226
5 (1930)	○衛生課清掃係に改称			10月 1 日 国勢調査 人 口 104,351
8 (1933)	○清掃監視 5 人体制	8 月○大島ごみ焼却場着工		8 月 1 日 中原町編入 人 口 141,850 世帯数 30,835
10 (1935)	工業都市的性格が濃くなったことと、人口増加に伴い、清掃業者はごみ70人、し尿30人ほどの作業員の体制			10月 1 日 国勢調査 人 口 154,748 世帯数 30,656
11 (1936)	○清掃監視 7 人に増員	3 月○大島ごみ焼却場竣工 (処理能力22.5t/日)		
12 (1937)	○清掃主事 1 人体制 ○清掃監視 8 人体制			4 月 1 日 高津町他編入 6 月 1 日 橘村編入 人 口 194,672 世帯数 37,803
13 (1938)	12月○厚生部衛生課第 1 第 2 清掃係に改称 清掃監視10人体制	1 月○じんかい処理関係業者 接收 市直営への切り換え		10月 1 日 稲田町編入 人 口 234,542 世帯数 44,120
14 (1939)		4 月○堤根ごみ焼却場着工	10月○し尿市営処理業務を開始 11月○川崎市し尿取扱手数料 条例制定し、し尿清掃手数料 徴収開始 ○し尿海洋投棄船「たちばな丸」竣工(67t乗組員 6 人)	4 月 1 日 柿生村編入 人 口 260,104 世帯数 50,970
15 (1940)		2 月○堤根ごみ焼却場竣工 (処理能力22.5t/日)		10月 1 日 国勢調査 人 口 300,979 世帯数 58,087
16 (1941)			○し尿清掃業者の営業権 の大半を接收	12月10日 水江町編入 人 口 342,649 世帯数 65,369

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和17 (1942)	4月○厚生部清掃管理課処理係に改称			
18 (1943)	7月○総務部清掃管理課処理係に改称	9月○大島ごみ焼却場改修のため作業中止		
19 (1944)	6月○土木部清掃課に改称			10月 市電運行開始
20 (1945)	○米空軍の空襲により、中心部をはじめ、広範囲の地域が被災、人口の激減			人 口 200,459 世帯数 40,213
21 (1946)	4月○運輸部輸送課に改称 8月○教育厚生部衛生課清掃係に改称		○し尿海洋投棄船「たちばな丸」廃船	
23 (1948)	8月○衛生福祉部衛生課清掃係に改称			
24 (1949)	4月○予算科目に「清掃事業費」として独立の款を新設 7月○市域を5清掃区に分け川崎・田島・大師・中原・高津の5清掃事業所を設置 12月○衛生福祉部清掃課に昇格 (清掃関係職員数 144人)	3月○道路清掃作業開始 4月○川崎市じんかい処理手数料条例制定	○し尿車の機械化について調査研究開始 ○浄化槽の清掃及び維持管理の指導・検査業務を開始	人 口 313,752 世帯数 66,293
25 (1950)	(清掃関係職員数 176人)	4月○大掃除経費を予算科目に「項」として新設	○経済安定本部資源調査会機械化小委員会がし尿車の機械化について研究答申(実用化に至らず失敗) ○本市は、独自に研究開発を進めることで、わが国のし尿車の機械化の先鞭をつけ、1t車及び4t車による真空車(バキュームカー)の製作を企画 3月○農業対策の一環として宮前・向ヶ丘等にし尿貯留槽を設置 7月○し尿清掃業者の営業権の残り全てを接収し、完全な市直営化	10月1日 国勢調査 人 口 319,226 世帯数 69,195
26 (1951)	(清掃関係職員数 219人)	4月○川崎市じんかい処理手数料条例改正、等級制を実施 集金制を採用	○真空車の製作を開始 4月○川崎市し尿取扱手数料条例改正、集金制を採用 9月○大型真空車(4t車)実用化、小型真空車(1t車)実用化	
27 (1952)	(清掃関係職員数 275人)	10月○大島清掃作業所(ごみ焼却場)の復旧工事完成、業務開始 (処理能力45t/日)		「汚泥」処理を建設部下水課に移管

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和28 (1953)		○堤根清掃作業所(ごみ焼却場)改修工事完成 (処理能力30t/日) ○ごみ収集用自動車機械化の研究開発	○海洋投棄再開 4月○第1清川丸(海洋投棄船)竣工 5月○第2清川丸(海洋投棄船)竣工 9月○入江崎清掃作業所(後の夜光町清掃作業所し尿海洋投棄基地)完工 ○宮前処理場が大蔵省より払下げ	
29 (1954)	4月○清掃法施行 ○汚物掃除法廃止 10月○掃除法の規定にもとづき、特別清掃地区除外地域を指定 12月○川崎市清掃条例施行 (清掃関係職員数 315人)	7月○堤根清掃作業所にゴミ車運搬用エレベーター完成 12月○川崎市じんかい処理手数料条例廃止 ○小型スクリュードラム式ごみ収集車及び大型ラムプレート式ごみ(ロードパッカー)収集車開発	1月○川崎清掃事務所に地下密閉式中継貯留槽(300石)設置 12月○川崎市し尿取扱手数料条例廃止 ○浄化槽洗浄機購入	
30 (1955)	(清掃関係職員数 341人)	9月○小型スクリュードラム式ごみ収集車及び大型ラムプレート式ごみ収集車実用化	3月○川崎清掃事務所に地下密閉式中継貯留槽増設(500石)	10月1日 国勢調査 人 口 445,520 世帯数 98,755
31 (1956)	(清掃関係職員数 351人)	○大型パック・ドラム車製作	2月○し尿消化槽建設工事起工 7月○高津清掃事務所に地下密閉式中継貯留槽(500石)設置	
32 (1957)	(清掃関係職員数 362人)	○小型パック・ドラム車製作		
33 (1958)	1月○特別清掃地域除外地域改正 2月○機構改革 本庁機構として管理係、第1清掃係、第2清掃係を設置 川崎・中原清掃事務所を課に昇格し、庶務係、作業係を設置 12月○し尿海洋投棄基地を入江崎清掃作業所から夜光町清掃作業所に改称 し尿消化槽を入江崎清掃作業所に改称 (清掃関係職員数 402人)		3月○中原清掃事務所に地下密閉式中継貯留槽(500石)設置 12月○し尿消化槽竣工 処理能力162kL/日 ○夜光町清掃事務所に岸壁貯留槽増設	人 口 509,959 世帯数 118,032
34 (1959)	8月○機構改革 衛生局清掃部に昇格し、管理課、業務課を設置 田島・大師・高津各清掃事務所を課に昇格し、庶務係、作業係を設置 9月○全市特別清掃地域の設定 (清掃関係職員数 455人)	10月○堤根清掃作業所第2号炉竣工 処理能力60t/日 ○ごみ収集用中型パック・ドラム車及びロードパッカー車を製作	○中型真空車製作	人 口 576,681 世帯数 138,763

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和35 (1960)	8月○稲田清掃事務所設置 (清掃関係職員数 517人)	12月○橘清掃作業所(ごみ焼却場) 起工	2月○入江崎清掃作業所増設工事着工 ○次のし尿処理施設の建設予定地を市内南加瀬に決定	1月22日 末広町他編入 7月25日 浮島町他編入 10月1日 国勢調査 人 口 632,975 世帯数 159,051
36 (1961)	 (清掃関係職員数 627人)	4月○一部地域で容器による毎日収集開始(週6回収集)	3月○入江崎清掃作業所増設工事竣工 (処理能力216kL/日) 9月○第3清川丸(鉄鋼船341t、400kL積) 建造起工	人 口 642,195 世帯数 162,298
37 (1962)	2月○田島清掃事務所新築竣工 (清掃関係職員数 714人)	1月○橘清掃作業所竣工(処理能力100t/日) 3月○堤根清掃作業所第3号炉起工	1月○第3清川丸竣工 ○し尿浄化槽洗浄車製作 12月○桶積み真空車製作	人 口 689,293 世帯数 178,232
38 (1963)	8月○機構改革 清掃局に昇格 川崎・田島・大師・中原各清掃事務所の作業係を作業第1係、作業第2係に改称 (清掃関係職員数 826人)	3月○堤根清掃作業所第3号炉竣工(処理能力60t/日) 8月○大島清掃作業所起工 12月○ロードスーパー1台稼働	9月○第5清川丸(鉄鋼船374t、450kL積) 建造起工	人 口 734,455 世帯数 195,450
39 (1964)	4月○清掃協力団体、個人の表彰実施(以下、毎年度実施) (清掃関係職員数 919人)	5月○大島清掃作業所改築竣工(処理能力60t/日) 10月○橘清掃作業所焼却炉増設(50t/日、合計処理能力150t/日) ○ロードスーパー(2台稼働、合計3台)	1月○第5清川丸竣工 ○臨海丸(曳舟) 進水	人 口 772,558 世帯数 210,903
40 (1965)	4月○機構改革 施設課を新設 大師・高津・稲田各清掃事務所の作業係を第1作業係、第2作業係に改称 夜光町清掃作業所が課に昇格 4月○清掃条例一部改正 ごみ、し尿清掃手数料隔月集金実施 し尿浄化槽清掃手数料算定基準改正 12月○清掃条例一部改正 し尿清掃手数料に人員制を採用 (清掃関係職員数 1,009人)	5月○堤根清掃作業所第3号炉煤煙防止装置竣工 12月○北部地区ごみ焼却場着工	8月○第6清川丸(鉄鋼船406t、480kL積) 建造起工	10月1日 国勢調査 人 口 854,866 世帯数 235,791
41 (1966)	4月○機構改革 庶務課に労務係を設置 (清掃関係職員数 1,111人)	5月○大島・堤根(第2号炉)・橘各清掃作業所煤煙防止装置竣工 9月○堤根清掃作業所第1号炉改築竣工 (機械式焼却炉処理能力180t/24H)	2月○第6清川丸竣工	人 口 863,720 世帯数 240,979
42 (1967)	12月○王禅寺清掃作業場が発足し、管理係、技術係、作業係を設置 (清掃関係職員数 1,233人)	12月○王禅寺清掃作業場竣工(機械式焼却炉処理能力450t/24H)	11月○宮前し尿中継所脱臭装置設置 12月○南加瀬し尿処理場着工	人 口 891,030 世帯数 255,683

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和43 (1968)	5月○高津清掃事務所新築竣工 8月○宮前清掃作業所発足 12月○堤根第2清掃作業所発足 (清掃関係職員数 1,289人)	4月○臨海清掃作業所着工 ○小型吸いgara収集車、中型コンテナ車、粗大ごみクレーン車を採用 12月○粗大ごみ収集開始	12月○堤根第2清掃作業所(し尿下水道圧送施設)竣工 (処理能力350kℓ/24H)	人 口 909,703 世帯数 263,964
44 (1969)	4月○機構改革 次長制を施行 堤根第1清掃作業所が課に昇格 課待遇の清掃作業所を清掃作業場に改称 (清掃関係職員数 1,315人)	4月○全市ごみの毎日収集実施(週6回収集) 6月○王禅寺清掃作業場管理公舎完成 7月○ごみ車にテールゲート安全棒を採用		人 口 937,648 世帯数 278,977 3月 市電廃止
45 (1970)	3月○加瀬清掃作業場が発足し、管理係、技術係を設置 4月○全車両の塗装をターコイズグリーンに変更 5月○機構改革 浄化槽指導課を新設し、指導係、検査係を設置 橘清掃作業場が課に昇格し、管理係、作業係を設置 施設課施設係を施設第1係、施設第2係に改称 業務第1課清掃係を業務係、処理係に改称 業務第2課に処理係を設置 10月○機構改革 橘清掃作業場作業係を操作係に改称 12月○廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 ○清掃法廃止 (清掃関係職員数 1,354人)	8月○橘清掃作業場にごみ破碎設備設置 (処理能力4t/H(100m³/H))	3月○川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例制定(S45.4.1施行) 8月○加瀬清掃作業場(し尿湿式酸化処理施設)竣工 (処理能力300kℓ/24H)	10月1日 国勢調査 人 口 973,486 世帯数 289,959
46 (1971)	3月○臨港清掃作業場発足し、管理係、技術係、操作係第1～第4係設置 3月○中原清掃事務所新築竣工 9月○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 10月○機構改革 管理部、業務部設置 管理部に管理課を新設し、管理第1係、管理第2係設置 庶務課に調査係設置 王禅寺、堤根第1、橘及び臨港清掃作業場を清掃場に改称 中原・高津、稲田清掃事務所に浄化槽指導係を設置 各清掃事務所の作業第1係、作業第2係を各々業務第1係、業務第2係に改称 (清掃関係職員数 1,434人)	3月○臨港清掃作業場竣工 (機械式焼却炉、処理能力600t/24H) ○全量焼却体制 4月○大型コンテナ車を採用 6月○橘清掃場着工 7月○ごみ車に立ち上がりマフラー採用 12月○清掃条例一部改正 (一般家庭及び4級扱いの事業者のごみ清掃手数料を無料) 12月○臨港清掃場高分子専焼却炉竣工 (処理能力3t/8H)	6月○夜光町清掃作業場貯留槽脱臭装置設置 7月○小型し尿車にホースリールを採用	人 口 972,319 世帯数 288,171

年号	一 般 事 項	ご み 関 係 事 項	し 尿 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和47 (1972)	3月○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 (S47.4.1施行) ○川崎市清掃条例廃止 4月○機構改革 業務部に産業廃棄物対策室を設置 施設課に計画係を設置 区制施行に伴い、川崎及び稲田清掃事務所を各々堤根、多摩清掃事務所に改称 4月○加瀬清掃作業場敷地内に福祉厚生施設として野球場完成 7月○機構改革 堤根清掃事務所に浄化槽指導係を設置 (清掃関係職員数 1,454人)	3月○臨港清掃場ごみ破碎設備竣工(処理能力50t/日) 4月○臨港清掃場管理公舎完成	7月○し尿収集車ホースリール採用 12月○海洋投棄地点延長に伴い第5清川丸改造	4月1日 指定都市に昇格 区制施行(川崎、幸、中原、高津、多摩の5区) 人 口 980,280 世帯数 291,319
48 (1973)	4月○機構改革 堤根清掃事務所が部に昇格し、業務課、設備課を設置 堤根清掃作業場が設備課操作第3係に変更 管理部に労務課を新設し、労務係、厚生係を設置 6月○機構改革 業務第1課処理係を処理第1係、処理第2係に改称 (清掃関係職員数 1,563人)	3月○臨港清掃場不燃性粗大ごみ圧縮設備竣工 (処理能力30t/日)	3月○海洋投棄地点延長に伴い第3清川丸改造 ○加瀬清掃作業場燃焼脱臭装置設置	人 口 991,317 世帯数 295,591 ○市人口5月1日現在100万人を突破
49 (1974)	6月○清掃指導員制度発足 11月○機構改革 橘清掃場操作係を廃止し、技術係、操作第1～第4係を設置 (清掃関係職員数 1,717人)	12月○橘清掃場竣工 (機械式焼却炉、処理能力600t/24H)	3月○加瀬清掃作業場管理公舎完成	市制施行50周年 人 口 996,579 世帯数 297,737
50 (1975)	6月○大師清掃事務所新築竣工 8月○機構改革 大島清掃作業場廃止 (清掃関係職員数 1,784人)	8月○大島清掃作業場廃止	5月○加瀬清掃作業場(し尿下水道投入施設)竣工 (処理能力500kL/日) 9月○入江崎し尿投入施設着工	10月1日 国勢調査 人 口 1,014,951 世帯数 326,203
51 (1976)	3月○機構改革 夜光町清掃作業場廃止 ○堤根清掃事務所着工 4月○機構改革 堤根清掃事務所の部制を廃止して課待遇とし、業務課及び設備課を廃止して設備課操作第3係を堤根清掃作業場に改称 4月○機構改革 産業廃棄物対策室を産業廃棄物指導課に改称し、指導第1係、指導第2係を設置 (清掃関係職員数 1,779人)	3月○堤根ごみ焼却場起工 4月○堤根清掃事務所設備課改築のため廃止 12月○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 ごみ処理手数料を改定 (S52.4.1施行) 12月○臨港清掃場動物死体専焼炉竣工 (処理能力2頭/H)	3月○海洋汚染防止法の施行により海洋投棄廃止 夜光町清掃作業場廃止 12月○入江崎し尿投入施設竣工(処理能力500kL/日)	人 口 1,014,991 世帯数 324,014

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和52 (1977)	4月○機構改革 臨港清掃場に特殊処理係を設置 6月○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 9月○社会科副読本「川崎市のせいそう」発刊 (清掃関係職員数 1,817人)	4月○入江崎清掃作業場し尿消化処理廃止 (下水圧送は継続) 7月○空き缶収集車を採用 ○川崎市式立ち上がりマフラーを考案 10月○空き缶分別収集試行開始	人 口 1,025,138 世帯数 327,250
53 (1978)	4月○機構改革 業務第3課を新設し、計画係、管理係を設置 5月○多摩清掃事務所新築竣工 6月○機構改革 浮島埋立事業所新設 ○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (清掃関係職員数 1,855人)	6月○廃棄物海面埋立事業(搬入)開始(中仕切護岸内) 7月○動物死体運搬車を採用	人 口 1,030,122 世帯数 329,245
54 (1979)	5月○機構改革 清掃場の技術係を操作第5係に改称 8月○機構改革 堤根清掃事業所(課待遇)を廃止し、堤根清掃事業所(部待遇)を新設 業務課に庶務係、業務第1係、業務第2係、浄化槽指導係及び設備課に管理係、操作第1～操作第5係を各々設置 (清掃関係職員数 1,866人)	3月○堤根清掃事業所竣工 (機械式焼却炉、処理能力600t/24H) 12月○臨港清掃場排ガス処理施設(脱塩)設置	人 口 1,037,019 世帯数 322,289 5月 市民プラザ開館
55 (1980)	12月○夜光清掃事務所を新設 ○田島清掃事務所詰所立替工事竣工 (清掃関係職員数 1,929人)	7月○「川崎式し尿車脱臭装置」開発 10月○夜光清掃事業所竣工 (処理能力100t/5H)	10月1日 国勢調査 人 口 1,040,802 世帯数 377,397
56 (1981)	3月○高津清掃事務所詰所増設工事竣工 (清掃関係職員数 1,938人)	2月○橘清掃場排ガス(脱塩)処理施設竣工 3月○臨港清掃場洗濯工場竣工 ○臨港清掃場破砕機廃止	人 口 1,045,244 世帯数 380,775
57 (1982)	6月○機構改革 堤根余熱利用市民施設担当主幹・主査設置し、業務部主幹・主査を廃止 ○中原清掃事務所移転 7月○堤根余熱利用市民施設開館 10月○機構改革 堤根清掃事業所業務課業務第2係と浄化槽指導係を統合し、業務第2係に改称 田島・大師清掃事務所業務第1係と業務第2係を統合し、業務係に改称	8月○中型ごみ車にスライド式ドアを採用 9月○橘清掃場排ガス(脱硝)処理施設設置	人 口 1,044,428 世帯数 380,800 7月 区制変更 宮前区・麻生区新設
58 (1983)	11月○機構改革 普及課を新設 業務第3課を業務第1課に統合し、埋立処分係に改称 浄化槽指導課を業務第2課に統合し、浄化槽指導係に改称 中原・高津・多摩清掃事務所に主幹(安全衛生管理担当)を新設	5月○水処理仕切護岸内埋立開始 10月○王禅寺清掃場改修工事着工	人 口 1,056,897 世帯数 389,799

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
昭和59 (1984)		10月○使用済み乾電池分別収集開始 11月○堤根清掃事業所排ガス（脱硝）処理設備設置工事着工	人 口 1,067,071 世帯数 396,241
60 (1985)	4月○清掃推進員制度発足 10月○浄化槽法施行 ○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（浄化槽関係）	6月○ごみ収集車のオルゴール曲を川崎市民の歌「好きですかわさき愛の街」に変更 7月○小型し尿車にスライド・ドア車を採用	10月1日 国勢調査 人 口 1,088,624 世帯数 404,762
61 (1986)	1月○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行 3月○堤根清掃作業場廃止 ○全車両の中央助手席にシートベルトを装備 10月○主幹・主査制の導入 労務課、施設課、普及課、産業廃棄物指導課に主査を設置 庶務課調査係を庶務係に統合、主査を設置 管理課管理第1係を管理係に、管理第2係を機材係に改称 ○清掃車の色彩デザインを（アイボリー・ホワイト・ブルー）に変更	3月○王禅寺清掃場改修工事竣工 ○堤根清掃事業所排ガス（脱硝）処理施設設置工事竣工 ○堤根清掃作業場し尿圧送処理廃止 4月○ごみ集積表示板採用 10月○（仮）北部粗大ごみ施設建設工事着工 ○公園内ごみ容器からの収集開始 ○公園等の公衆トイレの一部清掃開始	人 口 1,091,940 世帯数 406,168
62 (1987)	3月○田島清掃事務所車両整備棟竣工 5月○普及課と産業廃棄物指導課を統合し、廃棄物指導課に改称 中原・高津・多摩清掃事務所長を部長級とし副所長（課長）設置し、主幹を廃止 業務主幹を新設し、管理部主幹を廃止 10月○管理部庶務課を除く、本庁各課・清掃事務所並びに堤根清掃事務所業務課に主査制導入 ○清掃事務所に推進員担当主査を設置 ○セイシェル共和国に中型ごみ車2車寄贈	3月○臨港清掃場動物死体専焼炉廃止後、新設（処理能力150kg/日×2基） 4月○廃棄物交換システム実施	4月1日 人 口 1,110,946 世帯数 417,787
63 (1988)	3月○多摩清掃事務所車両整備棟竣工 4月○機構改革 夜光清掃事務所を南部粗大ごみ処理事業所（課待遇）に改め、北部粗大ごみ処理事業所（課待遇）を新設 ○清掃庁務員制度を発足	2月○北部粗大ごみ処理事業所（北部粗大ごみ処理施設）竣工 3月○宮前清掃作業場投入棟竣工 4月○使用済み乾電池分別収集体制変更（毎月第3水曜日を毎週水曜日に変更） ○災害用トイレの購入・備蓄業務開始 11月○あきびんポスト回収開始	4月1日 人 口 1,128,988 世帯数 429,974
平成元 (1989)	1月○宮前清掃事務所新築竣工 ○高津清掃事務所を移転、宮前清掃作業場を併合し宮前清掃事務所を設置 8月○第2土曜日閉庁 10月○再生紙の利用開始	6月○川崎市廃棄物有効利用推進懇話会設置	4月1日 人 口 1,143,825 世帯数 440,490
2 (1990)	3月○（財）川崎市余熱利用財団設立 ○ごみ減量広報映画製作 4月○機構改革 管理部に企画課を新設し、業務部廃棄物指導課を推進課と産業廃棄物指導課に改称 堤根清掃事業所業務課を川崎清掃事業所に改称 堤根清掃事業所設備課を堤根清掃場に改称 大師・田島清掃事務所に副所長を設置 ○王禅寺余熱利用市民施設開設 6月○「ごみ非常事態」の市民告知	5月○川崎市ごみ問題緊急対策策定会議設置 7月○庁内で紙ごみ分別回収の実施 ○資源集団回収実施団体への奨励金制度新設 10月○川崎市リサイクル方策等研究協議会設置 ○庁内に「川崎市ごみ処理対策推進会議」設置 ○局内に「川崎市ごみ非常事態対策推進本部」設置	4月1日 人 口 1,156,650 世帯数 451,265 10月1日 国勢調査 人 口 1,173,603 世帯数 466,084

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成 3 (1991)	4 月○機構改革 局に次長設置 施設課を廃止し施設部を新設 施設整備課、施設建設課及び新臨港建設 準備担当主幹・主査を設置 ○各清掃場に主査（電気主任技術者） を設置 5 月○推進課にリサイクル担当主査を設置 10 月○セイシエル共和国に中型ごみ車 2 車 寄贈	3 月○分別収集推進委員制度の創設 ○空き瓶分別収集試行開始 ○王禅寺清掃場内空き缶処理施設完成 （破袋機、磁選機、圧縮機3t/H） ○加瀬清掃作業場湿式酸化処理施設閉 鎖（下水圧送は継続） 4 月○「川崎市廃棄物保管施設設置要綱」 制定 ○電動ごみ収集車を試験運用 8 月○堤根、橘、王禅寺の各清掃場内にリ サイクルビレッジ開設 ○空き缶キレイクン（空き缶回収機） を市内 5 カ所に設置 9 月○生ごみコンポスト化容器助成金制度 新設 ○不用品交換情報誌「エコー」創刊 11 月○資源集団回収業者への報償金制度新 設 ○空き缶回収モデル校実施	4 月 1 日 人 口 1, 173, 412 世帯数 467, 494
4 (1992)	3 月○（財）川崎市余熱利用財団を（財） 川崎市リサイクル環境公社に改組 4 月○神奈川県環境部産業廃棄物処理施設 建設室へ主幹及び主査を派遣 7 月○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関す る条例一部改正（手数料改定等） 10 月 1 日○事務所・事業所 第 2 ・ 4 土曜 日閉庁（交替勤務者 8 週12休） 12 月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等 に関する条例制定（H5. 4. 1 施行）	1 月○（仮）新臨港清掃場建設着工 3 月○堤根清掃場空き缶処理施設完成 （破袋機、磁選機、アルミ選別機、圧縮 機3t/H） ○川崎市資源集団回収事業連絡協議会 設置 ○4 清掃場に一酸化炭素連続分析計設 置 9 月○クリーンリサイクルモデル事業 （CRM）を実施（仲見世通り）	4 月 1 日 人 口 1, 184, 818 世帯数 479, 191
5 (1993)	1 月○資源再生化基金の設置 3 月○川崎市廃棄物の処理及び清掃に関す る法律及び浄化槽法施行細則制定 （H5. 4. 1 施行） ○川崎市廃棄物対策審議会規則制定 （H5. 4. 1 施行） ○川崎市一般廃棄物処理基本計画策定 ○本庁各課 週休 2 日制実施 4 月○施設整備課を整備課に、施設建設課 を建設課に、推進課を減量資源課に改称 業務第 1 課、業務第 2 課を収集計画課、 処理計画課とする減量資源課主幹を設 置 清掃場に副場長を設置 6 月○川崎市リサイクルコミュニティセン ター条例制定 7 月○川崎市廃棄物対策審議会設置 8 月○大師平間寺から軽四輪貨物自動車 2 台が寄贈 10 月○庁舎移転 安田生命ビル 7 階から第 3 庁舎 6 階（管 理部及び業務部）及び16階（施設部）へ 移転 ○王禅寺余熱利用市民施設がIAKS（国 際余暇スポーツ施設研究協会）1993 年模 範スポーツ余暇施設協議会でゴールド 賞を獲得 11 月○橋リサイクルコミュニティセンター オープン	1 月○王禅寺清掃場内に空き瓶処理施設稼 働	4 月 1 日 人 口 1, 191, 181 世帯数 488, 422

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成 6 (1994)	4 月○機構改革 局名等の変更（清掃局を生活環境局に、清掃事務所を生活環境事業所に、清掃場を処理センターに、粗大ごみ処理事業所を資源化処理事業所に、清掃作業場をクリーンセンターに変更） ○組織改正、管理課を車両課に改称 川崎・中原・宮前及び多摩生活環境事業所に作業担当主幹を設置 6 月○川崎市産業廃棄物処理事業団へ中型し尿車 1 台を譲渡 10 月○事務所・事業所 週休 2 日制実施（処理センターの交替勤務者 8 週 16 休） 11 月○セイシェル共和国に中型ごみ車 2 台寄贈	4 月○川崎市廃棄物減量指導員制度の発足 7 月○フロンガスの回収開始 9 月○旭ハウス工業株式会社と「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」を締結 10 月○普通ごみ収集を週 6 回から週 5 回に変更 11 月○川崎プライベートブランドトイレットペーパーの作成 ○クリーンリサイクルモデル事業（CRM）の地域を拡大（たちばなモール）	4 月 1 日 人 口 1, 193, 850 世帯数 494, 194
7 (1995)	3 月○川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例制定（H7. 7. 1 施行） 4 月○ごみ中継事業開始 6 月○容器包装リサイクル法成立（H9. 4 本格施行、H12. 4 完全施行） 7 月○川崎市廃棄物対策審議会答申	2 月○川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会発足 4 月○浮島処理センター試験運転開始 ○加瀬クリーンセンターのごみ中継施設竣工（処理能力 300t/5H） 5 月○臨港処理センター閉鎖 10 月○浮島処理センター竣工（処理能力 900t/24H） ○浮島処理センター粗大ごみ処理施設稼働（処理能力 50t/5H） ○臨港資源化処理事業所閉鎖 ○廃棄物（普通ごみ、粗大ごみ、焼却灰）鉄道輸送事業開始 ○川崎駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を散乱防止重点区域に指定	4 月 1 日 人 口 1, 198, 259 世帯数 499, 723 10 月 1 日 国勢調査 人 口 1, 202, 820 世帯数 503, 711
8 (1996)	10 月○川崎市分別収集計画策定	3 月○堤根資源化選別ヤード（空きびん）竣工（処理能力 20t/5H） ○橘処理センター排水（水質汚濁防止）処理施設設置工事竣工	4 月 1 日 人 口 1, 198, 054 世帯数 513, 417
9 (1997)	4 月○機構改革 環境保全局と統合し、「環境局」に改称 組織改正より、産業廃棄物指導課と減量資源課の事業者（一般廃棄物）指導担当を統合し廃棄物指導課を設置 減量資源課主幹を廃棄物指導主幹に改称 環境企画室の設置 橘資源化処理事業所を橘処理センターに併合 車両課を、収集計画課に併合 11 月○川崎市廃棄物対策審議会答申	2 月○「資源物の日」実施（市域の約 30% の地域） ○雑金属類の回収を開始 10 月○武蔵小杉駅周辺を散乱防止重点区域に指定	4 月 1 日 人 口 1, 206, 341 世帯数 520, 610
10 (1998)	4 月○組織改正により、施設部主幹設置。 6 月○家電リサイクル法成立（H13. 4 月施行） 10 月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正（生活環境影響調査等）（H10. 10. 9 施行） ○ベトナム社会主義共和国に中型ごみ車 3 車寄贈	3 月○南部リサイクルセンター竣工（処理能力 70t/5H） 10 月○武蔵溝ノ口駅周辺を散乱防止重点区域に指定 12 月○空き瓶の鉄道輸送開始	4 月 1 日 人 口 1, 216, 771 世帯数 529, 172

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成11 (1999)	6月○第2期川崎市分別収集計画策定 7月○ダイオキシン類対策特別措置法成立 (H12.1施行) ○川崎市廃棄物対策審議会答申	2月○ペットボトル分別収集開始 (川崎・幸・中原区) 3月○浮島2期廃棄物埋立地排水処理施設 (その1工事)竣工 4月○梶ヶ谷貨物駅に積替施設完成・空き 缶の鉄道輸送開始 ○黒色ポリ袋による排出を禁止 10月○鷺沼駅周辺を散乱防止重点区域に指 定 ○「資源物の日」全市域に拡大 ○普通ごみ収集を週5回から週4回 に変更	4月1日 人 口 1,230,303 世帯数 539,444
12 (2000)	3月○廃棄物対策審議会を環境保全審議会 廃棄物部会に改組 ○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等 に関する条例一部改正(事業者処理責任 の強化、事業系廃棄物処理手数料改定等) (H12.10.1施行) 4月○川崎市廃棄物海面埋立事業特別会計 廃止 ○浮島廃棄物埋立処分場(第2期)併 用開始 5月○建設リサイクル法成立 (H14.5月施行) 6月○循環型社会形成推進基本法成立 (H12.6月施行) ○資源有効利用促進法改正 (H13.4月施行) ○食品リサイクル法成立 (H13.5月施行)	3月○加瀬クリーンセンターのし尿圧送処 理施設廃止 4月○「ふれあい収集」開始 7月○一般廃棄物処理業許可申請受付開始 10月○事業系一般廃棄物を対象に一般廃棄 物収集運搬業の許可を開始 ○事業系ごみ指定袋導入 ○廃棄物管理票制度導入	4月1日 人 口 1,240,339 世帯数 538,704 10月1日 国勢調査 人 口 1,249,905 世帯数 543,088
13 (2001)	3月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等 に関する条例一部改正 (条項変更、用語の整理等)(H13.4.1施行) 4月○組織改正 環境企画室を分割し生活環境部に廃棄 物企画担当を設置 建設課に主幹を設置	9月○電動生ごみ処理機助成金制度新設 10月○浮島処理センター、ISO14001認証取 得	4月1日 人 口 1,254,212 世帯数 546,108
14 (2002)	3月○大師・田島生活環境事業所廃止 ○川崎市環境保全審議会答申 4月○南部生活環境事業所開設 6月○第3期川崎市分別収集計画策定 7月○自動車リサイクル法成立 (H17.1月完全施行) 9月○フィリピン共和国に中型ごみ車8車 寄贈		4月1日 人 口 1,270,984 世帯数 560,442
15 (2003)	4月○組織改正 整備課と建設課を統合し、施設課を設置 (仮称)リサイクルパークあさお建設担 当を設置 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等 に関する条例一部改正 (事業者処理責任の徹底、粗大ごみの処 理手数料の改定等)(H16.4.1施行)	3月○堤根処理センター、王禅寺処理セン ターISO14001認証取得 9月○ペットボトル分別収集全市実施 (高津・宮前・多摩・麻生区) ○空き缶キレイクン(空き缶回収機) 撤去	4月1日 人 口 1,283,956 世帯数 582,058
16 (2004)	2月○川崎市環境保全審議会答申 11月○環境保全審議会を環境審議会に改組	3月○橘処理センター、ISO14001認証取得 4月○雑金属類を小物金属とし、事前申込 制の収集に変更 ○粗大ごみ有料化、粗大ごみ受付セン ターでの一括申込に変更	4月1日 人 口 1,297,901 世帯数 582,124

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成17 (2005)	3月○スリランカ共和国に中型ごみ車1車寄贈 4月○組織改正 減量資源課と廃棄物企画担当を統合し、 廃棄物政策担当を設置 計画・調整担当を廃止 ○かわさきチャレンジ・3R（川崎市 一般廃棄物処理基本計画）策定 6月○第4期川崎市分別収集計画策定 12月○川崎市飲料容器等の散乱防止に関する 条例一部改正 （罰金を過料に変更） （H18.4.1施行）	3月○あきびんポスト収集廃止 4月○し尿・浄化槽業務のセンター化 ○小物金属の事前申込制を廃止 ○「出前ごみスクール」「ふれあい出張 講座」開始	4月1日 人 口 1,308,313 世帯数 590,512 10月1日 国勢調査 人 口 1,327,011 世帯数 595,513
18 (2006)	3月○浮島1期廃棄物埋立処分地を閉鎖 ○スリランカ共和国に中型バキュー ム車1車寄贈 4月○第4次川崎市産業廃棄物処理指導計 画策定 ○王禅寺余熱利用市民施設・堤根余熱 利用市民施設・橘リサイクルコミュニテ ィセンターに指定管理者制度を導入 7月○ドミニカ国へ小型ごみ車1車、中型 ごみ車3車を寄贈 10月○モンゴル国へ中型ごみ車10車寄贈	10月○古着類のイベント回収を区民祭及び 市民祭りで開始 11月○ミックスペーパーモデル収集開始 （川崎区・幸区の約4,200世帯で実施）	4月1日 人 口 1,332,033 世帯数 600,012
19 (2007)	1月○川崎市ごみ減量推進市民会議設置 ○かわさき生ごみリサイクルプラン - 楽しくチャレンジ生ごみダイエット！ - 策定 3月○王禅寺処理センター資源化処理施設 廃止 4月○生活環境推進員制度廃止 ○ドミニカ国へ小型ごみ車4車、中型 ごみ車17車を寄贈 7月○第5期川崎市分別収集計画策定	3月○浮島2期廃棄物埋立処分地排水処理 施設（その2工事）竣工 4月○普通ごみ収集を週4回から週3回に 変更 ○ミックスペーパーモデル収集拡大 （川崎区・幸区の約15,200世帯で実施） 6月○古着類の拠点回収を生活環境事業所 で開始 12月○王禅寺処理センター着工	4月1日 人 口 1,354,913 世帯数 616,458
20 (2008)	4月○粗大ごみ収集運搬業務を民間委託 12月○川崎市環境審議会答申	4月○ミックスペーパーモデル収集拡大 （市全域の約100,000世帯で実施） 9月○浮島処理センター、IS014001自己適 合宣言へ移行 12月○廃蛍光管の拠点回収を生活環境事業 所で開始	4月1日 人 口 1,379,634 世帯数 633,924
21 (2009)	3月○川崎市リサイクル環境公社解散 4月○かわさきチャレンジ・3R（川崎市 一般廃棄物処理基本計画）行動計画を改 定 ○粗大ごみ処理業務を民間委託	9月○王禅寺処理センター、IS014001自己 適合宣言へ移行	4月1日 人 口 1,399,401 世帯数 647,225
22 (2010)	4月○小物金属収集運搬業務を民間委託 ○組織改正 廃棄物政策担当の普及広報班と減量推進 班、廃棄物指導課の事業者（一般廃棄物） 指導担当を統合し、減量推進課を設置 6月○第6期川崎市分別収集計画策定 12月○スリランカ国へ小型ごみ車1車を寄 贈	9月○堤根処理センター及び橘処理センタ ー、IS014001自己適合宣言へ移行 12月○登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を散乱防止 重点区域に指定	4月1日 人 口 1,414,150 世帯数 656,110 10月1日 国勢調査 人 口 1,425,512 世帯数 662,694

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成23 (2011)	3月○第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画策定 ○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正 (熱回収施設関係)(H23.4.1施行) 4月○空き瓶収集運搬業務を民間委託(高津区、宮前区、多摩区、麻生区)	2月○浮島処理センター資源化処理施設竣工 3月○ミックスペーパー分別収集全市実施 ○プラスチック製容器包装分別収集開始(川崎区・幸区・中原区で実施) 8月○生活環境学習室を改修し、名称をかわさきエコ暮らし未来館に変更 12月○王禅寺処理センター試運転開始	4月1日 人 口 1,426,943 世帯数 664,488
24 (2012)	3月○王禅寺処理センターの夜間操作業務を民間委託 4月○空き瓶収集・運搬業務を民間委託(川崎区、幸区、中原区) ○組織改正 施設課と(仮称)リサイクルパークあさお建設担当を廃止し、施設整備課と施設建設課を設置 7月○川崎市環境審議会答申 8月○かわさきチャレンジ・3R(川崎市一般廃棄物処理基本計画)行動計画を改定 ○小型家電リサイクル法成立 (H25.4月施行) 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正 (技術管理者関係)(H24.10.10施行)	3月○王禅寺処理センター竣工 (王禅寺処理センターは同敷地内で更新) 9月○プラスチック製容器包装分別収集全市実施 ○普通ごみ収集を週3回から週2回に変更 10月○小型家電の拠点回収・イベント回収を開始	4月1日 人 口 1,432,374 世帯数 668,768
25 (2013)	3月○かわさき3R推進キャラクターとして「かわるん」が誕生 5月○第7期川崎市分別収集計画策定	7月○川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定」を締結 9月○プラスチック製容器包装分別収集全市実施 ○普通ごみ収集を週3回から週2回に変更 10月○小型家電の拠点回収・イベント回収を開始	4月1日 人 口 1,440,474 世帯数 674,017
26 (2014)	3月○「ごみ減量アイデアコンテスト」を開催	2月○粗大ごみ処理施設に搬入された「小物金属」「粗大ごみ」の中から小型家電を選別・回収する「ピックアップ回収」を試験的に実施 3月○武蔵小杉駅周辺の散乱防止重点区域を変更(拡大) 7月○かわさきエコ暮らし未来館の来館者数が5万人を達成	4月1日 人 口 1,453,427 世帯数 683,229
27 (2015)	4月○空き缶・ペットボトル収集運搬業務を民間委託(川崎区、幸区) ○H27年度のみ橋粗大ごみ処理施設を直営で実施	2月○JFEエンジニアリング株式会社と「廃棄物発電を活用した『エネルギー循環型ごみ収集システム』の実証試験の検討に関する覚書」を締結 3月○橘処理センター建替に伴い、ごみ焼却処理施設を休止 4月○3処理センター体制を開始 ○粗大ごみ処理施設での小型家電の「ピックアップ回収」及び認定事業者への引き渡しを通年で開始 ○新川崎・鹿島田駅周辺を散乱防止重点区域に指定 5月○リネットジャパン株式会社と「小型家電回収の連携に関する協定」を締結 10月○廃棄物鉄道輸送20周年を記念して、JR貨物社長による市長表敬やパネル展を実施	4月1日 人 口 1,466,444 世帯数 693,203 10月1日 国勢調査 人 口 1,475,213 世帯数 691,837

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
平成28 (2016)	3月○川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）策定 ○第6次川崎市産業廃棄物処理指導計画策定 4月○空き缶・ペットボトル収集運搬業務を民間委託（中原区、高津区、宮前区） ○川崎市ごみ分別アプリ配信開始 6月○第8期川崎市分別収集計画策定 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正（手数料改定）（H29.4.1施行） ○川崎市余熱利用市民施設条例一部改正（利用料改定）（H29.4.1施行）	3月○王禅寺処理センター資源化処理施設竣工 ○橘処理センター建替えに伴い、粗大ごみ処理施設閉鎖 ○JFEエンジニアリング株式会社と「廃棄物発電を活用した『ゼロ・エミッションシステム』によるごみ収集の実証試験に関する協定書」を締結 4月○王禅寺エコ暮らし環境館開館 ○普通ごみ収集車両に蛍光管収納箱を順次設置し、蛍光管の分別収集を開始	4月1日 人 口 1,481,270 世帯数 697,952
29 (2017)	4月○空き缶・ペットボトル収集運搬業務を民間委託（多摩区、麻生区）	1月○武蔵溝ノ口駅周辺の散乱防止重点区域を変更（拡大） 10月○ごみ保管灰の試験的埋立を開始	4月1日 人 口 1,496,035 世帯数 710,526
30 (2018)	3月○川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画策定 4月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例規則一部改正（田園住居地域指新規定）（H30.4.1施行） ○川崎市地域防災計画震災対策編（第11章災害廃棄物等処理計画含む）改定 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正（技術管理者要件変更）（H31.4施行）	3月○川崎駅周辺の散乱防止重点区域を変更（拡大） 4月○ISO14001自己適合宣言から環境局施設部独自のEMS運用へ移行 ○かわさきエコ暮らし未来館の来館者数が10万人を達成 5月○株式会社総合サービスと「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」を締結 ○資源物等受託事業者と「地震等大規模災害時における災害廃棄物等収集の協力に関する協定」を締結 ○資源物等受託事業者と「倒産時等における資源物等収集運搬の協力に関する協定」を締結	4月1日 人 口 1,509,887 世帯数 722,881
平成31 令和元 (2019)	2月○EVごみ収集車（電池交換型）の日本初導入 3月○川崎生活環境事業所（川崎区堤根）廃止 4月○南部生活環境事業所の所管地域を川崎市全域とし、川崎生活環境事業所に改称 ○中原生活環境事業所の所管地域を幸区と中原区とし、副所長を設置 ○収集係の普通ごみ担当と生活環境推進係を統合し、業務係を設置 ○安全衛生担当と収集係の委託担当を統合し、安全管理係を設置 6月○川崎市災害廃棄物等処理実施計画策定 ○第9期川崎市分別収集計画策定 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正（一時多量ごみ新規規定）（R2.7施行）	4月○し尿・浄化槽業務の所管地域を変更 12月○王禅寺エコ暮らし環境館の来館者数が5万人を達成	4月1日 人 口 1,522,241 世帯数 732,501

年号	一 般 事 項	業 務 関 係 事 項	参 考 事 項
令和2 (2020)	3月○道路ごみ収集業務廃止 4月○浮島処理センター及び王禅寺処理センターのピット前業務を民間委託 ○浮島処理センターの夜間操作業務を民間委託 6月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正 (非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例新規定) (R2. 6施行) ○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正 (浄化槽管理士の研修新規定) (R2. 7施行) 7月○一時多量ごみ制度開始 11月○川崎市プラスチック資源循環への対応方針策定 ○カンボジア王国へ中型ごみ車1車寄贈		4月1日 人 口 1, 535, 415 世帯数 746, 752 10月1日 国勢調査(確定値) 人 口 1, 538, 262 世帯数 747, 452
3 (2021)	4月○資源物等の持ち去りへの対応方針策定 ○普通ごみ収集運搬業務を民間委託(幸区、中原区、高津区、宮前区の大規模集合住宅を中心としたコンテナ収集) 6月○プラスチック資源循環促進法成立 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正(資源物等持ち去りの禁止) (R4. 4施行、罰則はR4. 10施行)	3月○焼却施設及び粗大ごみ処理施設のプラントメーカーと「災害時における廃棄物関連施設の復旧工事に関する協定」を締結	4月1日 人 口 1, 539, 127 世帯数 753, 280 ※令和3年11月の国勢調査の確定を受けて更新した人口及び世帯数
4 (2022)	3月○川崎市一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画策定 ○川崎市産業廃棄物処理指導計画策定 4月○かわさきプラスチック循環プロジェクト設立 6月○第10期川崎市分別収集計画策定 10月○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例一部改正 (手数料改定)(粗大ごみ以外:R5. 4. 1施行、粗大ごみR5. 7. 1施行)		4月1日 人 口 1, 538, 721 世帯数 758, 750
5 (2023)	12月○粗大ごみ処理手数料の支払い方法にオンライン決済を追加	3月○ヨネッティー堤根を休止 10月○橋処理センター試運転開始 ○川崎未来エナジー株式会社設立	4月1日 人 口 1, 541, 640 世帯数 767, 704
6 (2024)	4月○普通ごみ収集運搬業務を民間委託(川崎区、多摩区、麻生区の大規模集合住宅を中心としたコンテナ収集) 10月○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正(アナログ規制の見直し) (R6. 10施行)	3月○建替えのため堤根処理センターを休止 ○橋処理センター竣工 (処理能力600t/24H) ○橋処理センター資源化処理施設竣工 4月○プラスチック資源分別収集開始(川崎区) ○川崎未来エナジー株式会社による電気事業開始	4月1日 人 口 1, 548, 254 世帯数 779, 004
7 (2025)	3月○川崎市余熱利用市民施設条例一部改正 (R7. 4. 1施行)	4月○プラスチック資源分別収集開始(幸区、中原区)	4月1日 人 口 1, 553, 920 世帯数 790, 411

※令和7年については、7月末現在の情報です。

令和 7 年度 環境局事業概要

－ 廃棄物編 －

発行年月 令和 7 年 8 月

編集・発行 川崎市環境局生活環境部
廃棄物政策担当

電 話 (044) 200－3721

内線 31131
